

# 国際消費者契約を扱う日本の裁判例概観

吉 川 英 一 郎

- I はじめに
- II 「国際消費者契約」に関連する日本判例
- III 「国際裁判管轄」を争うケース
- IV 「準拠法」について検討するケース
- V 本案における請求のパターン
- VI おわりに

## I はじめに

以前拙稿<sup>1</sup>において、世界一周クルーズという国際的な消費者契約について生じたトラブルをめぐる東京高判平成29年6月29日<sup>2</sup>及びその原審判決を検討した。国際契約における一般条項（特に不可抗力条項）に対する関心からの検討であった。この際に、「『国際的な消費者契約』を扱う同様の判決例はそれほど多くは無いように思われる」と述べた<sup>3</sup>。果たして具体的にはどうなのかという点について、本稿では判例検索データベースを用いてもう少し詳細に検証し、その結果、国際契約トラブルとしての日本における消費者契約訴訟の傾向を紹介したいと考える。

## II 「国際消費者契約」に関連する日本判例

Westlaw JAPAN の判例検索データベースで「『国際』 AND 『消費者契約』」を検索語として検索したところ108件の判決がヒットした。そのうち「国際消費者契約」紛争に

- 
- 1 吉川英一郎「国際消費者契約をめぐる裁判例に関する考察－東京高判平成29年6月29日及びその原判決について－」『同志社商学』71巻1号65-104頁、2019年。
  - 2 事件番号平29（ネ）709号、Westlaw JAPAN 文献番号2017 WLJPCA 06296007（原審判決は東京地判平29年1月13日、事件番号平25（ワ）19090号、Westlaw JAPAN 文献番号2017 WLJPCA 01136014、LEX/DB 文献番号25538545）。評釈として、神前禎「通則法11条による法人格否認の法理の適用の可否」『ジュリスト』臨時増刊1531号（平成30年度重要判例解説）、2019年、302-303頁。
  - 3 吉川・前掲注1の脚注2において、「Westlaw Japan の判例検索データベースで『国際的』 AND 『消費者契約』」を検索語として検索すると、28件の判決がヒットするが、そのうち国際消費者契約を扱う高裁以上のものは、次の3件である。……。地裁レベルのものとしては、……など複数存在する」と述べただけで放置している。これを再度詳細に検証するということである。
  - 4 2019年3月31日検索。なお、前掲の拙稿では、「『国際的』 AND 『消費者契約』」を検索語として検索したが、考えを改め、本稿では「『国際』 AND 『消費者契約』」で検索を行ったため、結果として件数が28件から108件に増えている。

該当しないと判断されるものを除外すると<sup>5</sup>、巻末別表1のとおり、合計33件の判決が得られた。

この33件を概観して、争点に注目し共通部分で分類してみる。まず、気が付くのは、実際の権利義務の争いに行きつく前段階の事柄として、いわゆる広義の国際私法領域の問題が争点として扱われることである。①国際裁判管轄権を扱うケースや②準拠法を扱うケースがある。

審理においてこれら国際私法の争点の処置を終えた後、当事者間の権利義務をめぐる請求が争われることになる。多くの場合は債務不履行(契約違反)が請求根拠であるが(「消費者契約」をキーワードにして検索しているので当然であるが)、性質上、請求権競合として、不法行為に基づく損害賠償や不当利得返還請求が加わるケースが多い。33件のケースを訴訟当事者の関係に注目すると、③国際的に著名な航空会社を含む外国企業に対して、その商品・サービスを購入した日本の一般消費者が個人的な不満がもとでその品質・サービスの不備を争う事案、④国際的な金融商品取引を行った日本の消費者(個人投資家)が当該金融商品取引に関わる外国企業を訴える(そして場合によっては詐欺的取引であると主張する)事案など日本の消費者が外国企業を訴えるケースが多いが、⑤日本の消費者が日本企業を訴えているものでありながら契約履行地が海外であるというケースや、⑥外国人消費者が日本国内で日本企業を相手に消費者契約法違反を訴えるケースも散見される。

### Ⅲ 「国際裁判管轄」を争うケース

#### 1 国際裁判管轄を争うケース概観

本稿で挙げた33件のうち、広義の国際私法領域の争点のうち国際裁判管轄(権)を扱う事案が、ケース[2],[3],[5],[9],[10],[11],[12],[13],[15],[17],[19],[21],[22],[23],[24],[25],[26],[27],[30],[31]と相当数見られる。「国際消費者契約中に国際裁判管轄の専属管轄条項が置かれたためにその扱いを争点とするケース」が初期には多い。特に資産運用・金融商品取引をめぐる投資関連の契約の事例である。民事訴訟法改正により第3条の7第5項に国際裁判管轄権に関する合意を

5 どのような事案を取り上げ、除外するかは筆者の主観による判断だが、国際消費者契約として扱うには、当事者の国籍が異なる、国際契約に固有の国際裁判管轄条項や準拠法条項が含まれる、契約履行地が外国である(その点が問題にとって重要である)、といった点を考慮した。「国際」を検索語として使用しているので、108件の判決にはなんらかの国際性が含まれるはずだが、当事者の名前に「国際」という語が含まれているだけであるなど、判決文中に含まれる「国際」の語に重要な意味がない場合は除外している。事案に関連する商品が「外貨」「外債」であるような場合も、取引が実質的に国内取引であれば除外している。また、国際契約の関わる事案でも、当事者が企業対企業の場合は、消費者契約ではないので、原則として除外している。結果として、108件のうち巻末別表1掲載の33件を取り上げ、75件を除外した。除外した75件については念のため本稿巻末にリストしておく。

めぐる「消費者契約に関する特則」が設けられることとなり、この適用を受けるケースとそれ以前のケースでは扱いが異なるため、この時点よりパターンは変化する。また、初期には、国際消費者契約において仲裁合意（仲裁条項の存在）が主張され、事業者側から妨訴抗弁が提出されるケースが見られたが、仲裁法が施行されたため、消費者保護に向けて環境が変化している。

## 2 資産運用・金融商品取引をめぐる契約中の専属的国際裁判管轄合意

### (1) 民事訴訟法改正前のケース

契約中の専属的国際裁判管轄合意の有効性が争われる事例が多く見られる。民事訴訟法改正により第3条の7第5項<sup>6</sup>の適用が始まる以前は、昭和50年チサダネ号事件最高裁判決<sup>7</sup>が判断の基準となっている。専属的国際裁判管轄合意は原則有効であるが、例外的にはなほだしく不合理で公序に反する場合は無効であるという基準である。地裁レベルでは原則が重視される例が多いが、高裁レベルでは後述の通り、ケース[12]（大阪高判）、ケース[13]（東京高判）と、例外が認定され、消費者の日本における提訴が保護される傾向が見られた。

まずケース[9]（東京地判平成24年2月14日<sup>8</sup>）では、事業者被告はリヒテンシュタインの銀行である。判決は、原告のうち、契約の当事者である郵便局職員と間接的出資者であるその母について、取り扱いを異にした。つまり、前者については専属的国際裁判管轄合意を、はなほだしく不合理で公序に反するとは言えないと有効視して、訴えを却下したが、後者については専属的国際裁判管轄合意の効力は及ばないとして、不法行為地管轄を認めて本案前の抗弁を斥けた。

6 民事訴訟法 第3条の7 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができる。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でなければ、その効力を生じない。

3 (略)

4 (略)

5 将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とする第1項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。

一 消費者契約の締結の時に消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意（その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。）であるとき。

二 消費者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が当該合意を援用したとき。

7 最判昭和55年11月28日、民集29巻10号1554頁、判時799号13頁、判タ330号261頁。

8 東京地判平成24年2月14日、事件番号平22(ワ)7042号、Westlaw JAPAN 文献番号2012 WLJPCA 02148003。評釈として、山田恒久「不法行為地の裁判籍を理由に国際裁判管轄が認められた一事例」『ジュリスト』1463号、2014年、123頁（なお、この評釈は、不法行為地管轄の問題を主に扱っている）。

ケース [10] (東京地判平成 25 年 4 月 19 日<sup>9</sup>) は、金融商品出資契約をめぐる出資金返還請求であり、事業者被告はスイスの銀行である。口座開設申込書中の専属的国際裁判管轄合意の有効性が問題とされた。同条項は専属管轄地としてスイスのチューリッヒを指定していた。判決は、管轄合意の成立を認め、そのうえで管轄合意の成立及び効力に関する準拠法は、法廷地たる日本の国際民事訴訟法であると判示し、昭和 50 年チサダネ号事件最高裁判決に沿って、本件管轄合意は原則として有効とした。さらに、はなはだしく不合理で公序に反するかどうか検証するが、チューリッヒが取引地であることなどから合意に一定の合理性を認め、当事者間の格差や被告東京支店の存在に関わらず、公序法に反するとは判定しなかった。加えて、判決は専属的国際裁判管轄合意と消費者契約法 10 条との関係にも触れているが、準拠法決定については、法例 7 条の適用を排し法廷地法の適用を宣して消費者契約法 10 条は適用可能であるとしつつも、本件事情を斟酌して、本件管轄合意は消費者契約法 10 条に違反しないと判断している。

ケース [11] (東京地判平成 26 年 1 月 14 日<sup>11</sup>) は、ケース [10] とよく似たケースである。ケース [11] も金融商品出資契約をめぐる出資金返還請求であり、事業者被告は米国ネヴァダ州会社で日本に支店と代表者を有していた。金融商品取引契約書中の専属的国際裁判管轄合意の有効性が問題とされた。管轄合意の成立及び効力に関する準拠法は、法廷地法の日本の国際民事訴訟法であるとし、管轄合意が、改正民事訴訟法 3 条の 7 施行以前の合意であるとしてその適用を排し、昭和 50 年チサダネ号事件最高裁判決に沿って判断した。判決は、本件管轄合意は原則として有効とし、米国ネヴァダ州裁判所の管轄に委ねることには合理性があるとして、本件管轄合意は無効とならないと判示している。

なお、ケース [11] の判決は、ケース [10] 同様、専属的国際裁判管轄合意と消費者

9 東京地判平成 25 年 4 月 19 日、事件番号平 23 (ワ) 17514 号、Westlaw JAPAN 文献番号 2013 WLJPCA 04198001。評釈として、加藤紫帆「消費者契約に関する国際的専属的管轄合意が有効とされた事例」『ジュリスト』1462 号、2014 年、128 頁、及び高杉直「消費者契約中の外国裁判所の専属管轄合意を認めた事例」『WLJ 判例コラム』9 号、2013 年、Westlaw JAPAN 文献番号 2013 WLJCC 009。

10 消費者契約法 第 10 条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

11 東京地判平成 26 年 1 月 14 日、判タ 1407 号 340 頁、判時 2217 号 68 頁、Westlaw JAPAN 文献番号 2014 WLJPCA 01148001。

評釈として、安達栄司「出資金返還請求事件において米国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所と指定する合意が有効だとされた事例」『私法判例リマークス』50 号 (2015 (上)), 146 頁、山田恒久「国際裁判管轄の合意を理由に訴えが却下された事例」『法学セミナー増刊 (新判例解説 Watch)』15 号、2014 年、345 頁、長谷川俊明「(涉外判例教室) 米国ネヴァダ州裁判所の専属的管轄合意に基づき日本の裁判所に提起した訴えを却下した事例」『国際商事法務』42 巻 8 号、2014 年、1218 頁。岩田合同法律事務所「3116 アメリカ合衆国ネヴァダ州裁判所を第 1 審の専属的合意とする合意が有効に成立しているとして、東京地方裁判所に提起された訴えが却下された事例 (新商事判例便覧 No.662)」『旬刊商事法務』2039 号、2014 年、53 頁。

契約法 10 条との関係にも触れているが、ケース [10] が消費者契約法 10 条を国際民事訴訟法の性格を持つものとして適用可能としていたのに対し、ケース [11] の判決は、国際民事訴訟法の性格を直接的に有する法規ではないとして適用を検討しなかった。

ケース [11] ではまた、米国訴訟において被告が日本の裁判権を主張して米国の国際裁判管轄を争ったことを、原告側が指摘し、本件訴訟で日本の裁判権を否定する主張を行うことは禁反言法理により許されないと主張したが、判決は、双方の訴訟でとりあえず国際裁判管轄を争うことはやむを得ないとして、原告からの被告の禁反言の主張を認めなかった。

ケース [9]、[10] 及び [11] は専属的国際裁判管轄合意を有効視したが、次のケース [12] と [13]（いずれも高裁判決）は合意を無効とした。

ケース [12]（大阪高判平成 26 年 2 月 20 日<sup>12</sup>）では、被控訴人は投資家から出資金を集めファンド資産の運用管理する日本の投資法人であり、控訴人たる投資家（会社及びその代表取締役）は出資契約に基づく出資金の返還を求めた。出資契約にはタイ国バンコク都裁判所を指定する専属的国際裁判管轄条項があり、その有効性が争われた。原判決は裁判管轄条項を有効視し、日本の裁判所は管轄権を有しないとして訴えを却下した。大阪高裁は、原判決を覆し、管轄条項を無効と判示し、大阪地裁が管轄権を有するから訴えは適法であると判示した。判決は、昭和 50 年チサダネ号事件最高裁判決に沿って、タイ裁判所が同国の法律上管轄権を有するかという点と本件管轄合意が甚だしく不合理で公序法に違反するものであるかを検討した。判決は、タイ裁判所が法定の管轄権を有すると認めたとうえで、管轄合意が公序法に反するかどうかについて、取引に係るものを有するのは日本のみでタイ王国とは何の関係もないため、契約に関する紛争についてタイの裁判所を管轄裁判所とすべき合理的理由はないということ、本件管轄合意の効力を認めた場合、タイ裁判所での訴訟の提起、遂行を余儀なくされることによる控訴人らの負担が非常に大きいものであることを理由に挙げて、管轄合意は、甚だしく不合理であり、公序法に違反し、無効と解するのが相当であると判示した。

ケース [13]（東京高判平成 26 年 11 月 17 日<sup>13</sup>）は、ケース [11] の控訴審である。判

12 大阪高判平成 26 年 2 月 20 日、判時 2225 号 77 頁、判タ 1402 号 370 頁、Westlaw JAPAN 文献番号 2014 WLJPCA 02207001。評釈として、中野俊一郎「タイ裁判所を指定する国際的専属管轄合意の有効性」『ジュリスト』臨時増刊 1479 号（平成 26 年度重要判例解説）、2015 年、302 頁、植松真生「バンコク裁判所の専属管轄の合意が無効とされた事例」『私法判例リマックス』51 号（2015〈下〉）148 頁、長谷川俊明「（涉外判例教室）タイの裁判所を専属管轄裁判所とする合意が公序良俗に違反するので無効とされた事例」『国際商事法務』42 巻 10 号、2014 年、1538 頁。

13 東京高判平成 26 年 11 月 17 日、判タ 1409 号 200 頁、判時 2243 号 28 頁、消費者法ニュース 104 号 384 頁。Westlaw JAPAN 文献番号 2014 WLJPCA 11179002。評釈として、紀鈞涵「米国ネヴァダ州裁判所の専属管轄合意が無効とされた事例」『ジュリスト』1504 号、2017 年、119 頁、加藤紫帆「ネヴァダ州裁判所を指定する国際的専属管轄合意を無効とした事例」『ジュリスト』1484 号、2015 年、143 頁、西口博之「MRI 出資金返還訴訟——平成 26 年 11 月 17 日控訴審判決を中心に」『NBL』1040 号、2014 年、11 頁、小田司「54 — アメリカ合衆国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする国際的専

決は、1人について管轄合意の存在を否定したことを除き、他の控訴人について、昭和50年チサダネ号事件最高裁判決に照らし、はなはだしく不合理で公序法に反するかを検証した。被控訴人の不行跡・義務違反、日米両訴訟において管轄不存在の主張をしていること、証拠が米国に遍在するわけではないこと、控訴人が個人でありネヴァダ州裁判所の審理に対応するには大きな負担を伴うことを挙げ、日本の裁判所での審理の途を絶つことは、はなはだしく不合理であり、公序法に反すると判示した。また、被控訴人の国際的三重起訴の主張も斥けられた。

## (2) 民事訴訟法改正後のケース

ケース [15] (東京地判平成27年1月27日)<sup>14</sup> の事実関係は、民事訴訟法改正前のケース [11] 及びその控訴審 [13] に類似する。そして、民事訴訟法改正後のケース [22], [23], [24], [25], [30] 及び [31] の事実関係もケース [15] に類似する。<sup>15</sup> 被告はいずれも、米国ネヴァダ州ラスヴェガスに所在する会社で、診療報酬請求債権を投資対象とする金融商品を扱っており、原告の訴えはいずれも、出資金の返還を求めるものである。

ケース [15] の東京地判においては、原告の1人につき、改正民訴法施行後の国際裁判管轄合意には、民訴法3条の7第5項が適用される<sup>16</sup> として、管轄合意の効力を認めず、民訴法3条の4第1項に基づき日本の裁判所に訴えを提起できると認めた。さらに

- ゝ 属的裁判管轄の合意が公序法に違反するとして無効とされた事例 二 特別の事情による訴えの却下の主張が認められなかった事例『判例時報』2265号、2015年、165頁 (『判例評論』680号35頁)、山田恒久「ネヴァダ州裁判所の管轄合意」『私法判例リマックス』52号(2016(上))142頁、渡部美由紀「(第14回国債民事執行・保全法裁判例研究)米国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする国際的専属的裁判管轄の合意が公序法に違反するとして無効とされた事例(東京高判平成26年11月17日平成26(ネ)623号、判時2243号28頁)」『JCAジャーナル』62巻7号、2015年、18頁、村上正子「米州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする合意が公序法に違反して無効とされた事例」『法学教室』426号別冊付録(『判例セレクト2015[II]』)、2016年、36頁、早川吉尚「外国裁判所を指定する専属的国際裁判管轄合意を無効とした事例」『法学セミナー増刊(新判例解説 Watch)』20号、2017年、329頁、山本戸勇一郎「[下級審民事事例研究73]— アメリカ合衆国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする国際的専属的裁判管轄の合意が公序法に違反するとして無効とされた事例 二 特別の事情による訴えの却下の主張が認められなかった事例」『法学研究』(慶應義塾大学)89巻9号、2016年、107頁、石丸信「日本の裁判権を排除しアメリカ合衆国ネヴァダ州裁判所を第1審の専属的管轄裁判所と指定する国際専属的裁判管轄合意が無効であるとした事例」『消費者法ニュース』102号、2015年、134頁、長谷川俊明「(涉外判例教室) 米国ネヴァダ州裁判所の専属的裁判管轄合意が公序法違反で無効とされた事例」『国際商事法務』43巻5号、2015年、648頁。
- 14 東京地判平成27年1月27日、事件番号平26(ワ)8305号、Westlaw JAPAN 文献番号2015 WLJPCA 01278021。評釈として、金彦叔「消費者契約における管轄合意」『ジュリスト』1510号、2017年、138頁。
- 15 ケース [30] の原告の請求原因の陳述の中には、「被害者は、日本国内のみで約8700人、投資資産の合計額は約1365億円に達する極めて巨大な投資被害事件である。」との主張が見られる。
- 16 民事訴訟法 第3条の4 消費者(個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。))をいう。以下同じ。)と事業者(法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。))との間で締結される契約(労働契約を除く。以下「消費者契約」という。)に関する消費者からの事業者に対する訴えは、訴えの提起の

別の原告について、判決は、他の出資契約者がネヴァダ連邦地裁にクラスアクションを提起しており、その訴訟で被告が、日本の裁判所の管轄に同意していると述べたことをとらえ、日本の裁判所を管轄裁判所とする旨の合意が成立していると認定し、合意管轄（民訴法3条の7第1項）を認めた。

後続のケース [22], [23], [24], [25], [30] 及び [31]（いずれも東京地判）を比較すると、ケース [22]（東京地判平成29年1月19日）<sup>17</sup> は、ケース [15] と同じ理由付けで、専属的管轄合意があるものの米国クラスアクション上の被告主張を根拠に付加的管轄合意（民訴法3条の7第1項）が成立したとして、専属的管轄合意を無力化し日本の裁判所の管轄を認めた。

ケース [15] や [22] と異なりケース [23], [24], [25], [30] 及び [31] は専属的管轄合意の効力を否定している。

ケース [23]（東京地判平成29年3月22日）<sup>18</sup> は、原告を消費者としたうえで、改正民訴法施行以降に出資契約を締結している場合と以前に締結している場合に分け、前者については、国際裁判管轄条項は効力を有さず（民訴法3条の7第5項）<sup>19</sup>、日本の裁判所に訴えを提起できる（民訴法3条の4第1項）と判示した。後者に関しては、チサダネ号事件最高裁判決を引用して国際裁判管轄条項が公序法に反し無効か否かについて検討し、「①被告は、原告らに対して、エスクロー社が出資金を嚴重に管理する旨の虚偽の事実を述べて勧誘し、②米国に本件に関する証拠が偏在しているとはいえず、③本件条項の有効性を認めると、原告に過大な負担が生じることに照らすと、本件条項に基づいて、原告らに日本の裁判所での審理の途を絶つことは、はなはだしく不合理であり、公序法に反する」として日本の国際裁判管轄（民訴法3条の4第1項）を認めた。ケース [24]（東京地判平成29年3月30日）<sup>20</sup> とケース [31]（東京地判平成30年8月22日）<sup>21</sup> も同様である。

ㄨ 時又は消費者契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる。

2 (略)

3 消費者契約に関する事業者からの消費者に対する訴え及び個別労働関係民事紛争に関する事業主からの労働者に対する訴えについては、前条の規定は、適用しない。

17 東京地判平成29年1月19日，事件番号平28（ワ）29349号，Westlaw JAPAN 文献番号2017 WLJPCA 01198012。

18 東京地判平成29年3月22日，事件番号平28（ワ）30219号，Westlaw JAPAN 文献番号2017 WLJPCA 03228010。

19 判決は、「原告 X1……及び同 X16については、平成24年4月1日以降に被告との間で本件各出資契約を締結しているところ、平成23年改正法附則2条2項によれば、平成23年改正法が施行された平成24年4月1日以降の国際裁判管轄合意である本件条項はその効力を有さない（民訴法3条の7第5項）」と述べている。

20 東京地判平成29年3月30日，事件番号平28（ワ）38168号，Westlaw JAPAN 文献番号2017 WLJPCA 03308004。

21 東京地判平成30年8月22日，事件番号平30（ワ）5617号，Westlaw JAPAN 文献番号2018 WLJPCA 08228001。

ところで、ケース [23] において判決が挙げた、専属的管轄合意の公序法違反の理由の第一は「出資金を嚴重に管理する旨の虚偽の事実を述べて勧誘」したことであった(ケース [31] も同じく、虚偽の事実陳述による勧誘を挙げる)。専属的国際裁判管轄合意の有効性という国際民事手続法上の問題の判断に当たって、当事者間の公平・便宜、裁判の適正・迅速といった政策考慮を離れて、勧誘が虚偽の事実に基づくことや運用が行き詰っていたのに勧誘を続けたことという事実を根拠とすることに若干の疑問を感じる。ケース [24] では、「被告は平成 20 年頃から本件金融商品の運用が行き詰まっていたにもかかわらず、本件金融商品の勧誘を続ける一方、本件管轄合意の定めを設けたこと」に変遷している(ケース [25] や [30] も)。より詐欺的意図及び管轄合意と詐欺的行為との連動が指摘されているように見え、管轄合意自体の欺瞞性を問題としているのでこちらの方が理由としては首肯しやすい。

ケース [30] (東京地判平成 30 年 7 月 11 日)<sup>22</sup> は、契約締結時期についての場合分けを行っていない(ケース [25] (東京地判平成 29 年 5 月 25 日)<sup>23</sup> も同様だが原告は 1 人で出資契約締結日は平成 24 年 3 月 20 日以前と認定されている)<sup>24</sup> が、判決中の理由付けは、ケース [23] の改正民訴法施行以前に出資契約を締結している場合に対する理由付けと変わらない。

ケース [30] で、判決は、「……本件金融商品の新たな出資金で他の投資家の元利金を支払うなど、本件金融商品の運用が行き詰まり、投資家との紛争が潜在的に生じていた状況において、あえて本件管轄合意の定めを置いたこと、被告は、日本で本件金融商品の勧誘及び販売をしていたものであり、原告らの請求を判断するのに必要な証拠がアメリカ合衆国に偏在しているとはいえず、日本の裁判所で審理することが、被告に不合理で過大な負担を強いるものではないのに対し、アメリカ合衆国の裁判所で審理することは、原告らにとって大きな負担となることの各事情が認められ、これらの事情を勘案すると、本件管轄合意は、はなはだしく不合理であり、公序法に違反する」と判示し、専属的管轄合意は無効であるとした。上述の通り詐欺的意図と管轄合意との関連性を 1 つ目の理由として挙げている。

なお、ケース [24] 及び [25] では、被告が別件訴訟において日本の裁判所での審理を認める旨主張していることも、当該専属管轄合意が公序法に反し無効である理由に加えている。

22 東京地判平成 30 年 7 月 11 日，事件番号平 30 (ワ) 10465 号，Westlaw JAPAN 文献番号 2018 WLJPCA 07118014。

23 東京地判平成 29 年 5 月 25 日，事件番号平 28 (ワ) 38168 号，Westlaw JAPAN 文献番号 2017 WLJPCA 05258019。

24 判決データでは、別紙出資目録に記載されているという原告らの出資契約締結日を確認できない。

## 3 詐欺的な国際金融関連取引における仲裁合意と妨訴抗弁

ケース [2]（札幌地判平成 15 年 5 月 16 日<sup>25</sup>）と [3]（札幌地判平成 15 年 6 月 25 日<sup>26</sup>）は、FX 金融商品取引に関する争いであるが、当事者たる事業者が同一でほぼ同様のケースである。契約締結時に仲裁同意書が交付されたということで事業者被告側から仲裁合意の存在を盾に妨訴抗弁が主張された。原告は仲裁合意の不存在及び仲裁合意の錯誤による無効・詐欺による取消しを主張した。判決は、仲裁同意書に署名捺印すると日本の裁判所で訴えを提起できなくなるとの説明がないとして、特にケース [2] の判決では、最判昭和 56・6・26、裁集民 130 号 35 頁の中村治朗裁判官の意見（我が国では欧米諸国と違い、仲裁契約の意義と妨訴抗弁の効果が知れ渡っているとは言えないという趣旨）を引用しつつ、妨訴抗弁を斥けている。つまり、自己の国際裁判管轄権を認めた。ケース [3] の控訴審であるケース [5]（札幌高判平成 16 年 2 月 27 日<sup>27</sup>）でも、控訴人による妨訴抗弁の主張は斥けられている。札幌高裁は、消費者契約における仲裁合意が有効であるための基準として「私人間の紛争処理について、裁判による解決と並列して仲裁機関による解決方法を選択し得る旨の合意がなされた場合と異なり、裁判による解決方法を排斥してもっぱら仲裁機関のみによる解決方法を合意する場合には、紛争の性質や仲裁機関の組織等に照らし、仲裁機関のみにより解決することについて合理性があること、仲裁機関による解決方法が特定されるだけでなく、裁判による解決方法を排斥するという点について、当事者間に明示的な意思の合致が認められることを要すると解すべき……」と判示している。

ケース [2] と [3]・[5] では、JCAA の仲裁と ICC の仲裁とが言及されているが、<sup>28</sup>いずれも国際ビジネスで普通に用いられ、国際的に信用のおける仲裁であり、国の裁判と比べて消費者にとってことさら不公正・不利ということはないはずである。JCAA の仲裁で仲裁地が日本ということであれば消費者の負担は日本の裁判所で訴訟追行するのと大差ないと思われる。日本の裁判所で訴えを提起できなくなるとの説明がないと仲裁合意に効力を認めないというルールを打ち立てようとする姿勢には、仲裁への偏見が感じられ、賛同できない。また、ケース [5] の高裁判決は、訴訟と仲裁との選択の余地があるならまだしも、紛争解決を仲裁に絞るなら、①仲裁機関のみにより解決すること

25 札幌地判平成 15 年 5 月 16 日、金融・商事判例 1174 号 33 頁、先物取引裁判例集 34 号 268 頁。Westlaw JAPAN 文献番号 2003 WLJPCA 05160001。評釈として、瀬戸和宏「説明義務違反・情報提供義務をめぐる判例と理論」『外国為替証拠金取引』を行うことを内容とする金融派生商品の販売取引につき、説明義務違反の不法行為が認められた事例』『判例タイムズ』臨時増刊 1178 号、2005 年、87 頁。

26 札幌地判平成 15 年 6 月 25 日、先物取引裁判例集 34 号 367 頁、Westlaw JAPAN 文献番号 2003 WLJPCA 06256004。

27 札幌高判平成 16 年 2 月 27 日、先物取引裁判例集 36 号 211 頁、Westlaw JAPAN 文献番号 2004 WLJPCA 02276001。

28 仲裁機関の指定が一貫していないため、食い違いが原告による仲裁合意の無効という主張の根拠の 1 つとされている。

についての合理性と②裁判を排斥する明示的意思の合致という条件を満たすよう要求している。これには、民事裁判制度が仲裁制度よりもはるかにすぐれているので消費者にそれを保障しなければならないといった、仲裁という制度を否定するがごとき不信感が感じられる。札幌高裁は、訴訟と仲裁との選択を許すという条件ならばよいという提案をしているかのようにも受け取れるが、国際ビジネス契約における紛争解決条項においてこの二者の選択を一方当事者に許すという例を筆者は知らない。この選択は、事業者側にも許しては、両当事者の主張がちぐはぐになることがありうるから、消費者側当事者にのみ選択権を与えるという趣旨であろうか。

ところで、ケース [2] と [3]・[5] は平成 16 年 2 月以前の判決である。その後、仲裁法が平成 16 年 3 月 1 日から施行されており、その施行附則によれば、消費者契約法 2 条 1 項に規定する「消費者」と同条 2 項に規定する「事業者」の間の将来において生ずる民事上の紛争を対象とする仲裁合意（「消費者仲裁合意」と呼ばれる）であって、仲裁法施行後に締結されたものに関しては、消費者は消費者仲裁合意を解除することができる<sup>29</sup>とされている（仲裁法附則 3 条 2 項。自ら仲裁申立人となった場合は除く。同項ただし書）。附則 4 条が個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意を一律無効としているのに対して、消費者仲裁合意については、消費者に選択権が与えられた形となっている。

#### 4 その他の国際裁判管轄をめぐるケース

##### (1) 外国不動産の登記抹消手続に関するケース

ケース [16]（東京地判平成 27 年 3 月 31 日）<sup>30</sup>は、豪州銀行が日本在住の夫妻に、外国にある不動産を担保として金銭を貸し付けたケースで、夫妻が子に対して行ったフランス不動産の譲渡が詐害行為かどうか争われたケースである。事業者が顧客を訴えたケースであり、被告は、取引に含まれる通貨転換条項を消費者契約法 10 条により無効であるとの主張も行った。結局、東京地裁は詐害行為取消権行使を認め、豪州銀行が夫妻から子への贈与を取り消し、登記の抹消手続を求めると判示した。この際、国際裁判管轄は争点とされず、裁判所は、管轄があるものとして本案について判断

29 近藤昌昭・後藤健・内堀宏達・前田洋・片岡智美『仲裁法コンメンタール』商事法務、2003年、305-311頁、特に307-308頁。

30 東京地判平成 27 年 3 月 31 日、事件番号平 24 (ワ) 30809 号、Westlaw JAPAN 文献番号 2015 WLJPCA 03318016。評釈として、嶋拓哉「詐害行為取消権の準拠法、外国不動産の抹消登記請求と専属管轄条項の関係」『ジュリスト』1494号、2016年、123頁、西谷祐子「詐害行為取消権の準拠法」『ジュリスト』臨時増刊 1492号（平成 27 年度重要判例解説）、2016年、296頁、的場朝子「国際民事執行・保全法裁判例研究 (19) フランス所在不動産の贈与が詐害行為にあたるとして贈与の取消しと所有権移転登記の抹消登記手続請求が認容された事例（東京地判平成 27 年 3 月 31 日判例集未搭載）」『JCA ジャーナル』63巻 10号、2016年、20頁、小梁吉章「東京地判平成 27 年 3 月 31 日に見る市場の急変と与信管理」『国際商事法務』44巻 9号、2016年、1343頁。

しているが、被告の一般管轄権（民訴法3条の2第1項<sup>31</sup>）は認められるものの、登記の抹消手続については、民訴法3条の5第2項<sup>32</sup>の解釈として、フランスの専属管轄を肯定して訴えを却下すべきであったと批判が多い<sup>33</sup>。

## （2）個人事業者とグーグルとの広告報酬に関するケース

ケース [17]（東京地判平成27年9月8日）<sup>34</sup>は、日本居住のウェブサイト設営者が広告報酬支払いを求めてグーグル・アイルランド社を訴えたケースである<sup>35</sup>。Googleの標準契約条件には、米国カリフォルニア州サンタクララ郡裁判所を指定する専属的国際裁判管轄条項が含まれていた。契約は民訴法改正前のものであるが、原告は、合意によるサンタクララの裁判所の管轄は原告にとって一方的に不利で公序良俗に反すると主張し、公序良俗に反するか否かは民訴法3条の7第5項の基準で判断されるべきであると主張した。判決は、専属的管轄条項があり、無効であるとする理由はないとして、日本の国際裁判管轄を否定し訴えを却下した。

## （3）海外就労に関するコンサルティング契約のケース（契約書言語による涉外性認定）

ケース [19]（東京地判平成28年3月23日）<sup>36</sup>は海外での就労に関するコンサルティング契約のケースである。控訴人（1審原告）はカナダでの家事使用人としての就労に関する契約を被控訴人（1審被告）のコンサルティング会社と結んだ。控訴人は、被控訴人に教育訓練費用及び仲介手数料を支払ったが、カナダのビザの取得前に解約し、支払済みの金銭について不当利得の返還を請求して提訴した。原審東京簡裁は原告の請求

31 民事訴訟法 第3条の2 裁判所は、人に対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有する。

2 裁判所は、大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えについて、前項の規定にかかわらず、管轄権を有する。

3 裁判所は、法人その他の社団又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

32 民事訴訟法 第3条の5 会社法第7編第2章に規定する訴え……その他これらの法令以外の日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものの管轄権は、日本の裁判所に専属する。

2 登記又は登録に関する訴えの管轄権は、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属する。

3 （略）

33 西谷・前掲注30, 297頁, 嶋・前掲注30, 126頁及び的場・前掲注30, 24-25頁が訴えの却下を主張する。

34 東京地判平成27年9月8日, 事件番号平26(ワ)1590号, Westlaw JAPAN 文献番号2015 WLJPCA 09088006。

35 このケースは、厳密には、事業者対事業者で消費者契約ではないが、原告が民訴法3条の7第5項を用いて消費者としての立場を主張しているので挙げた。

36 東京地判平成28年3月23日, 事件番号平27(レ)1062号, Westlaw JAPAN 文献番号2016 WLJPCA 03238031。

を棄却した。東京地裁は、契約書の原文が中国語であったことから本件を涉外事件と判示し、書面による管轄合意の存在を認め、日本の国際裁判管轄を認めた（民訴法3条の7第1項及び2項）。国際裁判管轄については当事者間で争点とされているわけではなかったが、判決は前提として国際裁判管轄について判断を行った。なお、判決は、「本件契約書の原文は中国語であることからして本件は涉外事件である」と判示し、「国際裁判管轄及び準拠法」の検討に入っているが、契約書言語が外国語であれば涉外事件であるという基準の設定は疑問である。

#### (4) 海外旅行に関する外国会社のケース

ケース [21] (1 審) と [26] (控訴審<sup>37</sup>) では、地球一周の船旅に応じた乗客が船舶のエンジントラブルのため不快な思いをし、船旅を企画実施した日本の旅行会社と船舶所有者の親会社である香港法人を訴えた事案である。1 審は、債務履行地管轄（民訴法3条の3第1号）を認め、また被告香港法人の主張する特別の事情（民訴法3条の9）の存在を認めず、日本の裁判所の管轄を肯定した。控訴審判決もこれを支持した。

#### (5) 外国発行債券の償還請求のケース

ケース [27] (東京地判平成30年3月26日<sup>38</sup>) はアルゼンチン共和国発行の円建て債券の債権者の任意的訴訟担当者として、日本の銀行3行（三菱東京UFJ、みずほ、新生）がアルゼンチン共和国を訴えた事案である。訴訟当事者関係は、銀行対外国であるが、銀行は外国発行円建て債券の債権者の訴訟担当者として活動しているので、本稿における国際消費者契約訴訟の分類に加えた。争点はアルゼンチン共和国の裁判権免除であり、ケースは「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」施行前のものである。判決は、最判平成18年7月21日（民集60巻6号2542頁）を踏まえたうえで、本件債権発行について、私人でも行うことが可能な商業取引であると認定し、私法的ないし業務管理的な行為に当たるとし、さらに裁判権免除条項によって被告は裁判権免除の利益を放棄したと判示して、裁判権免除を否定した。

## IV 「準拠法」について検討するケース

### 1 準拠法を検討するケース

国際的事案であるからといって、取り上げたケース全てで準拠法が検討され判断され

37 前掲注2参照。吉川・前掲注1で扱った。

38 東京地判平成30年3月26日，事件番号平28（ワ）19581号，Westlaw JAPAN 文献番号2018 WLJPCA 03268007。評釈として，加藤紫帆「円建て債券を発行した外国国家の裁判権免除と支払延期措置の効力」『ジュリスト』1540号，2020年，111頁。

ているわけではない。本案前の抗弁として国際裁判管轄権のみが争点であるケース（[11], [12], [13], [17]）を除けば、準拠法に触れているのは、33件のうち、ケース [1], [6], [10], [16], [19], [21], [22], [24], [25], [26], [27] 及び [28] の12件である。準拠法の判断に触れず日本法が適用されているケース、不明なケースも散見される（ケース [2], [3], [4], [5], [7], [8], [9], [14], [15], [18], [20], [23], [29], [30], [31], [32] 及び [33]）。「言わずもがな」ということで触れていないというケースであろうが、いずれも涉外（国際）的要素の含まれるケースであるので、準拠法決定という手順を省くことについては慎重であるべきであろう。なお、ケース [28] は、日本在住者と日本のカード会社との間のクレジット決済に関するもの（主位的請求は不当利得返還請求、予備的請求は債務不履行・不法行為に基づく損害賠償請求）であるが、わざわざ、「本件カード取引の準拠法は、日本法である（規約27条）」と規約（準拠法合意）を示して、本件カード取引の準拠法は日本法であるという点に触れており、慎重さが見られる。

## 2 管轄合意の準拠法

ケース [10] では、既述の通り、専属的国際裁判管轄の合意に消費者契約法10条が適用され合意が無効となるかが問題となり、その国際裁判管轄の合意の効力に関する準拠法について判断が示されている。判決は、法廷地法である日本法が管轄合意の準拠法であると判断している。管轄合意の問題は手続であり、「手続は法廷地法による」という不文の原則に従うところである。既述の通り、金融商品出資契約をめぐる出資金返還請求であるケース [11] もそうである。ケース [11] では、金融商品取引契約書中の専属的国際裁判管轄合意の有効性が問題とされたが、管轄合意の成立及び効力に関する準拠法は、法廷地法の日本の国際民事訴訟法であるとしている。

## 3 改正ワルソー条約・モントリオール条約

ケース [1]（仙台地判平成15年2月25日<sup>39</sup>）では、当事者間に準拠法をめぐる争いがあるわけではないが、運送人と旅客との運送契約の準拠法の検討がなされ、判決は、法例7条1項のもと当事者の意思が示されていないことから2項を適用し、行為地（契約地）法の日本法を準拠法としたうえで、日本の批准する改正ワルソー条約と、同条約に抵触しない範囲で運送約款をケースに適用し、原告の一方に対する不履行責任を認めた。他方に対しては認めなかった。

39 仙台地判平成15年2月25日、判タ1157号157頁、Westlaw JAPAN 文献番号2003 WLJPCA 02250007。評釈として、藤田勝利「受託手荷物の延着による航空運送人の責任」『私法判例リマックス』31号（2005〈下〉）、82頁。

ケース [6] (東京地判平成 19 年 4 月 23 日)<sup>40</sup> は、犬のブリーダーが輸送途中に高級犬が死亡したため、空輸を行ったシンガポール・エアラインズを訴えた。賠償額の制限を内容として含むモントリオール条約の適用が争点の 1 つとなっている (ただし、判決はその点に触れていない)。

#### 4 明示の準拠法指定条項

米国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする国際裁判管轄条項が問題となったケース [13] の場合、契約書中に、準拠法は米国法及びネヴァダ州法とする旨の規定が含まれていた。判決は、国際裁判管轄を扱うケース [11] の控訴審であり、準拠法について判断していない。これとケース [24] と [25] は類似のケースであるが、出資契約の準拠法について、準拠法条項により準拠法はネヴァダ州法と認定する一方、各出資者はいずれも個人、被告は法人であることが認められるから、各出資契約は、法の適用に関する通則法 11 条 1 項にいう消費者契約に当たり、消費者である原告らが常居所地法中の特定の強行法規である民法 96 条 1 項を適用すべき旨の意思を事業者である被告に表示したことも明らかであるから、本件各出資契約の効力については、同条項の適用についても判断すべきことになる旨判示している。

別稿で扱ったケース [21] とその控訴審 [26] とは、既述の通り、地球一周の船旅に応じた乗客が船旅を企画実施した日本の旅行会社と船舶所有者の親会社である香港法人を訴えた事案である。後述の通り、法人格否認の法理の準拠法についても扱われたが、前提として、明示の準拠法指定条項の有効性も問題となっている。運送契約中に準拠法条項があり、英国法の明示の指定があったが、消費者原告らは、旅客運送約款について説明を受けておらず、準拠法についての合意は成立していないから、法適用通則法 11 条 2 項により消費者の常居所地法たる日本法を適用すべきであると主張し、また、仮に

40 東京地判平成 19 年 4 月 23 日、事件番号平 18 (ワ) 7043 号、Westlaw JAPAN 文献番号 2007 WLJPCA 04238002。

41 法の適用に関する通則法第 11 条 消費者 (個人 (事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)) をいう。以下この条において同じ。) と事業者 (法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下この条において同じ。) との間で締結される契約 (労働契約を除く。以下この条において「消費者契約」という。) の成立及び効力について第 7 条又は第 9 条の規定による選択又は変更により適用すべき法が消費者の常居所地法以外の法である場合であっても、消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、当該消費者契約の成立及び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用する。

2 消費者契約の成立及び効力について第 7 条の規定による選択がないときは、第 8 条の規定にかかわらず、当該消費者契約の成立及び効力は、消費者の常居所地法による。

3 消費者契約の成立について第 7 条の規定により消費者の常居所地法以外の法が選択された場合であっても、当該消費者契約の方式について消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、前条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、当該消費者契約の方式に関しその強行規定の定める事項については、専らその強行規定を適用する。

4 消費者契約の成立について第 7 条の規定により消費者の常居所地法が選択された場合において、

準拠法合意が成立していても、準拠法合意は信義則に反して消費者の利益を一方的に害する規定であって無効であり（法適用通則法 11 条 1 項，消費者契約法 10 条），結局，消費者の常居所地法の日本法が準拠法となると主張した。この点について，1 審判決は，船舶による旅客運送契約は約款取引となるのが通常であること，チケットには運送その他のサービスは船舶所有会社の約款に従う旨記載されていて，消費者はこのチケットを受領したうえで旅行に参加していることからすると，本件運送契約が約款取引であることについて明示又は黙示に同意して旅行に参加したものと見えること，旅客運送契約は約款として不合理であると認めることはできないこと，運送約款は営業所に備え置かれていていつでも内容を確認できたことなどを理由に挙げて，消費者原告は，旅客運送約款の個別規定を具体的に認識しなくても，約款に拘束されるというべきであると判示した。また，消費者契約法 10 条違反により準拠法条項は無効であるという主張について，さらに 1 審判決は，準拠法条項によって契約準拠法が英国法とされるからといって，一律に消費者である原告らの権利を制限したり，義務を加重したりするものであるということとはできないと述べ，加えて，本件旅行が世界一周で船舶所有会社がパナマ法人であることを考慮すれば，契約準拠法を日本法でなく，英国法とすることが民法 1 条 2 項の信義則に反するとは言えないから，本件準拠法条項は消費者契約法 10 条に違反するものであるとは言えないと判示している。控訴審判決（ケース [26]）も原判決を支持しながら，「本件旅客運送約款について，被控訴人……に情報提供義務違反はなく，同約款を営業所に備え置いて控訴人らが求めればいつでもその内容を把握できる状態にし，クルーズチケットには，『運送約款については当社または取扱旅行者にご確認ください』などと記載されていたこと，本件旅客運送約款の内容が不合理であるということ

- 
- ㄨ 当該消費者契約の方式について消費者が専らその常居所地法によるべき旨の意思を事業者に対し表示したときは，前条第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず，当該消費者契約の方式は，専ら消費者の常居所地法による。
- 5 消費者契約の成立について第 7 条の規定による選択がないときは，前条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず，当該消費者契約の方式は，消費者の常居所地法による。
- 6 前各項の規定は，次のいずれかに該当する場合には，適用しない。
- 一 事業者の事業所で消費者契約に関係するものが消費者の常居所地と法を異にする地に所在した場合であって，消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし，消費者が，当該事業者から，当該事業所の所在地と法を同じくする地において消費者契約を締結することについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く。
- 二 事業者の事業所で消費者契約に関係するものが消費者の常居所地と法を異にする地に所在した場合であって，消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地において当該消費者契約に基づく債務の全部の履行を受けたとき，又は受けることとされていたとき。ただし，消費者が，当該事業者から，当該事業所の所在地と法を同じくする地において債務の全部の履行を受けることについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く。
- 三 消費者契約の締結の当時，事業者が，消費者の常居所を知らず，かつ，知らなかったことについて相当の理由があるとき。
- 四 消費者契約の締結の当時，事業者が，その相手方が消費者でないと誤認し，かつ，誤認したことについて相当の理由があるとき。

ができないことは、上記で引用した原判決が説示するとおりである。そこで、旅行者において、本件運送契約の締結に当たり、約款内容の具体的な認識を欠いていたとしても、その効力を否定することはできず、本件運送契約における準拠法は、契約当事者の選択があったものとして、本件旅客運送約款で定められた英国法となる」と判示した。控訴審判決は「控訴人らは、法人格否認の法理が適用されない限りにおいて本件旅客運送約款23条は、消費者契約法10条に違反して無効であると主張するが、準拠法を定める約款の効力は、契約ごとに有効無効を判断すべきであって、英国法を準拠法とすることが直ちに消費者の権利を制限し義務を加重することになるものではない」と述べている。

一般に、日本の消費者になじみのない外国法を、消費者契約の準拠法として明示的に指定する当該契約中の準拠法条項は、消費者の利益を一方的に害する規定として扱われるわけではないことが理解できる。

## 5 明示の準拠法指定がない場合

ケース [19] (海外での就労に関するコンサルティング契約のケース) では、既述のとおり、判決は、契約書の原文が中国語であったことから本件を涉外事件と判示し、書面による管轄合意から日本の国際裁判管轄を認め、さらに、準拠法の検討に入っている。純国内事案 (当事者が日本在住の日本人同士で、契約締結地、契約履行地などが日本である場合) でも契約書言語が中国語や英語であることがないとは言えないから、契約書言語が外国語であれば涉外事件であるという基準の設定は疑問である。さてケース [19] は消費者契約の事案であるが、当事者間に準拠法選択の明示の合意が無い<sup>42</sup>ため、法適用通則法11条2項を適用して準拠法を日本法であると判断した。そのうえで、50万円を差し引く契約規定は (違約金条項であるという理由で) 消費者契約法9条1号によって無効であるとの主張を斥けている。

42 消費者契約法 第9条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日 (支払回数が2以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。) までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える部分

## 6 詐害行為取消権の準拠法

既述のケース [16] は、豪州の銀行と貸付債務者夫妻との間の貸付金返還請求の事案であるが、夫妻がその子に対して行った不動産譲渡が詐害行為かどうか争われた。そこで詐害行為取消権の準拠法について判断が示されている。判決は、通説の立場を踏まえ、<sup>43</sup> 被保全債権である債権の準拠法と取消しの対象となる法律行為の準拠法とを累積的に適用するものとしている。その結果、詐害行為取消権行使を容認した。詐害行為取消権の準拠法について論じた最初の裁判例であるとされる。判決は効果の点で日本法に拠ったが、累積適用を支持しつつ「日本法の効果の方が強力であり、累積的適用によっても端的に詐害行為の準拠法によっても、本件ではフランス法の効果に従うべきであった」との批判もある。<sup>44</sup>

## 7 法人格否認の法理の準拠法

上述のケース [21] とその控訴審 [26] とは、既述の通り、地球一周の船旅に応じた乗客が船旅を企画実施した日本の旅行会社と船舶所有者の親会社である香港法人を訴えた事案であるが、直接の契約当事者でない親会社に責任を問うに当たり、日本法上の法人格否認の法理が持ち出され、法人格否認の法理の準拠法がポイントとなった。1審判決は、親会社の責任は運送契約に由来する、原告と訴外船舶所有会社との間の権利義務関係に関するものであるから、法人格否認の法理の適用の有無の判断は、運送契約の契約準拠法によってなされるべきであり、準拠法条項の指定によれば、契約準拠法は英国法であるから、日本法上の法人格否認の法理の適用はない（英国法においては法人格否認の法理は採用されていない）と判示した。控訴審（ケース [26]）も同様に、運送約款中の準拠法条項を有効視し、法人格否認の法理の適用を否定した。

## 8 強行法規の特別連結理論、外国の支払延期措置に対する事実上の考慮

既述のケース [27] は、アルゼンチン共和国発行の円建て債券の償還の事案である。アルゼンチン共和国の裁判権免除も大きな争点であったが、被告のアルゼンチン共和国はさらに、支払延期措置や国家緊急事態法及び予算法は絶対的強行法規であり、強行法規の特別連結理論によって適用されると主張した。また、第三国の強行法規の適用がないとしても、契約準拠法上、第三国法の影響を事実上考慮すべきであると主張した。なお、円建て債券発行の管理委託契約には、日本法を準拠法とする準拠法規定が含まれていた。判決は、契約準拠法が明確に取り決められているにもかかわらず、第三国の法律

43 詐害行為取消権の準拠法について学説上は、累積適用説のほか、対象財産の準拠法に拠るとい説、法廷地法説（本件評釈のうち嶋・前掲注 30, 125-126 頁及び的場・前掲注 30, 23-24 頁）が見られる。

44 西谷・前掲注 30, 297 頁。

を適用することがあり得ると解釈し得るような手がかりは見当たらないと述べ、「立法経過からしても、第三国の強行法規の適用が予定されていたとは解し難い。そうすると、第三国の絶対的強行法規を解釈上適用すべき旨の被告の主張は、採用することができない」と判示した。また、日本法の解釈における事実上の考慮について判決は、「被告が自ら定めた本件支払延期措置によって支払が不能となった状態を考慮して被告の抗弁を認めることは、金銭債務については不可抗力をもって抗弁とすることができない趣旨を定めた民法419条3項の法意に、正面から抵触する」と述べ、被告が主張する「事実上の考慮」の実質は、日本法の適用を排除して第三国法をそのまま妥当させることであって、準拠法である日本法の否定であるとして、被告主張を斥けた。

## V 本案における請求のパターン

### 1 個人消費者対外国企業

#### (1) 国際航空企業

ケース [1] は、国際線に登場した日本乗客2名が手荷物を受け取れなかったことを理由に、オランダの航空会社 KLM を訴えた。手荷物の引渡しの遅れの程度の違いにより、1名の請求は一部認容されたが、もう1名の方は認められていない。

ケース [6] は、日本在住の犬のブリーダーが輸送途中に高級犬が死亡したため、空輸を行ったシンガポール・エアラインズを訴えた。判決は、被告航空会社にケージの輸送につき、気温・通風・設置場所等について必要な管理義務を尽くしたとして、原告の請求を認めなかった。

これらは、企業側がどれほど義務履行の努力を尽くしたかを個別に検証している。

ケース [33] (東京地判平成31年2月26日)<sup>45</sup> は、東京在住の個人が大韓航空を訴えたケースである。原告は、札幌在住の妻子(搭乗予定者)のために、自身のクレジットカードを使用して航空券を購入した(代金は原告の預金口座から引き落とされた)ところ、被告航空会社が運航スケジュールを変更しソウル・アムステルダム間の航空便を欠航としたため妻子が旅行に参加できなくなった。このため被告航空会社に対し民法415条及び消費者契約法8条を根拠に債務不履行に基づく損害賠償を請求した。一方、被告航空会社は、原告の妻が契約者であるので、原告との間で国際航空旅客運送契約が締結された事実はないと主張した。判決は、原告・被告間に契約が不存在であるから原告本訴請求に理由が無いとして請求を棄却している。判決は、本件航空券は、原告の妻を契約者とする JTB との間の手配旅行契約の方法で購入されたものであり、本件航空便に

45 東京地判平成31年2月26日，事件番号平30(ワ)24524号，Westlaw JAPAN 文献番号2019 WLJPCA 02268025。

ついでに国際航空旅客運送契約は、原告の妻子と被告との間で締結されたと認定した。つまり、原告が JTB との手配旅行契約手続をし、原告のクレジットカードが用いられたとしても、被告としては、原告の存在を認識しえず原告からの申込みを受けたとしてこれに対する承諾をすることはないと認定している。なお、原告に当事者適格があるかどうかも争われたが、判決は、当事者適格は認めた。

上述のように、国際的航空会社を被告とする、利用者からの提訴が若干数見られるが、消費者側が不当に扱われたという事案ではなさそうである。ケース [1] の乗客のうちの 1 人の手荷物の遅れが大きいこと以外は、航空会社は、妥当な契約履行をしているように見受けられる。

## （2）金融商品取引に関わる外国企業

金融商品取引については、虚偽の説明や説明義務違反で、個人投資家側が勝訴する事案が見られる。その中では、消費者契約法違反の主張も含まれる。しかし、裁判所が事実を検証した結果、個人投資家の主張を斥けるケースも少なくない。

ケース [9] では、被告事業者はリヒテンシュタインの銀行であった。既述の通り、原告の内、外国債券購入の直接の当事者については、国際的専属管轄合意が存在するため訴え却下となったが、間接出資者たるその母については、不法行為地管轄が認められ、本案審理が認められた。しかし、違法な投資勧誘・運用があったという不法行為の主張は認められず請求は棄却されている。

## 2 日本人消費者対日本事業者

ケース [4]（東京地判平成 16 年 1 月 28 日<sup>46</sup>）は、日本の個人旅行者が日本の旅行会社を訴えている。被告主催の「西トルキスタン・大シルクロード」ツアーが、米国の同時多発テロの影響で途中中止されたため、旅行会社の義務違反が争われた。対象の旅行は海外旅行であるが、当事者が日本人原告と日本企業被告であり、涉外性は認識されず、国際裁判管轄・準拠法は問題にならず、旅行会社の解除条項説明義務違反が認定されている。

ケース [28]（東京地判平成 30 年 3 月 27 日<sup>47</sup>）は、日本の個人旅行者が日本のクレジットカード会社を訴えているもので、イスタンブールで発生したクレジットカード不正

46 東京地判平成 16 年 1 月 28 日、判タ 1172 号 207 頁、判時 1870 号 50 頁、Westlaw JAPAN 文献番号 2004 WLJPCA 01280014。評釈として、江上千恵子「旅行者の説明義務——東京地判平成 16・1・28」『NBL』812 号、2005 年、4 頁、Westlaw JAPAN「新判例解説 406 号」Westlaw JAPAN 文献番号 2004 WLJCC 112。

47 東京地判平成 30 年 3 月 27 日、事件番号平 29（ワ）359 号、Westlaw JAPAN 文献番号 2018 WLJPCA 03278027。

利用に関するケースである。日本人・日本会社間の争いでありながら、国内よりリスクの多い外国における詐欺・強迫によるカード取引について、カード利用者（消費者）がカード会社（事業者）にどこまで責任を問えるかを検証した事案ということになる。原告は、欧州旅行中イスタンブールで知り合った外国人に脅される等して、クレジットカードを使用させられ、原告の銀行口座から利用金額（約88万円）が引き落とされたとして、主位的請求において、クレジットカード決済は、詐欺ないし強迫により取消され、又は錯誤により無効であって、原告は引き落とし相当額の損失を被り、被告は同額の利得を得たとして、不当利得の返還を求めた。また、予備的請求において、被告は、適切に決済を行い、会員に損害を被らせないようにする注意義務等があるにもかかわらず、これに反して、クレジットカードの決済を行い、原告に利用金額相当額の損害を被らせたとして、債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償を求めた。判決は、原告の供述証拠の信用性を検討のうえ、概ね採用できるとはしたが、被告における利得の有無について、利得は被告ではなく加盟店に生じていることになるとして、主位的請求は理由がないと判示した。被告の注意義務違反については、海外の仲介者と業務提携をしたことをもって直ちに注意義務違反があるということとはできないし、事前に被告が情報を持っていたという証拠はないから、被告に与信時の注意義務違反があるとはいえないと判示した。暗証番号の入力を拒否しなかったことなど経緯に照らせば、原告に過失がなかったとは言えないため、原告の損失をてん補しないことが救済義務に違反するものとはいえないと判示している。

ケース [14]（東京地判平成26年12月24日<sup>48</sup>）は、日本からのゴルフ留学に関する契約の不履行が争われた事案で、パンフレット記載内容と実際との齟齬が問題となった。原告は日本人 X1（留学の費用負担者。親族と思われるが X2 との関係不明）と X2（留学する本人）で、被告は留学の関わる業者（日本会社）とその紹介をした日本人である。契約履行地はオーストラリアである。債務不履行のほか不法行為・不当利得や消費者契約法4条1項1号違反<sup>49</sup>が主張されたが、X1は契約当事者ではないと判断され、X2

48 東京地判平成26年12月24日，事件番号平24（ワ）28177号，Westlaw JAPAN 文献番号2014 WLJPCA 12248030。

49 消費者契約法 第4条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認  
二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意又は重大な過失によって告げなかったことにより、当該事実が存在しないと

の請求については、留学期間中の状況とパンフレットの内容とを比較し重要な点で相違は無かったとして、いずれの請求も斥けられた。

### 3 在日外国人消費者対日本事業者

ケース [7]（東京地判平成 21 年 4 月 14 日<sup>50</sup>）は、外国人の預金口座の開設に当たって、外国人登録証明書の写しの提出がないことを理由に、日本の銀行が開設しなかったことが不法行為に当たるかが争われた。請求の根拠は不法行為であるが、消費者契約法に基づく主張も展開されている。判決は、金融機関には本人確認について広い裁量権があるとして、消費者契約法違反その他不法行為には該当しないと判示した。

ケース [18]（東京地判平成 27 年 10 月 29 日<sup>51</sup>）では、日本に滞在する中国人原告が在留資格変更許可申請の書類作成を被告行政書士に依頼し契約を結んだ。その際、一旦支払われた金員の返金には応じないという返金免除合意を含む確認書に署名押印した。その後、申請が不許可になったため、原告は、消費者契約法 4 条に基づき、契約を取り消し、不当利得返還及び重要事項不実告知による職務上の注意義務違反（不法行為）に基づく損害賠償を請求して訴えを起こした。被告は嫌がらせ目的の不当訴訟であると反訴を提起した。判決は、消費者契約法 4 条 1 項 1 号及び 2 号により契約は失効したと認め、また、返金免除合意は消費者契約法 10 条により無効であると判示した。また被告の重要事項に関する不実告知は職務上の注意義務違反で不法行為を構成すると判示した。

ケース [20]（東京地判平成 28 年 7 月 11 日<sup>52</sup>）も、ケース [18] 同様、在留資格に関わる外国人と行政書士との争いであった。ただし、本訴原告は行政書士側である。本訴被告（反訴原告）の韓国人依頼主は在留期間更新許可申請書類の作成を行政書士（本訴原告・反訴被告）に依頼したが、申請は不許可となった。依頼主はその原因が行政書士の書類の不備によるものであると東京都行政書士会に苦情を申し立てたところ、当の行政書士が申立てを名誉毀損であると賠償を求めて訴えた。本訴被告たる依頼主は、準委任契約の解除による原状回復ないし不当利得の返還、並びに、本訴提起が不当訴訟として不法行為に基づく慰謝料支払いを求め、反訴を提起した。判決は、在留期間更新不許

ㄨ の誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

（3 項～6 項）略

50 東京地判平成 21 年 4 月 14 日，事件番号平 19（レ）467 号，Westlaw JAPAN 文献番号 2009 WLJPCA 04148006。

51 東京地判平成 27 年 10 月 29 日，事件番号平 26（ワ）9296 号，Westlaw JAPAN 文献番号 2015 WLJPCA 10298008。

52 東京地判平成 28 年 7 月 11 日，事件番号平 25（ワ）29182 号，Westlaw JAPAN 文献番号 2016 WLJPCA 07118004。

可は、本訴原告の行政書士としての注意義務違反によるとして行政書士の債務不履行を認め、また、準委任契約上の既払報酬の返還請求を遠慮されたいとの文言は消費者契約法10条に基づき無効であると判示した。行政書士による名誉棄損の主張を認めずに本訴請求を棄却する一方、韓国人依頼主側の反訴請求を認容した。ただし、名誉棄損訴訟提起を不法行為であるとは認めなかった。

ケース [29] (東京地判平成30年4月23日)<sup>53</sup>は、ベトナム人生徒からの途中退学の場合における納付済授業料の不当利得返還請求のケースである。原告は、被告の設置する専門学校の元生徒であったベトナム人で、被告は専門学校を設置する学校法人である。原告は専門学校を中途退学し、支払済み授業料・設備費のうち在籍期間に対応する部分を控除した残余50万円余を返還請求した。専門学校の学生心得には、退学の場合、学費は返還されない旨の規定があり、また、原告は、個人的な理由により退学する場合は納入済みの学費についてその返還を求めない旨の誓約書を差し入れていた(「不返還合意」)。原告は、不返還合意は、消費者契約法9条1号に違反しており無効であると主張した。判決は、結論として請求を棄却している。判決は、被告としては、授業料等収入の逸失を平均的な損害の認定に当たって考慮することは相当であり、年度途中で生徒が退学したときには、これにより被告に生ずる平均的な損害は、生徒が当該年度に納付すべき授業料等に相当する額となるから、不返還合意は有効であり、被告は授業料等の返還義務を負わないと判示した。ベトナム人原告の感覚では、不返還合意は不合理と思えたのかもしれないが、日本法上は相当なものと判断された。異文化、価値観の違いが生じさせた国際的消費者契約紛争の一例といえるかもしれない。

ケース [32] (東京地判平成30年11月27日)<sup>54</sup>は、ニュージーランド人からの不動産売買契約の手付金返還請求のケースである。原告は中国語を母国語とする中国系ニュージーランド人であり、被告は日本企業大手5社である。原告は、日本の不動産の購入を希望し、被告会社社員から契約内容・重要事項の説明を受けたうえ(通訳あり)、売買代金10%の1280万円の手付金を支払った。この後、売買契約が締結されたが、契約中に融資利用の特例条項(19条)があり、提携フラット35融資などの提携融資を利用する場合に、融資額の一部が利用できないことが確定したときは売主・買主いずれも契約を解除できること(売主は受領済み金員全額を無利息で返還)が規定されていた。外国人は提携フラット35等の提携融資を利用できず外国人には本件契約19条の適用が全くないのであるが、後日、原告は契約19条に基づき契約を解除するという意思表示をした。被告らは売買残代金の支払いを催告したが支払われなかったため、被告は原告に解

53 東京地判平成30年4月23日、事件番号平29(ワ)20807号、Westlaw JAPAN 文献番号2018 WLJPCA 04238002。

54 東京地判平成30年11月27日、事件番号平29(ワ)19757号、Westlaw JAPAN 文献番号2018 WLJPCA 11278022。

除の意思表示をし、手付金を違約金として没収すると通知した。原告は、契約19条の解釈を争い、錯誤無効、債務不履行を主張して提訴した。主たる争点は、売買契約19条の解釈で、原告の主張としては、外国人は提携融資を利用できず19条の適用が全くなく、外国人であることを理由にローンが下りない場合に手付金を没収し売主に利得を生じさせるのは不合理で、19条は消費者の利益を一方的に害する条項で、消費者契約法10条に基づき無効であるから、提携融資を一般の融資に読み替えて適用すべきであると主張し、被告は19条についての説明が不十分で、原告母国語の中国語の重要事項説明書を交付していないと主張した。また、19条の適用があると信じて契約を締結しており19条適用について錯誤があり、契約は無効であるとも主張した。判決は請求を棄却した。判決は、19条は、代金不払いの場合に手付金相当額を違約金として支払うという原則上の義務を、特例として、提携融資を申し込んだがそれが実行されない場合の買主について免れさせる条項であり、「信義則に反して買主を害する」、「不合理・不当な差別」とは評価できないとし、消費者契約法違反と評価すべき事情は無いと判示した。判決は、契約の錯誤無効や被告の債務不履行（ローン特約を付すべき義務、並びに19条や手付金に関する説明義務違反及び中国語の重要事項説明書交付義務違反など）の主張も斥けた。このケースも、日本法上の手付金に対する理解をめぐって、異文化、価値観の違いが生じさせた国際的消費者契約紛争の一例といえるかもしれない。

#### 4 外国居住者対日本事業者

ケース [8]（東京地判平成22年9月1日<sup>55</sup>）は、スペイン居住者による、日本の貸金業者に対する債務不存在確認請求訴訟であるが、かつて行った訴訟上の和解における合意の違反をめぐる争いの後の債務承認の有効性が争われた。この中で債務承認が消費者の利益を一方的に害するもので消費者契約法第10条違反であるとの主張がなされたが、判決は、本件債務承認が原告の利益を一方的に害するものとは言えないと判示し、原告の主張を斥けた。

## VI おわりに

本稿では、日本における国際消費者契約に関わる判例を並べて、どのような点を争うケースが見られるかを概観した。全体として、思いのほか国際的な消費者契約に関連する判決の数が少ないため、はっきりとした傾向を示せてはいないかもしれない。強いて挙げれば、国際私法領域の論点は消費者にとって理解しづらく、そのため、国際契約中

55 東京地判平成22年9月1日，事件番号平21（ワ）40202号，Westlaw JAPAN 文献番号2010 WLJPCA 09018009。

の専属的国際裁判管轄条項・仲裁条項・準拠法条項が消費者の提訴を阻むツールとして利用されるという一面が見られたと言えなくもない。しかし、それらについても、改正民事訴訟法や仲裁法、法適用通則法といった立法で問題の解消が図られていることも分かる。

判例の集積に関しては、国際性、つまり、当事者の本拠地（常居所地）間の距離、言語、司法システムの差、弁護士活用のしにくさ（国際弁護士や外国弁護士）といった環境が提訴を難しくしているのも想像されるが、今後、消費者の権利意識の向上が予想されるので、関連判例の数は増加するだろうし、それにつれて環境も改善されるだろう。

全体（別表1）を通して、消費者契約法がよく活用されているように思える。消費者契約法のおかげで、消費者が勝訴する事案が増えたというふうには一見見えないが、請求・主張の根拠として「消費者契約法」を挙げる原告は多いことがわかる。国際消費者契約紛争において、紛争の解決手段としては訴訟のほか交渉による和解や調停なども考えられることから請求の根拠法規を数多く列挙することが極端に重要であるというわけではないが、消費者契約法を提訴時の請求の根拠として用いられれば、同法は、消費者にとって、訴訟追行上強力な武器と言えないまでもかなり有用であるだろう。逆に、事業者側にとっては少なくとも非常に厄介なプレッシャーであると言えるだろう。企業やその法務部門にとっては、国際的な提訴の根拠となる法規の存在は脅威であり、その適用の事例は今後も研究の必要があるだろう。

## 巻末別表 1

「国際消費者契約」判例一覧：Westlaw JAPAN のデータベース上「国際」と「消費者契約」で見つかる 33 件

<p>[1] 仙台地判平成 15 年 2 月 25 日 平 13 (ワ) 310 号 文献番号 2003 WLJPCA 02250007。 判タ 1157 号 157 頁。</p> <p>評釈：藤田勝利・リ マークス 31 号 82 頁 (2005 年下)。</p>	<p>○債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償事件。</p> <p>事実概要：原告は乗客 2 名 (X1：大学研究室室員，X2：弁護士) で，被告はオランダ法人の国際的航空運送会社の KLM である。X1 はイタリア視察旅行往路 (千歳 - アムステルダム・スキポール乗換 - ミラノ) において到着地ミラノに手荷物が到着しなかったため，衣類等を購入し費用 12 万 6000 リラを支払った (手荷物は 5 日後に滞在先ホテルに配達された)。後日被告は X1 に 15,000 円を補償金として支払った。X2 はオランダ視察旅行復路 (コペンハーゲン - スキポール乗換 - 関西国際空港) において到着地関西国際空港に手荷物が到着せず翌日配達された。被告の定める運送約款には責任制限規定がある (受託手荷物の紛失・損害・遅延につき 1 Kg あたり 17 SDR を限度とする等)。</p> <p>争点：債務不履行又は不法行為責任の成否。準拠法の決定とワルソー条約の適用。</p> <p>判決：海外旅行の際，預けた手荷物を予定どおり受取ることができなかった場合，諸事情等に照らして客観的に相当な期間を経過して手荷物が運送された場合には，航空会社は債務不履行責任を負うと判示。準拠法を法例 7 条 2 項により日本法とし，ワルソー条約の適用を認めた。X1 につき請求認容。</p> <p>(1) 準拠法とワルソー条約の適用 「運送人と旅客との間の運送契約の準拠法は，法例 7 条 1 項により，まず，当事者の意思に従ってこれを定めるべきところ，本件運送約款上は特に準拠法の指定がなく，他にかかる指定や合意の存在も窺われないから，本件各運送契約の準拠法は，同条 2 項により，行為地 (契約地) になる。……本件各運送契約の締結地は日本と認められる。したがって，本件各運送契約に係る法律関係については，日本法が準拠法になる」。「日本，オランダ及びイタリアはいずれも旧ワルソー条約及びヘーグ議定書を批准している。したがって，本件各運送契約は……改正ワルソー条約 1 条 2 項前段の国際運送に該当し，各契約の法律関係についてはそれぞれ改正ワルソー条約が適用される。……改正ワルソー条約は同条約 1 条及び 2 条に該当する国際航空運送の法律関係について直接に適用される……」。</p> <p>(2) 債務不履行責任について 「改正ワルソー条約 23 条 1 項は，運送人の責任を免除し，又はこの条約で定める責任の限度よりも低い限度を定める約款は無効とする旨規定している。したがって，本件各運送契約には，同条約に抵触しない範囲で本件運送約款が適用される」。「原告らは，それぞれ，特に本件運送約款によらない旨の意思を表示することなく本件各運送契約を締結したことが認められるから，同契約の締結に当たり，同約款による意思で契約を締結したものと推定される」。「……本件運送約款 9 条 4 項 (e) は，『運送人は，同じ航空便で旅客と手荷物を運送するよう，一般的な努力をする義務を負います。同じ航空便で手荷物が運送されなかった場合には，適用法令により通関手続きに旅客の立ち会いが要求される場合を除き，可能な限り早急に旅客に引き渡します。』と規定する。同約款の文言を，同条約よりも運送人の責任を軽減するものとして解釈すれば，同約款は同条約に抵触して無効となるから，その文言が同条約との関係でどのような趣旨を有するか問題となる」。「……同条約 19 条は，受託手荷物が同じ航空便で運送されることまで求めているものと解することはできない。……運送約款 10 条 1 項によれば，運送人は合理的な範囲内で旅客又は手荷物を旅行日において有効なスケジュールどおりに運送することに最大限努力をすることとされ，同約款 9 条 4 項 (e) によれば，運送人は同じ航空便で旅客と手荷物を運送するよう一般的な努力をする義務を負い，同じ航空便で手荷物が運送されなかった場合には，可能な限り早急に旅客に引き渡すこととされていることに鑑みれば，本件運送約款は，……等に照らして，客観的に相当な期間を超えて運送された場合にこれを免責する趣旨とは解されず，同条項 (e) は，上記のような客観的に相当な期間を超えて運送された場合には，運送人としての責任を負うことを規定したものと解するのが相当であり，上記のような客観的に相当な期間を徒過した場合に，同条約 20 条の免責要</p>
---	---

		<p>件が存在しないにもかかわらず、運送人が責任を免れる趣旨の条項ではないといふべきである。」「……旅客と手荷物の所在、両者の地理的關係、その地域における航空機の運航状況その他の交通事情、航空会社の運送処理体制等に照らして、旅客が運送された時から客観的に相当な期間を経過して手荷物が運送された場合には、被告は債務不履行責任を負うが、運送人が無過失であることを立証したときは責任を免れる……。もっとも、手荷物を預託した旅客は、当該手荷物が旅客と同時に運送されることを期待し、これを前提にして目的地到着後の行動を予定するのが通常であるから、同時に運送されなかったのが運送人の故意又は重過失による場合には、信義則上、客観的に相当な期間の経過の有無を問わず当該手荷物が旅客と同時に運送されなかったことによる損害について責任を負うと解するのが相当である。」「……被告は、原告 X1 に対し、手荷物 A の延着について債務不履行責任を負う……。」「原告 X2 について……同原告が仙台に到着した翌日の午後には、同原告の下に届けている。……原告 X2 に対する手荷物 B の運送は、客観的に相当な期間を超えているものと認めることはできない……。……被告の故意又は重過失に基づくものと認めるのも困難である。……被告は、原告 X2 に対して、手荷物の延着責任を負わない……」。</p> <p>(3) 不法行為責任について 「手荷物の延着の場合に被告が負う責任は、本件各運送契約からはじめて発生するものであり、同契約を離れて、一般的に延着を生ぜしめてはならないという義務まで被告に認められるわけではない。本件では、被告従業員何らかの違法行為によって手荷物……の延着が生じたという具体的事実の主張がない。したがって、被告は……不法行為責任を負うものではない。」</p> <p>(4) 損害賠償額について 「原告 X1 は、……計 12 万 6000 リラを支払っている。……日本円に換算すると約 6730 円であると認められる……。……同原告が被った精神的苦痛を慰謝するためには 4 万円が相当である。」「……原告 X1 に過失相殺すべき事情はない。」「……運送約款 16 条 3 項 (a) は、手荷物に関する被告の責任限度を……1 キログラムあたり計 17 SDR と規定している。……手荷物の上限は 20 キログラムで……責任限度額は 340 SDR であり……日本円に換算すると合計 5 万 4987 円となる。……原告 X1 に認められる損害の……合計は 4 万 6730 円であり、上記責任限度額以下であるから、同条項 (a) の適用は問題とならない。」「……1 万 5000 円は損害賠償の内金として支払われたものとみるべきであり、原告 X1 の損害額合計 4 万 6730 円……から既払金 1 万 5000 円を控除した残金 3 万 1730 円が本件における認容額となる。」</p>
[2]	<p>札幌地判平成 15 年 5 月 16 日 平 14 (ワ) 559 号 文献番号 2003 WLJPCA 05160001。 金商 1174 号 33 頁、 先物取引裁判例集 34 号 268 頁。</p> <p>評釈：瀬戸和宏・判 タ臨増 1178 号 87 頁 (説明義務違反・情 報提供義務をめぐる 判例と理論)。</p>	<p>○外国為替証拠金取引の仲介に関する不法行為に基づく損害賠償・不当利得返還請求。控訴審：札幌高判平成 16・2・26, 平 15 (ネ) 278 号。</p> <p>事実概要：原告 X は札幌の高校卒業後、製本業を営んでいたが後に廃業した無職の 58 歳。被告コスモフューチャーズ社 (以下 Y 社) は先物取引・外国為替取引売買の媒介、取次、代理等を業とする日本の株式会社で、ワールド・ワイド・マージン FX なる外国為替証拠金取引を扱っていた。Y 社の仲介で X がオーストラリア法人サマセット社との間で外国為替証拠金取引をし、X は Y 社に証拠金 2700 万円を交付し、Y 社はこれをサマセット社に送金した。</p> <p>X は、Y 社の行為について、</p> <p>(ア) ワールド・ワイド・マージン FX は外国為替証拠金取引でなく私設賭博・ノミ行為である事、</p> <p>(イ) ワールド・ワイド・マージン FX が利益相反する取引であることを隠蔽している事</p> <p>(ウ) スワップ金利が架空のものである事</p> <p>(エ) スワップ金利についてドル売建玉の際高金利を支払うことになる等、十分説明していない事</p> <p>(オ) Y 社が双方代理をしている事、(カ) 不適格者勧誘をした事</p> <p>(キ) サマセット社がオーストラリア認可商業銀行であると虚偽の説明をした事</p> <p>(ク) 完全分離保管制度があると説明している事</p> <p>(ケ) 仕組み及び危険性について説明していない事</p>

(コ) 断定的判断を提供した事、(サ) 一任取引をさせた事

(シ) 買建玉・売建玉を同時期にさせた事、(セ) 無断売買をした事、

を理由に、不法行為及び金融商品販売法4条に基づいて、弁護士費用を含め、2970万円の損害賠償を求めた。また、Xはワールド・ワイド・マージンFX基本契約が公序良俗違反で無効である、詐欺によって取消可能である、又は消費者契約法によって取消可能であるとして、2970万円の不当利得返還請求を行った。

これに対し、Y社は反駁するとともに、本件契約締結時に、「仲裁同意書」を交付し、X/Y社間で発生した問題については社団法人国際商事仲裁協会(JCAA)の仲裁で解決する旨の仲裁合意があると妨害抗弁を提示した。それに対しXは、(ア) 仲裁合意は不成立である、(イ) 仲裁同意書にはJCAAの仲裁が指定されているが、引用している(X・サマセット社間)基本契約書14.A項はICCの仲裁を指定しており、仲裁機関が異なるから合意は不成立である、(ウ) 本件仲裁合意は渉外仲裁契約であるのに、紛争は日本人Xと日本法人Y社との金融商品販売紛争であり、それは渉外仲裁契約によって処理されるべきでなく、原被告間には適用されない、(エ) 基本契約書14.A項はXとサマセット社間の仲裁契約条項であり、原被告間には仲裁合意は無い、(オ) ワールド・ワイド・マージンFXは違法であり、本件仲裁契約はその違法性の主張をさせないようにするためのもので公序良俗に反し無効である、(カ) 仲裁同意書の内容がY社との関係にも適用されること、裁判を受ける権利が制限されることなどの説明がなかったので仲裁合意は錯誤により無効、又は詐欺により取り消せるなどと主張した。

争点：仲裁合意の有効性、被告行為の違法性と被告の責任。

判決：仲裁合意によって原告が、原被告間の紛争に関して日本の裁判所で訴えを提起できなくなることと同意したと認めることはできないと認定し、妨害抗弁を認めず。金融派生商品の販売取引につき、商品取引業者の説明義務違反による不法行為責任が認められた。請求認容。

妨害抗弁について次のように判示された。「本件仲裁同意書には、原告とサマセット社及び被告との間の法的な紛争に関して日本の裁判所で訴えを提起することができない旨が明記されていないところであって、本件仲裁同意書の上記記載から、その旨が一義的に明らかにされているものとは言い難い。そして、証人Cの証言によれば……『サマセットアンドモーガン若しくはうちの会社で何かトラブルなりがあった場合には、代わりに第三者機関の国際商事仲裁協会というところに仲裁してもらう、こういう機関がありますということ、これは飽くまで任意ですけども、もし手間暇を省くためにそういうところに頼むのであれば書いてください』と説明したこと、本件仲裁同意書に署名捺印すると被告に対して日本の裁判所で訴えを提起できなくなるといことは説明していないことが認められる……。以上の事実により……（原告の年齢・性別・経歴・職業・家族関係・病状など）を併せみると、原告は、本件仲裁同意書に署名捺印したことによって、原告と被告との間の法的な紛争に関して日本の裁判所で訴えを提起することができなくなることと同意したと認めるには足りず、他に原告がその旨の同意をしたことを認めるに足りる証拠はない（なお、最高裁判所昭和53年（オ）第1426号・昭和55年6月26日第一小法廷判決〔裁集民130号35頁、判例時報979号53頁〕中の中村治朗裁判官の意見が次のとおりであることを参照。「思うに、民訴法の定める仲裁契約は、それが成立しているときは、その対象とされている事項について当事者の一方が他方を相手として訴を提起しても、相手方が右契約の存在をもつて抗弁すれば、前記のように訴が不適法として却下されるという極めて重大な効果を生ずるものである。しかるに、わが国においては、仲裁手続に関し多年の歴史と経験を有する欧米諸国とは異なり、右制度の導入後もこれが利用された実績に乏しく、法曹人すら、紙の上の知識としてその意義と効果を知っているだけで、実際にこれについての実務上の経験をもっていない者の方がむしろ多いのではないかと思われるし、まして一般国民の間では、仲裁手続なるものの存在やその意義と効果についての知識を全くもたず、むしろ仲裁という名称からは紛争解決のためのあつせんや調停に類したものととしてこれを受けとつているというのが実情であろうと推察されるのである。）。そうすると、本件訴えが訴訟要件を

		<p>欠いているため不適法である旨の被告の主張は、採用することができない」。</p> <p>不法行為の成否と被告の責任について、判決は、「被告が原告に対してしたワールド・ワイド・マージン FX についての説明は、虚偽の事実の説明であったことになり、このような説明は、原告に対する不法行為に該当するというべきである」「これらの事実によれば、被告は、サマセット社の実態を知りながら、敢えてサマセット社について上記のように説明を受けた者をしてサマセット社を過大に信用させることになる説明をしたものと推認するのが相当である。そうすると、被告が原告に対してしたサマセット社及び完全分離保管制度についての説明は、虚偽であるとは断ることができないとしても誇大広告に類する説明であったことになり、このような説明は、原告に対する不法行為に該当するというべきである」。「原告は被告に対し、民法の不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき、損害金 2970 万円及びこれに対する……遅延損害金を支払うことを求めることができる」。</p>
[3]	<p>札幌地判平成 15 年 6 月 25 日 平 14 (ワ) 848 号 文献番号 2003 WLJPCA 06256004。 先物取引裁判例集 34 号 367 頁。</p>	<p>○外国為替証拠金取引の仲介に関する不法行為に基づく損害賠償・不当利得返還請求。ケース [5] の原審。</p> <p>事実概要：原告 X は札幌市在住の女性投資家。被告コスモフューチャーズ社 (以下 Y 社) は福岡市所在の先物取引・外国為替取引売買の媒介、取次、代理等を業とする日本会社で、ワールド・ワイド・マージン FX なる外国為替証拠金取引を扱っていた。Y 社は、X から顧客から預かった証拠金をオーストラリアの「サマセット社」に送金し、顧客はサマセット社と為替相場の相対取引を行い、被告はその売買の取次を行い、サマセット社から手数料を受領することにより利益を得ていた。X は合計 2200 万円を支払ったが 530 万円余の返還を受けたものの 1670 万円弱の損失が発生した。</p> <p>X は、本件のワールド・ワイド・マージン FX が私設賭場であって違法であり、そこにおけるスワップ金利という金員のやり取りも違法であり、またそれらについての十分な説明も欠いており、勧誘・説明の方法や取引のやり方 (一任取引など) も違法であるなどと主張して、Y 社に対し不法行為 (Y 従業員の行為に対する使用者責任) に基づく賠償を求め、また公序良俗違反による無効又は詐欺もしくは消費者契約法違反による取消しに基づく不当利得返還を請求した。</p> <p>これに対し、Y 社は反駁するとともに、本件外国為替取引を開始するにあたり、契約書とは別に「仲裁同意書」という標題で、問題が生じた場合において問題解決の場所として社団法人国際商事仲裁協会 (JCAA) を指定する仲裁合意があると妨害抗弁を提示した。それに対し X は、仲裁同意書には JCAA の仲裁が指定されているが、リンクしている契約書英文は ICC の仲裁を指定しており両者は矛盾している無効である、仲裁合意はノミ行為の違法性の主張を原告にさせないことを目的とし公序良俗違反である、仲裁契約の説明がなかったので仲裁合意は錯誤により無効、又は詐欺により取り消せるなどと主張した。</p> <p>争点：仲裁合意の有効性、被告行為の違法性と被告の責任。 判決：仲裁合意の有効性を否定、妨害抗弁を認めず。金融派生商品の販売取引につき、商品取引業者の説明義務違反による不法行為責任が認められた。請求認容。</p> <p>判決は、妨害抗弁について、まず仲裁同意書と契約書日本語がともに JCAA を指定することを認定したが「本件仲裁同意書には、原告とサマセット社及び被告との間の法的な紛争に関して日本の裁判所で訴えが提起できない旨が明記されていないところであり、本件仲裁同意書の上記記載から、日本の裁判所で訴えが提起できないことが一義的に明らかにされているものとは言い難い。……原告は、本件仲裁同意書に署名押印したことによって、原告と被告との間の法的な紛争に関して日本の裁判所で訴えが提起できなくなることに同意したと認めるには足りず、他に原告がその旨の同意をしたと認めるに足りる証拠はない。そうすると、本件訴えが訴訟要件を欠いているために不適法である旨の被告の主張を採用することはできない」と判示した。</p> <p>そのうえで判決は次の通り判示して X の請求を認めた。「以上の事実及び被告がサマセット社の代理店であり、サマセット社から得る手数料が本件取引におけ</p>

		<p>る被告の唯一の収入であることからすれば、被告は、原告の相対取引の相手方であるサマセット社が確実に利益を挙げられるように、すなわち、原告が替相場の変動による差損、ドル売りによるスワップ金利の支払、委託手数料の支払という形で、確実に損失を拡大し、その分サマセット社の収入になるように原告の取引を拡大させていたと推認することができる。そして、被告が、原告に対して、サマセット社が銀行でないこと、原告がサマセット社に預託する金員が証拠金であって、銀行が運用する金員ではないこと、原告が預託した金員の何十倍もの金額の取引が行われていることを説明し、原告がそれを理解したならば、原告は本件取引を開始しなかったと推認することができる。また、ドル売りを建てた場合のスワップ金利について被告が真実を説明していれば、原告が両建を行うこともなかったと推認される。そうすると、これらの説明をせず、むしろ、上記のとおり虚偽の説明をして原告をしてその旨誤信させたことは、被告の従業員である B が被告の事業の執行につき原告に対してした不法行為になるといふべきである。そして、この不法行為がなければ、原告は本件取引を開始しなかったと推定されるから、本件取引によって生じた差損、手数料、スワップ金利の支払によって生じた 1669 万 7725 円の損害は、全て、B の不法行為と相当因果関係にある損害であるといふべきである。……原告の請求は理由があるから認容する。】</p>
<p>[4]</p>	<p>東京地判平成 16 年 1 月 28 日 平 14（ワ）13827 号、文献番号 2004 WLJPCA 01280014。 判タ 1172 号 207 頁、判時 1870 号 50 頁。  評釈：江上千恵子・NBL 812 号 4 頁、Westlaw JAPAN・新判例解説 406 号（2004 WLJCC 112）。</p>	<p>○旅行契約に関する債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求。控訴審：控訴棄却 事実概要：日本人個人旅行者（原告選定当事者兼選定者 2 名及び選定者 6 名）と日本の株式会社たる旅行会社（被告）との争い。原告らは、被告の主催した「西トルキスタン・大シルクロード」と称する旅行に参加したが、米国において 2001 年 9 月 11 日発生した同時多発テロに伴い、旅行先として予定されたトルクメニスタン共和国内外務省の海外危険情報が発出され、これにより本件旅行が途中で中止され、同共和国内等を観光できずに帰国した。本件旅行の中止について、被告は①出発前に米同時多発テロによる旅行の中止が予測され、取消料の負担なしに旅行契約の解除を認める旅行約款条項が適用されたとして、同条項に基づく解除を認める取扱いをする義務及び同解除ができることを説明する義務、②海外危険情報の発出の有無及びその内容を説明する義務をいずれも尽くさず、これにより原告らは、中止を余儀なくされた本件旅行に参加させられ、少なくとも旅行代金相当額 57 万 3000 円の財産的損害及び精神的損害が生じたとして、いずれも債務不履行又は不法行為による損害賠償請求権に基づき 57 万 3000 円及び遅延損害金の支払を求めた。  争点：旅行約款解除条項の適用の可否、同条項に関する説明義務違反の有無。 なお、契約の履行地は海外であるものの当事者関係は日本人原告対日本会社被告。 判決：旅行会社の旅行約款条項に関する説明義務違反を認定。 判決は旅行約款解除条項の適用の可否について「本件解除条項は……天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令等の一定の事由により『旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが極めて大きいとき』には、旅行者が取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができる旨規定している。本件解除条項の適用の可否については、旅行の日程及び内容、旅行先の外国地域の政治・社会情勢及びその変化の見通し等の諸事情を総合的に勘案して、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが極めて大きいと認められるかどうかにより判断すべきである。また、上記各事情は、旅行者及び旅行会社の情報収集能力に限りがあることを考慮すると、我が国内で旅行者及び旅行会社が収集、確認しうる資料や情報等を根拠とするもので足りるといふべきである」「……本件旅行の出発の時点においては、さらにアフガニスタン情勢の悪化を伝える報道がされており、本件旅行の催行中に、アメリカ合衆国による軍事報復活動を懸念して、外務省により本件旅行先を含むアフガニスタン周辺国につき海外危険情報（危険度 2 以上）が早晚発出され、ひいては本件旅行の旅程どおりの実施が不可能となるおそれが高く、被告においてもその予測が十分可能であったと認められ、本件解除条項の適用があったといふべきである」と判</p>

		<p>示した。</p> <p>判決は旅行約款解除条項に関する説明義務違反の有無について「原告らにおいても、遅くとも本件旅行の出発時において、本件旅行が予定どおり履行されるか不安を抱き、取消料の負担なしの解除が可能であれば、本件旅行契約の解除を希望する者がいたと推認される。そして、本件旅行については、すでに説示したとおり、アフガニスタン情勢の悪化により途中で中止せざるを得ないことが予測され、その中止理由が旅行先地域の治安状況という旅行者の生命及び身体の安全に関わることを考慮すると、本件旅行を解除するかどうかを選択判断する機会を与える意味においても、被告は、遅くとも本件旅行の出発時において、原告らに対し、本件旅行につき取消料の負担なしの解除ができることを説明する義務を負っていたというべきである。……原告の前記主張のうち、本件解除条項に基づき取消料の負担なしの解除を認める取扱いをする義務については、その義務違反があったとは認められないものの、上記解除ができることを説明する義務については、その義務違反があったと認められる」。「ところで、原告らの主張中には、被告の原告らに対する前記各説明義務違反の事実について、消費者契約法4条2項所定の不利益事実の不告知であると主張する部分があり、同条項に基づく本件旅行契約の取消及びこれによる不当利得返還請求権として、旅行代金相当額の返還を求める趣旨とも解されるが、原告らは、①本件旅行契約の締結に際する説明義務違反(前記4(1))については、同項にいう『当該消費者の利益となる旨を告げ』の要件に該当する具体的事実について主張されておらず、②その余の説明義務違反については、いずれも契約締結後の債務不履行の事実をいうにすぎないのであって、いずれも主張自体失当である」。</p>
[5]	<p>札幌高判平成16年2月27日 平15(ネ)307号、 文献番号 2004 WLJPCA 02276001。 先物取引裁判例集 36号211頁。</p>	<p>○個人投資家対先物取引仲業者の紛争。外国為替証拠金取引の仲介に関する不法行為に基づく損害賠償請求事件ケース [3] の控訴審。</p> <p>事実概要：被控訴人が、控訴人の仲介によって外国法人との間で外国為替に関連する金融派生商品に関する取引を開始したものの、控訴人が同取引の実態を秘し被控訴人に損害を被らせたとして不法行為に基づいて損害賠償を求めた事案。控訴人と被控訴人の間で紛争解決の仲裁同意書があるため本件訴えは不適法であるとする控訴人の妨訴抗弁あり。</p> <p>争点：仲裁合意の有効性、控訴人行為の違法性とその責任。</p> <p>判決：仲裁同意書には裁判による解決方法を排斥する旨の記載がないことから妨訴抗弁を認めず。被控訴人の請求を認容した原判決を支持、控訴を棄却。</p> <p>判決は、訴えの適否(妨訴抗弁の正当性)に次のように判示した。「私人間の紛争処理について、裁判による解決と並列して仲裁機関による解決方法を選択し得る旨の合意がなされた場合と異なり、裁判による解決方法を排斥してもっぱら仲裁機関のみによる解決方法を合意する場合には、紛争の性質や仲裁機関の組織等に照らし、仲裁機関のみにより解決することについて合理性があること、仲裁機関による解決方法が特定されるだけでなく、裁判による解決方法を排斥するという点について、当事者間に明示的な意思の合致が認められることを要すると解すべきところ、本件仲裁同意書には、裁判による解決方法を排斥する旨の記載が見当たらない。したがって、本件仲裁同意書に被控訴人が署名・捺印したことのみをもって、控訴人主張に係る仲裁合意が成立したと認めることはできない」。「……によれば、本件仲裁同意書では、『契約書第14.Aの項に従い』仲裁の合意をする旨記載されているが、契約書第14.Aの項に記載された仲裁機関である『the Arbitration Panel of the International Chamber of Commerce』とは、国際商業会議所(the International Chamber of Commerce, 通称 ICC)の紛争仲裁機関(Coate of Arbitration)を指し、他方、本件仲裁同意書記載の仲裁機関である社団法人国際商事仲裁協会(the Japan Commercial Arbitration Association, 通称 JCAA)は日本の機関であり、両者は別の機関であることが認められ、本件基本契約書の条項に従う旨の本件仲裁同意書の記載部分と仲裁機関として社団法人国際商事仲裁協会を指定する部分とは整合しない。したがって、本件仲裁同意書による仲裁機関の指定は本件基本契約書の条項と矛盾する」。「……尋問の結果によれば、被控訴人は……3時間にわたって小●●●から本件FX取引の勧誘を受</p>

	<p>け、取引を始めることにしたものであるが、被控訴人には民事紛争における仲裁合意についての基礎的理解や知識はなかったこと、他方、小●●●にも本件仲裁同意書の具体的内容や法律的效果についての知識はなかったことが認められる。「以上によれば、本件仲裁同意書については、本件基本契約書との整合性を含めた説明が小●●●から被控訴人に対してなされたとは到底認められず、被控訴人が本件仲裁同意書の内容を具体的に認識した上で、かつ、裁判による解決方法が排斥されることまで理解して署名・捺印したものではないと認めるのが相当である。したがって、本件仲裁同意書による合意に基づいて、被控訴人による本件訴訟提起の適法性を否定することはできない」。</p> <p>判決は、控訴人の欺罔行為について次の通り判示した。「これまでに認定した、控訴人が作成したパンフレット類の記載内容、本件 FX 取引の投機性や危険性、サマセット社の預金預け入れを業とする銀行としての不適格性、被控訴人の本件 FX 契約時の資産状況並びに被控訴人の本件 FX 取引及びサマセット社に対する理解状況と小●●●の被控訴人についての認識状況及びその能力等に照らすと、控訴人は、被控訴人を含む顧客に対し、本件 FX 取引があたかも外国銀行による資金運用を内容とする安全な金融商品であるかのように装って取ってサマセット社の銀行業務資格を顧客に誤認させるとともに、いわゆる『スワップ金利』といった高度に変動性や投機性に富んだ金利間差損益についての十分な説明をしないまま外務員である小●●●に被控訴人を勧誘させ、あたかも外貨建ての銀行預金類似の金融商品であると誤信した被控訴人をして証拠金名下に 400 万円を支払わせた上、引き続き手仕舞いの機会を与えないまま合計 2200 万円を支払わせたものと認めるのが相当であり、仮に、控訴人又は小●●●ら控訴人の外務員において、上記欺罔又は騙取の故意があったとまでは認められなくても、控訴人には、本件 FX 契約に先立って、被控訴人に対し、サマセット社の実態を含む本件 FX 取引の重要事項について十分な説明を尽くして被控訴人の理解を得た上で本件 FX 契約を締結すべき義務があった（金融商品販売法 3 条参照）にもかかわらず、そうした説明を小●●●にさせることなく、被控訴人をして本件 FX 契約を締結するに至らせたことは不法行為（民法 709 条）に該当し（……控訴人の業務の執行についてなされたものと認められるから……民法 715 条の使用責任を免れない。）、控訴人は、本件 FX 契約によって被控訴人が被った損害を賠償する義務がある」。</p> <p>判決は被控訴人の過失について「本件において、被控訴人は本件 FX 取引の実態を理解していなかったし、小●●●らによってそうした状態に置かれ続けていたと認められることは既に判示したところであり、そうした状況にあった被控訴人に対し、本件 FX 取引の最中にその危険性を的確に認識することを求めることは背理である。以上要するに、被控訴人の本件 FX 契約に至る経緯やその後の事情に鑑みると、被控訴人は本件 FX 契約における一方的被害者であると認められ、これに過失相殺を適用することは相当でないし、他に被控訴人に対し過失相殺を適用すべき事情があったことを認めるに足りる証拠はない」と判示した。</p>
<p>[6] 東京地判平成 19 年 4 月 23 日 平 18（ワ）7043 号、 文献番号 2007 WLJPCA 04238002。</p>	<p>○運送契約上の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求。 事実概要：犬の繁殖等を行う日本在住の個人（原告）と国際的航空運送会社たるシンガポール・エアラインズ（被告）との紛争。原告が、高級犬（ゴールデンレトリバー）の米日間（ロサンゼルス・成田間）の航空運送を被告に依頼、契約したところ、同犬が航空機内のケージ内で、心不全で死亡した。原告は、被告には、犬の健康状態を維持して目的地に到着するように、貨物室の温度等の管理、貨物の搭載量の調節、ケージの搭載場所を適切に選択すべき管理義務があるのに、被告はこれを怠ったため、犬を熱中症（による心不全）によって死亡させたとして、本件運送契約による債務不履行ないし不法行為による損害賠償請求権に基づき財産的価値 700 万円、慰謝料 200 万円、弁護士費用相当損害金 100 万円の合計 1000 万円と遅延損害金の支払を求めた。被告は、管理義務を尽くしているため運送契約につき債務不履行責任及び不法行為責任を負わないとし、また、本件運送契約に関する運送約款では、被告には航空運送につき、本件犬の死亡について一切責任を負わないとされているし、犬の死亡について責任を負うとしてもモンテリオール条約 22 条 2 項によって賠償額は 1000 SDR に限定されていると</p>

	<p>主張した。</p> <p>なお、原告は、被告の免責約款による免責の主張に対して、運送契約が英文で原告は内容を理解しえないとも、モントリオール条約に照らして無効であるとも主張したほか、「原告は、飼い犬であるストーム号をアメリカのコンテストに出場させるために、被告との間で本件運送契約を締結したのであって、事業として又は事業のために契約の当事者となったのではないから、消費者契約法2条1項の定める消費者に該当する。また、本件約款条項は、消費者の利益を不当に害する条項であるから、消費者契約法8条1項3号により無効である」、「被告は、日本語を用いて集客をしながら、他方で本件約款の文言を英語として、日本語訳を作成せず、英文の約款を顧客に示すこともしなかったので、被告に有利な約款の内容を抗弁として主張することは権利の濫用である」と主張した。</p> <p>争点：航空会社の責任（債務不履行の有無、モントリオール条約及び航空運送約款免責規定の適用）。</p> <p>判決：請求棄却。</p> <p>判決はモントリオール条約及び航空運送約款免責規定の適用に関しては判断をしなかった。</p> <p>判決は、証拠から本件犬の「ストーム号は正常な状態で搭載され、貨物室の温度調整は25度に設定され、機長へ搭載場所等の報告を完了し、本件航空機の機長からの報告によると、本件航空機の貨物室の温度は終始20度ないし22度位とのことであった。……本件ケージとともに搭載されていた本件他犬ケージ内の犬は熱中症を含め、異常は認められなかった」、犬「の肺組織及び肝組織につき……病理組織診断……肺及び肝臓に高度なうっ血が認められ、心不全により死亡したものと思われる」とし、心不全の原因は熱中症と思われるとされているが、心不全が熱中症に起因する理由については確たる記述がない」と認定した。そのうえで「被告は本件ケージの輸送につき……気温、通風、本件ケージの設置場所の選択につき必要な管理義務を尽くしていたものと認めるのが相当である」「……犬の熱中症の原因とメカニズムに関し、短吻種犬あるいは体質的に呼吸機能に問題のある犬が、高温多湿の室内、車内に放置されていると、体に熱がこもるばかりで体温が上昇し、脱水症状がひどくなり、血液の濃度が濃くなって血液の循環が悪くなり、酸欠状態になってチアノーゼ、ショック状態で死に至るとされている……ストーム号は短吻種犬に属さず、呼吸機能に格別問題があったとの形跡もないこと、……本件ケージが設置されていた……は、密閉された空間ではあったとはいえ、気温は22度程度で高温とまでは言い難いし……ストーム号とほぼ同一環境下に置かれていたものと考えられる本件他犬ケージ内の他犬は熱中症を発症していないことなどに照らして、本件ケージの設置状況は前記熱中症の発症機序に沿わず、ストーム号の心不全の原因は熱中症によるものとも認め難い……」</p> <p>「本件ケージと本件他犬ケージの設置環境が、搭載されている犬の生命を左右するほどの差異のある状況にあったことを窺わせる事実は見あたらない。……他犬が小型犬であることから、熱中症を発症しにくいとは言いがたい」と判示し、「被告は、本件ケージの設置、管理義務を履行したものと認められ、前記義務を怠った過失ないし重過失があることを認めるに足りない」と結論した。</p>
[7]	<p>東京地判平成21年4月14日 平19(レ)467号、 文献番号 2009 WLJPCA 04148006。</p> <p>○不法行為に基づく損害賠償請求。</p> <p>事実概要：外国籍で東京在住の個人（控訴人・1審原告）とスルガ銀行（被控訴人・1審被告）との間の紛争。被控訴人は、内部規定において外国籍を有する者が預金口座を開設する際、本人確認書類として外国人登録証明書の写しの提出をも要求していたが、そのインターネット上の支店のウェブサイトにおいてはその旨を表示していなかった。控訴人が、被控訴人銀行に対して普通預金口座開設の申込みを行った際に、被控訴人は、申込書・印鑑届・運転免許証の写しのほか、外国人登録証明書の写しを要求した。その後、控訴人から外国人登録証明書の写しが提出されなかったため、口座を開設しなかった。控訴人（1審原告）はこの預金口座の不開設は違法である（憲法14条1項、13条、「国際人権B規約」26条、個人情報保護法16条、18条、消費者契約法10条、民法1条2項、同条3項、90条等に違反）として、不法行為に基づく損害賠償を請求した。原</p>

		<p>審（立川簡裁判決平成19（ハ）146）は請求棄却。</p> <p>争点：不法行為責任の成否。</p> <p>判決：被控訴人の控訴人に対する取扱いが、消費者契約法10条違反その他不法行為に該当するとは認めず。控訴棄却。</p> <p>判決は以下の通り判示した。「一般に、私企業である金融機関が、本人確認法に規定されている本人確認書類のうちどのような書類に基づいて本人確認を行うかについては、各金融機関の裁量に委ねられているものと解され、本人確認法施行規則4条1号ホには外国人登録証明書が本人確認書類の一つとして定められていること、同法には外国籍を有する者に対し、本人確認書類として2種以上の書類の提出を要求することを禁止する規定はないこと、外国人登録証明書は、運転免許証などの取得に一定の条件が要求される書類とは異なり、日本に居住する外国人であって、居住する市区町村において外国人登録をした者であれば当然に所持しているものであること、口座開設申込者は、被控訴人以外の他の金融機関において預金口座を開設することが可能であること等に照らすと、外国籍の申込者に対し、本人確認書類として運転免許証等に加えて外国人登録証明書（写し）の提出を要求する旨の本件内部規定は社会的に許容しうる限度を逸脱して控訴人の法的利益を侵害するものとまでは認められず、被控訴人が本件内部規定に基づいて控訴人に対して本人確認書類として外国人登録証明書（写し）の提出を要求したこと、及び、控訴人からこれが提出されなかったために、控訴人の預金口座を開設しなかったことが違法、不当であるとは認められない。」「上記……によれば、本件内部規定及びこれに基づく被控訴人の取扱いが、社会的に許容しうる限度を超えて、控訴人の法的利益を侵害するものとまでは認められず、本件内部規定及びこれに基づく被控訴人の取扱いが消費者契約法10条、民法1条2項、同条3項、90条、その他の法令、ガイドライン等に違反するということはできず、控訴人の主張を採用することはできない」。</p>
<p>[8]</p>	<p>東京地判平成22年9月1日 平21（ワ）40202号、文献番号2010 WLJPCA 09018009。</p>	<p>○債務不存在確認等請求及び反訴請求（抵当権設定契約に基づく本登記手続請求）。</p> <p>事実概要：スペイン居住者（原告）と日本の貸金業者（被告）との紛争。かつて原被告は訴訟上の和解をしたことがあり、原告が被告に対し5億円の支払義務を負うこと、うち90万ユーロを6回に分割して支払うこと、1度でも支払を遅滞したときは期限の利益を失うこと、分割金の支払を遅滞なく完了したときは残額の支払義務を免除すること等を合意した。原告は1回目の分割金を期限までに支払ったが、2回目の分割金について、2004年12月30日に8万ユーロ支払うべきところ、12月29日にスペインの銀行に8万ユーロの送金を依頼し同銀行は30日に送金手配をしたが、ドイツ銀行を経由したため、その金は手数料100ユーロが差し引かれ、2005年1月4日に入金され、追って同月14日に100ユーロが入金された。被告は、2回目の分割金の支払が遅滞したから、原告は期限の利益を失い、また、債務免除の効果は発生しないと主張するのに対し、原告は、期限の利益は失われておらず、また、債務免除の効果が発生したと主張したが、その後、原告と被告は、原告が期限の利益を失い、未払残元本が4億76百万円余となったこと等を承認し、これを担保するために原告所有の不動産に抵当権を設定すること等が記載された契約書を作成し、抵当権設定仮登記がされた。ところが、本件訴訟において、原告は、期限の利益は失われておらず、債務免除の効果が発生したと主張して、債務承認に基づく債務が存在しないことの確認、抵当権設定仮登記の抹消登記手続等を求めた（本訴請求）。被告はこれに対し本登記手続を求めた（反訴請求）。原告は、送金は期限までに支払われた、仮に遅滞があるとしても原告の責めによるものではない、被告の主張は信義則違反・権利濫用である、債務承認は錯誤によるもので、無効で、その債務を被担保債権とする本件抵当権も存在しないと主張し、その中で、債務承認は消費者の利益を一方的に害するもので消費者契約法10条により無効であるとも主張した。</p> <p>争点：分割金支払の遅滞の有無、信義則違反・権利濫用の有無、本件債務承認の有効性。</p> <p>判決：本訴請求棄却、反訴請求認容。債務承認は消費者の利益を一方的に害する</p>

	<p>もので消費者契約法 10 条により無効であるとの原告主張は斥けられた。</p> <p>判決は、分割金の支払遅滞があったことを認定した。さらに、「原告は……遅滞について責めに帰すべき事由がなく、被告が期限の利益の喪失と本件免除の効果の不発生を主張することは、信義誠実の原則に反し、権利の濫用であるし、そうでないとしても、被告は、原告に対し、期限を再度付与したものとすべきであると主張する。しかし、外国（スペイン）から我が国の銀行預金口座への送金に相当の日数を要する場合があります。容易に想像できることであり、そのことを考慮に入れて送金の手続をとれば、入金の流れを避けることは十分に可能であるから、本件指定口座への入金が遅れたことについて、原告に責めに帰すべき事由がないとはいえない。……原告は、被告に対し、本件 2 回目の分割金の支払を遅滞したことを前提として、本件債務承認をした。そして……本件債務承認が無効であるとか、被告が本件債務承認に基づく債権を行使することができないとは認められない」「原告は、本件契約書の記載が形だけのものではなく、本件 2 回目の分割金の支払に遅滞があったことを理解した上で、本件契約書を作成したものと認められるから、原告に錯誤があったともいえない」「原告は、被告が本件債務承認に基づく債権を行使することは、信義誠実の原則に反し、権利の濫用であると主張するが……そのように解することはできない」「原告は、被告は貸金業者であるところ……貸金業者が『偽りその他不正又は著しく不当な行為』をすることを禁じた貸金業法 12 条の 6 第 4 号に違反すると主張する。しかし……『偽りその他不正又は著しく不当な行為』に当たるといえることはできない。また、原告は、本件債務承認は、消費者の利益を一方的に害するものであるから、消費者契約法 10 条により、無効であると主張する。しかし、上記説示に照らすと、本件債務承認が民法 1 条 2 項に規定する基本原則に反して原告の利益を一端的に害するものとはいえない」と判示した。</p>
<p>[9] 東京地判平成 24 年 2 月 14 日 平 22 (ワ) 7042 号 文献番号 2012 WLJPCA 02148003。</p> <p>評釈：山田恒久・ジュリ 1463 号 123 頁。</p>	<p>○資産運用・金融商品取引をめぐる不法行為に基づく損害賠償請求。</p> <p>事実概要：個人投資家 2 人（郵便局職員 X2 とその母 X1）対リヒテンシュタインの Y 銀行。原告らは Y 銀行東京事務所において口座を開設し、Y の担当者の助言のもと、外国債券等を購入したが元本割れを起こし預託金の一部しか返金されなかったため、資産運用に関連して Y らの不法行為を主張し、使用者責任に基づき、損害賠償を求めた。なお、原告のうち X2 について、契約中に、リヒテンシュタイン公国裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする専属的国際裁判管轄条項がある。</p> <p>争点：日本の裁判所の国際裁判管轄権（専属的管轄合意の有効性及び不法行為管轄の成否）。</p> <p>判決：X2 につき専属的国際裁判管轄合意がある（改正民訴法 3 条の 7 第 5 項の適用を否定）として訴え却下。X1 については、不法行為地管轄を認めた結果、請求棄却。</p> <p>X2 の訴えについて、判決は、昭和 50 年チサダネ号事件最高裁判決を踏まえ、同判決の示す要件を満たす場合、専属的国際裁判管轄の合意は原則として有効であるとみる。そして X2 が英文の口座開設申込書に署名したこと、及び申込書及び約款にファドゥーツが排他的裁判管轄を有する旨の条項があったこと等を認定し、X2 が本件管轄条項に合意したと認める。そのうえで判決は、「本件訴えは、日本の専属的な裁判権に服する事件ではなく、また、被告の普通裁判籍（本店所在地）であるファドゥーツを管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする本件管轄条項による専属的国際裁判管轄合意がはなはだしく不合理で公序に反すると認めるに足りる主張立証はない」とし、「……『改正民訴法』……3 条の 7 第 5 項の施行後は、将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象として日本の国際裁判管轄を排除する専属的国際裁判管轄合意は原則として効力を有しないことになるが、同項は改正民訴法施行前に提起された訴えには適用がなく（改正民訴法 13 条、附則 2 条 2 項）、本件管轄条項が現時点で公序に反するとまでは認められず、上記判断を左右しない」とし、「……X2 の本件各口座に関する紛争を対象とする本件訴えについては、本件管轄条項により……当裁判所に国際裁判管轄はなく、不適法であるから、却下すべきことになる」と判示した。</p>

	<p>X2の訴えについて、判決は、「原告 X1 の主張する請求原因は必ずしも明確ではないが……違法な投資勧誘・運用等をした不法行為により、原告 X1 に損害を与えたと主張して、不法行為に基づく損害賠償を請求する趣旨と解される」ところ「改正民訴法施行前の現時点においては……国際裁判管轄の存否は当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定すべきであり……民訴法の規定する裁判籍のいずれかが日本にあるときは、日本で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速の理念に反する特段の事情がない限り、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることが相当である」とし「……日本に住所等を有しない被告に対し提起された不法行為に基づく損害賠償請求につき、民訴法の不法行為地の裁判籍の規定（民訴法5条9号）に依拠して日本の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、被告が日本においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解される（最高裁平成13年6月8日判決・民集55巻4号727頁参照）」と述べ、諸事実を検証したうえで「……被告が間接出資者にすぎない原告 X1 に対して不法行為責任を負うのは、被告又は B の行為に故意及び強度の違法性が認められる極めて例外的な場合に限られると解される。とはいえ、当時被告の被用者であった B の被告東京事務所における説明・助言等と、これを参考とした原告 X2 による金融商品の購入及びその元本割れに伴い原告 X1 が原告 X2 から預託金を事実上一部回収できなくなった損害との間に間接的とはいえ一応の因果関係が認められる以上、被告又はその被用者の日本における行為により原告 X1 に経済的損害が生じたとの客観的事実関係は否定できないから、民訴法の不法行為地の裁判籍の規定（民訴法5条9号）に照らし、原告 X1 の本件訴えにつき日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる」と判示した。X1 と専属的裁判管轄合意との関係については「……裏面には排他的裁判管轄はファドゥーツとする旨の文言がそれぞれ英文で記載されていることが認められるが、原告 X1 の本件訴えは必ずしも引出権限に基づく請求ではなく、専属的国際裁判管轄合意の効力が及ぶとは解されない」として X1 の訴えに関する本案前の抗弁を斥けた。</p> <p>そのうえで判決は X1 の主張する不法行為の成否について検討したが、無登録投資顧問営業及び無認可投資運用業の事実を認めず、又、適合性原則違反の主張についても「本件各商品の購入経緯及びその後の運用状況に照らしても、B が、原告 X2 の意向及び実情に反して明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘したとは認められず、適合性の原則から著しく逸脱した取引を勧誘したとも認めるに足りない」と判示し、又、説明義務違反についても、一部について義務の存在を否定するとともに、外国投信・外国債券の販売に関連し「B が、原告 X2 に対し、本件各商品につき市場・為替リスクにより元本欠損が生ずるおそれがあることを説明しなかったと認めるに足りない」と判示した。さらに判決は、一任勘定取引違反・合理的根拠の法理違反・損失保証に基づく不法行為の成立についても否定し、X1 の請求は理由が無いとして棄却した。</p>
<p>[10] 東京地判平成25年4月19日 平23(ワ)17514号 文献番号 2013 WLJPCA 04198001。  評釈：加藤紫帆・ジュリ1462号128頁、高杉直・WLJ判例コラム9号（文献番号2013 WLJCC 009）。</p>	<p>○金融商品出資契約をめぐる満期到来による出資金返還請求。 事実概要：原告は日本在住の個人 X1 及び X2 であり、被告はスイス・チューリッヒに本店を有する（東京都に支店を有する）銀行であるスイス連邦法人 Y である。X1 及び X2 は、英文の口座開設申込書に署名し、Y との間で口座開設契約を締結したうえで、Y に金銭を預託した。X1 及び X2 は、Y の担当者の勧誘を受け株式の購入をしたところ、株式の価値が下落したため、勧誘行為が金融証券取引法等に基づく適合性原則・説明義務違反であるとして、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。なお、口座開設契約申込書には、「一般条件及び管轄地」として、「本契約および／または宣言は、スイス法に排他的に準拠し、それに従って解釈する。」との条項、及び「すべての債務の履行地、債務回収地（後者はスイス以外に居住する顧客についてのみ）、および本契約および／または宣言から、または本契約および／または宣言に伴って生じる紛争の専属管轄地は、チューリッヒとする。しかし、UBS（被告）は、顧客の住所の管轄当局およびその他の権限ある当局の前において下記署名人（原告ら）に対する訴訟を起こす権利を留保し、その場合、スイス法が依然として排他的に適用になる。」との条項があった。被告は、本案前の抗弁として、管轄地をスイス・チューリッヒと</p>

する専属的管轄合意が成立しているのに、日本の裁判所は国際裁判管轄を有しないから訴えは却下されるべきであると主張した。

争点：専属的国際裁判管轄条項の有効性（日本の裁判所における国際裁判管轄権の存在）。

判決：専属的国際裁判管轄条項の有効性について、改正民訴法の適用はないとして、民訴法3条の7を適用せず条理で判断し、有効と判示し、日本の裁判所に国際裁判管轄権が無いとして、訴えを却下した。

判決は、まず諸事実を検証したうえで「原告らと被告との間で、本件各口座開設契約に関連して発生する紛争について、我が国の裁判権を排除し、スイスのチューリッヒの裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする本件管轄合意が成立している」と認めたとうえで、その合意の有効性について、「……国際的専属的管轄合意の成立及び効力に関する準拠法は、法廷地たる我が国の国際民事訴訟法を意味すると解するのが相当である」とし、昭和50年チサダネ号事件最高裁判決が示した形式的要件及び「①当該事件が我が国の裁判権に専属的に服するものではないこと、②指定された国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄権を有することという2個の要件」を満たす限り原則として有効であると、「本件管轄合意は、いずれも被告の本店所在地であるチューリッヒを専属的管轄地とすることを明示した書面（本件各申込書）に原告らがそれぞれ署名することにより成立している。また、本件訴訟について我が国の裁判所が専属的な管轄を有することはない。そして、被告の本店所在地であるチューリッヒの裁判所が本件訴訟について管轄を有することも明らかであるから、本件管轄合意は原則として有効」と判示した。

その上で「国際的専属的裁判管轄の合意もはなはだしく不合理で公序法に違反するときは無効となる」として「この点、①被告はスイスのチューリッヒに本店を置く銀行であること……、②本件各口座開設契約により、原告らは日本からチューリッヒの被告本店に口座を開設していること……、③本件各取引は、原告らが上記口座に預託していた金銭を用いて本件株式を購入したというものであること……、④本件各口座開設契約では準拠法がスイス連邦法とされていること……からすると、本件各口座開設契約及び本件各取引の取引地であるチューリッヒを専属的管轄地と定めた本件管轄合意には、一定の合理性が認められる。もっとも、原告らは日本在住の一個人である一方、被告は世界的規模の金融機関であって……両者の間には、資力、情報及び交渉力に格差が存在し、原告らが、現実にはチューリッヒで訴訟を提起してこれを進行しようとするれば、我が国で訴訟進行するよりも大きな負担を伴うとはいえる。しかし……その資力からすれば、日本の弁護士を介するなどの方法により、チューリッヒにおいて訴訟進行することも著しく困難であるとまではいえない……。これらからすると、チューリッヒの裁判所で訴訟進行することが、訴訟の著しい遅滞を招くとか、原告らに著しい損害を与えとか、原告らが負担しきれないほどの経済的困難を課すおそれがあるとは認められない。……口座開設契約の締結の際、原告らが本件管轄合意条項を認識・理解する機会や可能性を十分に与えられていたことは……検討したとおりであって、本件各申込書の作成経緯や本件管轄合意条項の記載に照らしても、原告らが我が国の強行法規を潜脱する意図で、原告らと被告との格差に乘じ、また原告らが英語の読解能力を有さないことを殊更に利用するなどして、原告らに不利な条項である本件管轄合意条項を一方的に定めたとか、その内容を意図的に秘匿したり、説明を拒んだなどという事実も認められない。……被告は、口座を開設する顧客の利益について、一定の配慮をしていることがうかがわれる。……チューリッヒの裁判所が原告らに対し、不公正な裁判をするおそれがあるなどの事情を認めるに足る証拠もない。……原告らは、被告の原告らに対する本件各取引の勧誘には、適合性原則違反や説明義務違反など、原告らに対する重大な不法行為があったと主張するが、本件管轄合意の有効性は、本件管轄合意それ自体の内容、趣旨目的及び成立経緯などの事情により判断されるべきものであって、その後の被告による本件株式取得の勧誘に……違法があったか否かは、本件管轄合意の有効性に影響を与える事情ではない……。以上によれば、原告らと被告との格差や、被告が東京支店を有することを考慮しても、本件管轄合意が、原告らにと

		<p>って著しく不公平、不公正であるとまでいうことはできず、公序法に違反するとはいえない」とした。</p> <p>本件管轄合意に消費者契約法10条が適用され無効となるかどうかという点について、判決は「……申込書には、本件各口座開設契約の準拠法はスイス連邦法とする旨の条項があるが……国際裁判管轄の合意の効力に関する準拠法は、法廷地法である日本法であると解するのが相当であり、法例7条は適用されない。そして、原告らは一個人であって……被告は法人であるから、本件管轄合意は、消費者契約に該当し、消費者契約法……10条が適用されるというべきである」としつつ、「……一切の事情を総合すると、本件管轄合意は、消費者契約法の趣旨に照らし、なお原告らの利益を一方的に害し、信義則上原告らと被告との間の衡平を損なう程度に原告らの保護法益を侵害するとはいえない。……消費者契約法10条に違反しない」とし、「本件管轄合意は、公序にも、消費者契約法10条にも違反せず、有効に成立している」と結論付けた。</p>
[11]	<p>東京地判平成26年1月14日 平25(ワ)15015号、 文献番号 2014 WLJPCA 01148001。 判タ1407号340頁、 判時2217号68頁。</p> <p>評釈：岩田合同法律事務所・新商事判例便覧3116号(旬刊商事法務2039号)、安達栄司・リマークス50号146頁、山田恒久・法七増(新判例解説 Watch)15号345頁、長谷川俊明・国際商事法務42巻8号1208頁。</p>	<p>○金融商品出資契約をめぐる出資金返還請求。ケース[13]の原審。</p> <p>事実概要：原告は日本居住の投資者X1乃至X9であり、被告は、米国ネヴァダ州に本店を置くネヴァダ州会社のMRI社（日本に支店と代表者を有する）で、同社は、診療報酬請求債権を投資対象とする金融商品を扱っている。被告は、原告らとの間で、金融商品取引契約書をもって本件金融商品を購入する契約を締結し、被告名義口座に出資金を振込送金した。契約書は表面は英語で、裏面は日本語で記載されており、日本国内向けの広告宣伝やパンフレット表記が日本語でなされている。契約内容として、出資者は米国民又は米国居住者でないことの保証が求められていた。又、契約書11条には、「本契約の準拠法はアメリカ合衆国法及びネヴァダ州法とし、本契約から生じる一切の紛争については、米国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする」旨の規定があった。関東財務局が金融商品取引法52条1項9号に該当するなどとして被告に対する第2種金融商品取引業登録を取消し、同法51条に基づき業務改善命令を発した。なお、本件訴訟提起後に米国ネヴァダ地区連邦地裁に、本件原告同様の日本人出資者によるクラスアクションが提起されている。</p> <p>原告は、本件出資につき、約定の満期が到来したとして、出資金の返還を請求した。被告は本案前の抗弁として、専属的管轄合意の存在と国際的二重起訴を理由に、国際裁判管轄権を争った。</p> <p>争点：専属的国際裁判管轄条項の有効性（日本の裁判所における国際裁判管轄権の存在）。</p> <p>判決：専属的国際裁判管轄条項を有効視し、日本の裁判所に国際裁判管轄権は無いと判示して訴えを却下した。</p> <p>「国際的裁判管轄の合意の成立及び効力については、法廷地である我が国の国際民事訴訟法を準拠法として判断すべきところ、……民事訴訟法3条の7……は……『本件改正法』……施行日……平成24年4月1日前にした特定の国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意については適用されない（本件改正法附則2条2項）。本件……契約が締結されたのは、平成19年……から平成23年……までにかけてであるから、本件管轄合意に民事訴訟法3条の7の規定は適用されない。そうすると……成文法規は存在しないことになるが……条理によって判断するのが相当である（最高裁昭和50年11月28日第三小法廷判決・民集29巻10号1554頁……参照）。裁判所は、本件契約書が昭和50年チサダネ号事件最高裁判決の要件を満たすとし、本件管轄合意が国際的専属的裁判管轄の合意に当たるとしたうえで、「①当該事件が我が国の裁判権に専属的に服するものではなく、②指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄権を有することの2要件を満たす限り、我が国の国際民事訴訟法上、原則として有効であると解すべきである（大審院大正5年10月18日判決・民録22輯1916頁、前掲昭和50年最判参照）」と判示し、本件について、①本件訴訟は我が国の裁判権に専属的に服するものではないこと及び②「被告……の普通裁判籍の所在地を管轄するアメリカ合衆国ネヴァダ州裁判所に土地管轄があることは明らかで……事物管轄を否定すべき理由も見出せず……合衆国ネヴァダ州裁判所に本件訴訟の管</p>

		<p>轄権が認められる」とし、本件管轄合意は原則として有効であると認定した。</p> <p>更に裁判所は「国際的管轄合意が、はなはだしく不合理で公序法に違反するときには無効となる余地もあると解されるため（前掲昭和50年最判参照）、この見地から更に検討する」として、①証拠の日本国内偏在、②英語を母国語としない一般消費者たる原告の不便宜、③本件金融書品が日本人顧客のみを対象とすることなどを検討したものの、公序法違反に対する根拠性を認めず、逆に、「本件契約書は日本語で記載され……原告らには、本件管轄合意の存在を認識し、理解する機会は十分にあった……。……準拠法は……合衆国法及びネヴァダ州法とされているところ（本件契約11条、法の適用に関する通則法7条）、……合衆国法及びネヴァダ州法の解釈適用における便宜を考慮しても、本件訴訟を……合衆国ネヴァダ州裁判所の管轄に委ねることには合理性がある」と述べ「本件管轄合意が公序法に違反し、無効となるとはいえない」と判示した。なお、本件管轄合意は消費者契約法10条により無効であるという主張に対しては、「消費者契約法10条の規定が国際民事訴訟法としての性格を直接的に有する法規であると解することはできない」としてそれを斥けた。また、米国訴訟において、被告が日本の裁判権を主張してアメリカ合衆国の国際裁判管轄を争ったことに照らし、本件訴訟で日本の裁判権を否定する主張を行うことは禁反言法理により許されないという主張に対しては、「被告の立場として、同種の請求を含む本件訴訟と米国訴訟を、我が国とアメリカ合衆国のそれぞれの裁判所で応訴せざるを得なくなる負担を回避すべく、双方の訴訟でとりあえず国際裁判管轄を争うことは、ある程度やむを得ない」として認めなかった。</p>
[12]	<p>大阪高判平成26年2月20日 平25(ネ)1031号 文献番号 2014 WLJPCA 02207001。 判時2225号77頁、 判タ1402号370頁。</p> <p>評釈：中野俊一郎・ ジュリ臨増1479号 302頁（平26重判 解）、植松真生・リ マークス51号148 頁、長谷川俊明・国 際商事法務42巻10 号1538頁。</p>	<p>○ファンド契約出資金等返還請求。</p> <p>事実概要：日本会社及び代表者（原告・控訴人）対日本投資会社（被告・被控訴人）の事案ながら、出資契約中のタイ国バンコク都裁判所を指定する専属管轄条項の有効性が争われた。</p> <p>被控訴人Y社は投資家から出資金を集めファンド資産の運用管理する日本の投資法人（タイに本社を置くB社とともにA事業グループの1事業体）であり、控訴人は中古車販売会社X1社とその代表取締役X2である。控訴人らは出資契約を締結し出資金を支払った。出資契約には、利益の分配やプレミア6%（契約期間延長分については8%を付加）といった内容のほか「本件各契約に関して紛争が生じた場合にはタイ国バンコク都裁判所を専属的の第1審管轄裁判所とする」旨の専属的管轄合意が含まれていた。出資額に対する年6%のプレミアは支払われたが、期間延長に伴う8%のプレミアが支払われなかったとして、控訴人は、出資金とプレミア相当分の支払いを求めて提訴した。1審被告（被控訴人）は、本案前の抗弁として、国際的専属的裁判管轄の合意を主張した。原判決は裁判管轄条項を有効視し、日本の裁判所は管轄権を有しないとして訴えを却下した。</p> <p>争点：日本の裁判所における国際裁判管轄権の存在（専属管轄条項の有効性）。</p> <p>判決：原判決を覆し、管轄条項を無効と判示し、大阪地裁が管轄権を有するから訴えは適法であるとして差戻し。</p> <p>判決は、昭和50年チサダネ号事件最高裁判決に沿って国際的専属的裁判管轄の合意について「①当該事件が日本の裁判権に専属的に服するものではなく、②指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄権を有する場合は、上記管轄の合意が甚だしく不合理で公序法に違反するとき等を除き、原則として有効である」とし、日本の裁判権に専属的に服するものではないとしたうえで、タイ裁判所が同国の法律上管轄権を有するかという点と本件管轄合意が甚だしく不合理で公序法に違反するものであるかという点につき検討した。判決は、タイ王国法を検討し、1審被告の取引活動等を根拠に、タイ裁判所が法定の管轄権を有すると認め、さらに「本件管轄合意は、『タイ国バンコク都裁判所』を第1審の専属的管轄裁判所に指定しているところ、タイ王国には上記名称の裁判所は存在しないが、バンコク都所在の……第1審裁判所は4つ存在し……そのうちCivil Courtの管轄に属する……。……本件管轄合意は……適的なもの」とであると判断した。</p>

		<p>そのうえで判決は、管轄合意の公序法違反の有無について、「本件各契約の当事者は、いずれも日本人又は日本法人であり、契約が締結された地も日本である。……控訴人らの出資金支払義務、被控訴人の分配金支払義務の履行地も日本……である。これらの契約当事者、契約締結地、義務履行地のいずれの観点からみても、関係を有するのは日本のみであり、タイ王国とは何らの関係も見出し得ない」「……投資対象が日本法人の株式等であれば、運用の状況や運用実績等は日本において被控訴人が把握できるはずであり、本件各契約に関する法的紛争についてタイ王国の裁判所を管轄裁判所とすべき合理的理由はない」「他方……本ファンドの投資対象がタイ国法人の A.P.F. Holdings Co., Ltd. であるとしても……日本法人である被控訴人が、本件各契約に基づく出資を受けて組成する本ファンドの投資の状況やその実績を日本において把握し、これを控訴人らに報告することに特段の支障もないと考えられる。……この場合でも、本件各契約に関する法的紛争についてタイ王国の裁判所を管轄裁判所とすべき合理的理由はないというべきである」「被控訴人は、被控訴人や A.P.F. Holdings Co., Ltd. はタイ王国を拠点として同国法に基づいて投資活動を行っており、出資者が多国籍であるから……法務リスクを一元的に管理することが……必要かつ合理的であると主張する。しかし、A.P.F. グループには多数の法人が所属し、その中には日本法人もタイ国法人も含まれ、また、被控訴人が取り扱っている投資に関する契約も投資対象が様々であることが窺われるところ、同グループの全容や取り扱う投資案件の全体像も不明であり、被控訴人のいう法務リスクの一元的管理の具体的内容も明らかではない。国際的専属的合意管轄の必要性、合理性については、個々の法律関係ごとに検討すべきであるところ……法務リスクの一元的管理の具体的内容が明らかでない以上、本件各契約における本件管轄合意の必要性、合理性を判断するに当たって、同主張を斟酌することはできない」「以上によれば、契約当事者、契約締結地、義務履行地、投資対象のいずれの点からも、本件各契約に関する紛争について日本の裁判所の管轄を排除し、タイ王国の裁判所のみを管轄裁判所とすべき合理的理由は何ら見出し得ない。これに加えて、本件管轄合意の効力を認めた場合、タイ王国の裁判所での訴訟の提起、遂行を余儀なくされることによる控訴人らの負担が非常に大きいものであることは容易に推認することができる。したがって、タイ王国の裁判所を国際的専属的合意管轄裁判所とする本件管轄合意は、甚だしく不合理であり、公序法に違反し、無効と解するのが相当である」と判示し、管轄合意の効力を否定した。</p>
<p>[13] 東京高判平成 26 年 11 月 17 日 平 26（ネ）623 号、文獻番号 2014 WLJPCA 11179002。判タ 1409 号 200 頁、判時 2243 号 28 頁、消費者法ニュース 104 号 384 頁。</p> <p>評釈：紀鈞涵・ジュリ 1504 号 119 頁、加藤紫帆・ジュリ 1484 号 143 頁、西口博之・NBL 1040 号 11 頁、小田司・判評 680 号 35 頁（判時 2265 号 165 頁）、早川吉尚・法七増（新判例解説 Watch）20 号 329 頁、</p>		<p>○金融商品出資契約をめぐる出資金返還請求。                  事実概要：控訴人（1 審原告）は日本居住の投資者 X1 乃至 X9 であり、被控訴人（1 審被告）は、米国ネヴァダ州に本店を置くネヴァダ州会社の MRI 社（日本に支店と代表者を有する）で、同社は、診療報酬請求債権を投資対象とする金融商品を扱っている。被控訴人は、控訴人らとの間で、金融商品取引契約書をもって本件金融商品を購入する契約を締結し、被控訴人名義口座に出資金を振込送金した。契約書は、表面は英語で、裏面は日本語で記載されており、日本国内向けの広告宣伝やパンフレット表記が日本語でなされている。契約内容として、出資者は米国市民又は米国居住者でないことの保証が求められていた。又、契約書 11 条には、「本契約の準拠法はアメリカ合衆国法及びネヴァダ州法とし、本契約から生じる一切の紛争については、米国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする」旨の規定があった。関東財務局が金融商品取引法 52 条 1 項 9 号に該当するなどとして被控訴人に対する第 2 種金融商品取引業登録を取消し、同法 51 条に基づき業務改善命令を発した。本件訴訟提起後に米国ネヴァダ地区連邦地裁に、本件控訴人同様の日本人出資者によるクラスアクションが提起されている。控訴人らは、本件出資につき、約定の満期が到来したとして、出資金の返還を請求した。被控訴人は本案前の抗弁として、専属的管轄合意の存在と国際的三重起訴を理由に、国際裁判管轄権を争った。原判決が専属的国際裁判管轄条項を有効視し日本の裁判所に国際裁判管轄権が無いとして訴えを却下したため、1 審原告が、1 審における請求に加え選択的に不法行為に基づく損害賠償請求を追加したうえで、控訴。</p>

	<p>山本戸勇一郎・法学研究(慶應義塾大学) 89巻9号107頁, 山田恒久・リマークス52号142頁, 石丸信・消費者法ニュース102号134頁, 渡部美由紀・JCAジャーナル62巻7号18頁, 長谷川俊明・国際商事法務43巻5号648頁, 村上正子・法教別冊426号36頁(付録・判例セレクト2015Ⅱ)。</p> <p>争点: 日本の裁判所における国際裁判管轄権の存在。 判決: 本控訴審は, 原判決を覆し, 控訴人の1人につき管轄合意の存在を否定し, その他の控訴人については, 専属的国際裁判管轄条項を公序に反し無効であると判示。原判決を取消して差戻し。 控訴人 X2 に関して控訴審判決は「被控訴人が平成19年に用いていた契約書には, 本件管轄合意の定めはない……。控訴人 X2 は……本件管轄合意の定めがない契約書に基づいて本件金融商品を購入した……から……本件管轄合意をしたとは認められない」とし, 民訴法3条の9の特別の事情の主張も斥けた。残りの8控訴人について, 控訴審判決は, 本件専属管轄合意の存在を認定し, 「選択的併合請求として追加した不法行為に基づく損害賠償請求にもその効力が及ぶ」としたうえで, 本件管轄合意は改正民訴法施行日以前になされていて民訴法3条の7の適用が無く条項によって決すべきとして, 昭和50年チサダネ号事件最高裁判決に照らして, 方式及び「①当該事件が日本の裁判権に専属的に服するものではなく, ②指定された外国の裁判所が, その外国法上, 当該事件につき管轄権を有することの二要件」を満たすから, 本件管轄合意は原則として有効であるとした。しかし, 同最高裁判決に照らして「なほだしく不合理で公序法に違反する場合には, その効力が否定される」として, その検証を行い, 被控訴人の不行跡・義務違反を指摘し, 日米両訴訟において管轄不存在による却下を主張していることを指摘し, 証拠の内「本件金融商品の勧誘・販売状況に係るものは日本国内に存する」から「必要な証拠が, 専らアメリカ合衆国に偏在するとはいえない」と判示した。また, 被控訴人は「日本に支店を有し, 日本における代表者及び従業員を擁し, 日本で本件金融商品を勧誘及び販売をしていた法人であるから……日本の裁判所で応訴することが不合理で過大な負担をもたらすとはいえない」一方, 「控訴人らは, 日本に在住する個人であり, 本件金融商品の理解に乏しく, 英語に堪能していないことや, 裁判制度の違い, 日本とアメリカ合衆国の距離等に照らすと, アメリカ合衆国ネヴァダ州裁判所における審理に対応するには大きな負担を免れない」と判断し, 「本件管轄合意に基づいて控訴人ら8名に日本の裁判所での審理の途を絶つことは, はなほだしく不合理であり, 公序法に違反するから許されない」と判示した。被控訴人の国際的三重起訴の主張も斥けた。</p>
[14] 東京地判平成26年12月24日 平24(ワ)28177号, 文献番号 2014 WLJPCA 12248030。	<p>○不法行為・債務不履行に基づく損害賠償請求(主位的請求)及び不当利得返還請求(予備的請求)。 事実概要: 原告 X1 は被告 Y3 に対し, 国外のゴルフ練習施設でゴルフの練習ができる留学先の紹介を依頼し, 被告 Y3 は被告 D 社及び被告 Y1 を紹介した。原告 X2 は, 被告 D 社に対し特待生制度に関する資料を請求するなどした。原告 X1 が, 被告 D 社と原告 X2 のゴルフ留学に関する契約を締結し, D 社に対して X2 の留学費用として340万円を X1 名義で振り込み支払った。X2 は, オーストラリアの被告 D 社の施設で居住し, ゴルフ練習施設で練習したが, 2週間足らずで帰国し, ゴルフ留学を断念した。原告は, 約束した役務が提供されないとして, D 社及び D 社代表者 Y1 (口頭弁論終結時には故人) を被告に, 不法行為, 債務不履行, 消費者契約法4条1項1号違反に基づく損害賠償又は不当利得返還請求をした。さらに, 原告は被告 Y2 に対し, Y2 がゴルフの指導をしていないのにしているという事実と反する説明の行われているパンフレットの配布を D 社に容認したことが不法行為であると主張し, また被告 Y3 と Y3 が代表取締役を務める被告 S カントリークラブに対し, Y1 及び D 社の現状について何ら調査せず紹介して契約に至らせたことが不法行為であると主張した。また, 本件契約に基づきゴルフ留学した原告 X2 が, 被告らの行為によって精神的苦痛を受けたとして, 不法行為に基づく損害賠償を請求した。契約履行地はオーストラリアだが, ほぼ国内事案である。</p> <p>争点: 契約の当事者。契約上の義務として提供されるべき役務内容。不法行為, 債務不履行, 消費者契約法違反, 不当利得の存在。 判決: パンフレット内容と重要な部分で相違があったとはいえないとして請求棄却。 判決は, 契約当事者について, 入学願書及びコース誓約書の氏名欄に X2 とあ</p>

		<p>り、X1の氏名の記載がないことを指摘し、留学費用340万円がX1名義で支払われ、出捐をしたのがX1であるとしても契約はX2とD社との間で、X2が1年間ゴルフ留学するという内容で締結されたと認定し、X1が契約当事者であることを前提とするX1の請求に理由が無いと判示した。</p> <p>判決は、契約上の役務について、被告らはD社がパンフレット送付時に、パンフレットにはアップデートされていない過去の情報も含まれており、随時アップデートされているD社のホームページの閲覧を促す旨の送付状を送ったということ、およびY1が原告らに対し、口頭でパンフレットでなくホームページが最新情報であると伝えたという被告らの主張を斥け、本件契約に係るゴルフ留学についての原告らの説明はパンフレットを中心に行われたことを前提に検討すべきとした。そのうえで、パンフレットの内容と留学期間中の状況とでは、「主として、インストラクターが日本人ではなく外国人であったこと、宿舍が本件センター内のロッジではなかったことにおいて相違があった」としつつ、「ただし、インストラクターについては、本件パンフレット②にも、Lという外国人が記載され（甲2）、被告Y2が直接教えると明記されているものではなく、Y2ティーチングチームが指導する旨記載されていることからすると、外国人がインストラクターであることも、原告X2においてある程度、予測できたといえることができる」と判示しその他の点も検討したうえで、判決は、「原告X2の留学期間中の状況であっても、本件各パンフレットによって紹介された内容と、重要な部分で相違があったとまでいうことはできない」と述べ、また、原告X2は「12日間オーストラリアから帰国しており、残りの留学期間の留学ができていないが、これは、本件パンフレット②にも練習が厳しい旨の記載があり、原告X2は、これを承知で留学したにもかかわらず、自らの意思で留学を中止して帰国したことによるものである」と認定した。また判決は、「原告らは、被告Y2が直接指導していないことについて債務不履行である旨主張するが、本件パンフレット②にも被告Y2自身が直接指導するとまでは明記されていない上、被告Y2はヘッドインストラクターとしての立場は継続しており（被告Y2）……被告Y2が直接指導することが本件契約の内容にまでなっていたということとはできない」と判示し、原告の主張を斥けた。</p> <p>結局、判決は、被告らの責任について、原告X2の留学期間中の状況が、本件各パンフレットの内容と重要な部分で相違があったとはいえず被告D社やY1に不法行為、債務不履行又は消費者契約法4条1項1号違反があったということとはできないとし、コース誓約書で本件契約内容となっているスクール規約によれば、受講開始後に自己都合で受講を取り消す場合は、100パーセントの割合でキャンセル料を徴収するとされており原告X1に不当利得返還請求権も発生していないと判示した。また、被告Y2、被告Y3及び被告Sカントリークラブにも不法行為又は消費者契約法4条1項1号違反があったということとはできないとした。</p>
[15]	<p>東京地判平成27年1月27日 平26(ワ)8305号 文献番号 2015 WLJPCA 01278021</p> <p>評釈：金彦叔・ジュリ1510号138頁。</p>	<p>○金融商品出資契約上の詐欺による契約取消に基づく出資金不当利得返還請求。</p> <p>事実概要：原告は日本居住の投資者X1及びX2であり、被告は、米国ネヴァダ州ラスヴェガスに所在するMRI社（日本に支店と代表者を有する）で、同社は、診療報酬請求債権を投資対象とする金融商品を扱っている。被告は、原告X1・X2との間でそれぞれ2件、合計4件の出資契約を締結したが、原告は、契約が詐欺により締結されたから民法96条1項によりこれを取り消す、又は重要事実について不実告知とそれに伴う事実誤認があるから消費者契約法4条1項1号により契約を取り消すと主張して、不当利得に基づき、出資契約の一部金の支払いを求めた。尚、締結に当たり被告が作成した本件金融商品取引契約書11条には、「本契約の準拠法はアメリカ合衆国法及びネヴァダ州法とし、本契約から生じる一切の紛争については、米国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする」旨の規定があった。被告は、適式の呼出しを受けながら口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出していない。</p> <p>争点：国際裁判管轄（専属的国際裁判管轄条項の有効性）。専属的国際裁判管轄合意がある場合の付加的管轄合意の認定（別件訴訟における主張に基づく合意管</p>

轄の成立)。

判決：専属的管轄合意があるものの米国クラスアクション上の被告主張を根拠に付加的管轄合意が成立(民事訴訟法3条の7第1項)。被告は、口頭弁論期日に出頭せず答弁書他準備書面も提出しないから詐欺に係る請求原因事実を争うことを明らかにしないものと認め、自白を擬制。請求認容。

国際裁判管轄に関して、判決は、出資契約締結の際に交付された金融商品取引契約書の第11条に専属的裁判管轄条項が存在する事実を認めつつ、出資契約ごとに次の2つに分けて判断する。

(1) 消費者契約管轄と併合管轄：「……平成23年法律第36号(以下「平成23年改正法」という。)附則2条2項によれば、平成23年改正法が施行された平成24年4月1日以降の国際裁判管轄合意には、平成23年改正法による改正後の民事訴訟法(以下「民訴法」という。)3条の7第5項が適用される」とし、本件の原告X1の第2出資契約については、改正民事訴訟法を適用して、「本件管轄合意は効力を有しない」として、同法3条の4第1項(消費者契約に関する訴えの管轄権)により、日本の裁判所に訴えを提起することができると判示。さらにそれに関連付けて、原告X1の第1出資契約に係る請求と第2出資契約に係る請求とが共に「同様の契約に対する同様の詐欺行為又は重要事実の不実告知を主張するものである」という理由から密接な関連があると認め、民訴法3条の6本文により併合管轄を認めた。ただし、原告X2の請求については、同条ただし書を適用し併合管轄を認めず次の(2)の検討に含める。

(2) 米国クラスアクション中の主張に基づく日本裁判所を管轄裁判所とする合意管轄の成立

証拠及び弁論の全趣旨から次の認定をした。①本件各出資契約と同様の出資契約を締結した者ら(原告を含まず)は被告に対し意図的詐欺に基づく懲罰的損害賠償及び不当利得返還請求等を求めるクラスアクション訴訟をアメリカ合衆国ネバダ地区連邦地方裁判所に提起したこと、②クラスアクションの原告らが代表するクラスは、被告の不法な「ポンジスキーム」の結果損害を受けた全てのMRI投資家であり、「ポンジスキーム」とは、MRI社が「医療口座からの受領」や診療報酬債権を購入する合法的なビジネスを行うと顧客を偽ったことを意味するものであること、③被告は、別件クラスアクションに対し、書面で、「本件においては、被告は日本の裁判所の管轄に同意し、日本での訴訟に全面的に関与している。」と主張したこと、④原告らは、本件訴訟を提起して訴状等が被告に送達され、合計3回の口頭弁論期日が開かれたが、被告は出頭も準備書面の提出も行わなかったこと。判決は、以上を踏まえて次の通り判示する。別件クラスアクションの原告らが代表するクラスには原告らが含まれ、原告らは、別件クラスアクションでクラス認証がされれば、脱退をしない限り、別件クラスアクションの効力が及ぶことになるから、被告の別件クラスアクションにおける「日本の裁判所の管轄に同意している」との主張は、「被告の原告らに対する、本件各出資契約に関する損害賠償請求訴訟又は不当利得返還請求訴訟について日本の裁判所を管轄裁判所とすることに合意する旨の意思表示であるといえることができる」。本件訴訟の提起は、「原告らの被告に対する本件訴訟について日本の裁判所を管轄裁判所とすることに合意する旨の意思表示であるといえるから、原告らと被告の間には、本件訴訟の訴状及び訴えの変更申立書が送達された同日に、本件訴訟について日本の裁判所を管轄裁判所とする旨の合意が成立したと認められる」。「被告が、いずれの期日にも出頭せず、国際裁判管轄について争っていないことは、上記合意が成立していることを基礎付けるものといえる」。本件訴えは、民訴法3条の7第1項(合意管轄)により、日本の裁判所に管轄を認めることができる。「管轄合意の書面は、1通の書面であることを要せず、申込みと承諾を別個の書面でもできると解されるから、上記合意が同条2項により効力を否定されることはない」。

「本件訴えは、いずれの請求についても、日本の裁判所に管轄が認められる。なお、別件訴訟(ネバダ)は、いまだ確定しておらず、原告らの請求権が確定していない以上、別件訴訟(ネバダ)の存在をもって、本件訴えの日本における管轄が否定されるものではない」。

<p>[16] 東京地判平成 27 年 3 月 31 日 平 24 (ワ) 30809 号、 文献番号 2015 WLJPCA 03318016。</p> <p>評釈：嶋拓哉・ジュリ 1494 号 123 頁、 西谷祐子・ジュリ臨増 1492 号 296 頁 (平 27 重判解)、的場朝子・JCA ジャーナル 63 巻 10 号 20 頁、小梁吉章・国際商事法務 44 巻 9 号 1343 頁。</p>	<p>○豪州銀行対貸付債務者夫妻及び子という貸付金返還請求。</p> <p>事実概要：豪州法人 X 銀行が日本在住夫妻 Y1/Y2 に、外国にある不動産を担保として金銭（約 1 億 3 千万円）を貸し付けた。この消費貸借契約には日本法を準拠法とする準拠法条項が含まれる。その後さらに多額の追加融資がなされた。その後 Y1/Y2 は、フランスに保有する不動産を担保として提供することを拒否し、これを子の Y 3/Y 4/Y 5（日本在住の未成年者）にフランス民法に基づいて贈与したうえ所有権移転登記を終えた。X はその直前に支払催告を行い、約定に基づいて貸付金残高を円からユーロに変更した。Y1/Y2 の貸付金弁済がないため、貸付金残金及び遅延損害金の支払いを求めて X は提訴し、また、Y1/Y2/Y 3 に対して、主的に本件不動産贈与がフランス民法上無効であることの確認を、予備的に日本民法上の詐害行為取消権に基づいて贈与取消及び登記の抹消登記を求めた。</p> <p>争点：夫妻が子に対して行った不動産譲渡が詐害行為かどうか及びその準拠法が争われた。</p> <p>判決：請求認容。判決は、被告夫妻の期限の利益の喪失及び本件通貨転換の有効性を認めるとともに、原告は、日本民法及びフランス民法の規定により詐害行為取消権を行使することができる（日本民法の詐害行為取消権の効果の限度でその効果を認めるのが相当）として原告の請求を認容した。</p> <p>被告夫妻は、通貨転換条項が被告夫妻に一方的に不利益を与えるものとして消費者契約法第 10 条の規定により無効であると主張したが、認められなかった。この点について、判決は、「確かに、ユーロによる資金需要に対して円建てによって借入れをし、円高・ユーロ安が進んだ後の転換レートによって円からユーロへの通貨の転換がされると、当初の資金需要よりも多額のユーロを返還しなければならなくなるという点においては、借主に不利に作用することになることもあり得るものの、それは、結局のところ、為替相場という不確実な要素の変動による結果にすぎず、通貨転換条項自体による不利益ということとはできない。そして、被告 Y1 は、投資会社の取締役という地位にあったものであり……、為替リスクを認識し、理解するに足りる十分な能力を有していたものと推認することができる。被告夫妻は、本件貸付けに係る借入れをするに当たり、為替リスクの存在を理解していることを表明しており……、為替リスクを受け入れていたと考えることができる……。そうすると、通貨転換条項が被告夫妻に一方的に不利益を与えるものであるとまではいうことができないから、通貨転換条項が消費者契約法第 10 条の規定により無効であるということは、困難である」と判示した。</p> <p>詐害行為取消権の準拠法に関して、判決は、「法の適用に関する通則法……においては、詐害行為取消権の準拠法についての明文の規定はない。……詐害行為取消権は、債権の内容の実現のために、責任財産の保全を図るという制度であるから、被保全債権である債権の準拠法によって取消しを認めることができるものである必要があると考えられる。これに加えて、取消しの対象となる行為が債務者と第三者である受益者との間の法律行為であることに鑑みると、当該第三者の利益をも考慮する必要があるから、取消しの対象となる法律行為の準拠法によってもその取消しを認めることができるものでなければならないというべきである。そうすると、詐害行為取消権の準拠法については、被保全債権である債権の準拠法と取消しの対象となる法律行為の準拠法とを累積的に適用し、双方の法律が認める範囲内において、その行使や効果を認めるのが相当である」と判示し、「本件貸付けにおいては、日本法を準拠法とすることとされているから、被保全債権である貸付金返還請求権の準拠法は、日本法である。そこで、まず、我が国の民法第 424 条第 1 項に規定する詐害行為取消権が成立するかどうかについて、検討する。……以上のとおり、被告夫妻は、平成 24 年 6 月分及び同年 7 月分の弁済を怠り、かつ、本件不動産の他にみるべき資産がない状態であったから、このような状態においてされた本件贈与は、客観的にみて債権者である原告を害する詐害行為であり、かつ、債務者（及び受益者の代理人）である被告夫妻において原告を害することを知っていたと認めるのが相当である。したがって、原告は、</p>
---	--

		<p>本件贈与について、民法第424条第1項の規定に基づく詐害行為取消権を行使することができる」と判示し、さらに「本件贈与がフランス民法第935条の規定により行われていることからすると、取消しの対象となる行為である本件贈与の準拠法は、フランス法ということになる。そこで、次に、フランス民法の規定する詐害行為取消権が成立するかどうかについて、検討する。……フランス民法第1167条に規定する詐害行為取消権の要件は、○ア債権者が債務者に対して債権を有すること、○イ債務者が不動産に損害を及ぼす行為を行ったこと及び○ウその行為が債権者に有害であることであるものと認めることができる。……本件贈与に関し、上記の○アから○ウまでの各要件を満たすことは、明らかである……原告は、本件贈与について、フランス民法の上記規定に基づく詐害行為取消権を行使することができる」と判示し、さらに「……原告が我が国の民法及びフランス民法の規定によって本件贈与について詐害行為取消権を行使することができることになるので、その行使の効果について、検討する。……フランス民法における詐害行為取消権の効果は、債権者が詐害行為を無視して当該行為が存在しなかったかのように行動することができるというものであると認めることができる。そして、我が国の民法第424条第1項の規定による詐害行為取消権の効果は、債務者と受益者との間でされた法律行為を取り消し、受益者又は転得者に対して当該法律行為の目的物の債務者への返還を求めることができるというものである(大審院明治44年3月24日民事連合部判決・民録17輯117ページ参照)。そうすると、被保全債権である債権の準拠法である日本法と取消しの対象となる法律行為の準拠法であるフランス法を累積的に適用し、双方の法律が認める範囲内においてその効果を認めるとすると、結論においては、我が国の民法第424条第1項の規定による詐害行為取消権の効果の限度で、その効果を認めるのが相当である……」として、「……原告は、被告子らに対し、本件贈与を取り消し、本件登記の抹消登記手続を求めることができる」と結論している。</p>
[17]	<p>東京地判平成27年9月8日 平26(ワ)1590号、 文献番号 2015 WLJPCA 09088006。</p>	<p>○ウェブサイトによる広告の報酬請求事件。      事実概要：原告の管理するウェブサイト由被告による広告を設置するという内容の契約に基づく広告報酬を求める事案であり、原告は日本居住のウェブサイト運営者、被告はグーグル（アイルランドに本拠を有するグーグル・アイルランド社）である。原告と被告とはウェブサイト等での広告配信サービスに関する契約を締結し、その内容は Google AdSenseTM Online 標準契約条件記載の内容であって、その概要は、「原告の管理するウェブサイト由被告による広告を設置し、ウェブサイト閲覧した者が広告をクリックするごとに、被告は原告に支払うべき収益を加算して原告に申告する。各月の収益はその月の月末から30日以内に被告から原告に支払われる。」というものであった。この標準契約条件には、サンタクララ郡の裁判所以外の裁判所の管轄権を排除する専属的管轄合意条項があった。</p> <p>争点：国際裁判管轄の有無（管轄合意の有効性と消費者契約における消費者住所地管轄の準用）。</p> <p>原告は次の通り主張した。(1) 管轄合意条項は専属的ではない。(2) サンタクララ郡の裁判所の管轄は、米国法に反する。(3) サンタクララ郡の裁判所で裁判を行うとの契約は、原告にとって一方的に不利であり、公序良俗に反し無効である。</p> <p>判決：カリフォルニア州裁判所を指定する専属的管轄条項があり、公序良俗に反して無効であるとする理由はないとして、日本の国際裁判管轄を否定して訴えを却下した。</p> <p>判決は、チサダネ号事件最高裁判決（最判昭和50年1月28日、民集29巻10号1554頁）を踏まえて、国際的専属的裁判管轄の合意は、原則として有効であると述べ、①本件は日本の裁判権に専属的に服するものではないことを確認したうえで、②サンタクララの裁判所が管轄を有するかについて確認をした。判決は、「米国法上、カリフォルニア州の裁判所は、外国当事者のみが関与する事件についても管轄権を有しており、実際にもそのような事件について審理をしているものと認められる。これに対し、原告は、米国の判例（インターナショナル・</p>

		<p>シユール事件。甲18)を引用して反論するが、同判例は、当事者間に管轄合意が存しない場合について判断したものと認められ……、本件のように管轄合意が存する場合に妥当するものとは解されない」と述べている。また、国際的専属的裁判管轄の合意が甚だしく不合理で公序法に違反するときに該当するかどうかに関し、「一概にウェブサイト運営者が被告と比べて圧倒的に弱い立場にあるということではできない」と判示した。判決は、被告が、同裁判所の管轄区域内には被告の関連会社を有すること、ウェブサイト等での広告配信サービスに関する契約に基づき被告がウェブサイト運営者に対して損害賠償請求をするなどの場合もあることも検討して、「本件規定が公序良俗に反して無効であるとする理由はない」と判示した。</p>
<p>[18]</p>	<p>東京地判平成27年10月29日 平26(ワ)9296号、 文献番号 2015 WLJPCA 10298008</p>	<p>○不当利得返還請求・(職務上の注意義務違反による)不法行為損害賠償請求本訴事件、(不当訴訟による)不法行為損害賠償請求反訴事件。                  事実概要：日本行政書士(本訴被告・反訴原告)と中国人依頼主(本訴原告・反訴被告)の争い。本訴原告は、中国人夫の家族として家族滞在の在留資格を有していたが離婚を考えているため、在留資格変更許可申請につき本訴被告に相談した。本訴被告は在留資格を定住者に変更すればよいと助言した。本訴原告は、在留資格変更許可申請書類作成を本訴被告に依頼する契約を、本訴被告との間で締結し、代金を支払った。なお、契約中に「いったん納入された料金の返却は理由の如何を問わずご遠慮ください。」との記載があり、また、本訴原告は、いったん支払われた金員の返金には応じない旨の記載がある確認書へ署名押印した(「返金免除合意」)。本訴原告は、東京入国管理局長に対し、離婚に伴い在留資格を家族滞在から定住者に変更する旨の許可申請をしたが、同申請は不許可となり、本訴原告は、在留資格を短期滞在に変更する旨の許可申請をしその許可を得た。原告は、被告に対し本訴状の送達をもって、消費者契約法4条に基づき、本件契約締結の意思表示を取り消す旨の意思表示をしたうえで、不当利得の返還及び不法行為(重要事項に関する不実告知による職務上の注意義務違反)に基づく損害賠償の請求をした。これに対して本訴被告が本訴について、本訴原告による逆恨みに基づく嫌がらせ目的の不当訴訟であると主張して反訴を提起した。</p> <p>争点：契約取消の有効性、返金免除合意の有効性、本訴の不当訴訟性。                  判決：本訴請求認容、反訴請求棄却。判決は、本訴原告による本件契約締結の意思表示の取消については「消費者契約法4条1項1号、2号の要件を充足しており、これにより本件契約は効力を失ったというべきである」と判示している。本件返金免除合意については、「消費者の利益を一方的に害する内容であることが明らかであるから、消費者契約法10条により無効というべきである」と判示した。なお、判決は、本訴請求について、本訴原告は「人文知識・国際業務の在留資格を有する中国国籍の夫の配偶者として、家族滞在の在留資格を有していたところ、同人と離婚した上で定住者の在留資格への変更許可申請をし、同許可を得ることは、定住者告示等に照らしても、ほぼ不可能であったといわざるを得ない。そうすると、前記在留資格変更の実現の困難性からして、被告は、原告に対し、本件契約の締結に際し、前記変更を実現するためにはどのような要件を充足する必要があるかといった事項について具体的かつ明確に説明をし、原告の場合は同要件の充足がほぼ不可能であることを説明しなければ、原告の理解は深まらず、同人において契約を締結するか否かにつき適切な判断はなし得なかったというべきところ、本件全証拠によっても、被告が原告に対しそのような説明をしたとは認められない」「原告は……在留資格をどうしたらよいかを相談したところ、被告から、就労は大学を卒業していないこと、日本人との結婚はその予定がないことから、当該各在留資格への変更は無理であるが、定住者の在留資格に変更できるとの助言を受け、同変更は大丈夫であるとの断定的な判断を受けたことにより、同変更が可能であると誤認して本件契約を締結したこと、しかし、実際には同変更は許可されず、前記要件の充足も不可能であると理解して、本訴を提起し、本件契約締結の意思表示を取り消すに至ったことが認められる」と認定している。</p> <p>本訴における不法行為の主張について判決は、次の通り判示してこれを認め</p>

		<p>た。「被告が、原告に対し、重要事項について不実の告知をし、不確実な事項につき断定的な判断を提供したことは、被告が行政書士として依頼者の権利を侵害することのないようにすべき職務上の注意義務に違反したものであり、不法行為を構成すると解される。……原告は、被告の前記不法行為により、定住者の在留資格への変更ができるものと誤認し、夫と離婚した上で同変更許可申請をしたにもかかわらず不許可となり、精神的にも不安定となり苦痛を受けたことが認められる……」と判決は述べている。なお、本訴における原告主張には相応の根拠があると見て、反訴請求は斥けられた。</p>
[19]	<p>東京地判平成 28 年 3 月 23 日 平 27 (レ) 1062 号、 文献番号 2016 WLJPCA 03238031。 *原審事件番号：東 京簡裁平 26 (ハ) 33415 号</p>	<p>○コンサルティング契約解除に伴う不当利得返還請求控訴事件。      事実概要：控訴人（1 審原告）は世田谷区に住所を有する個人（国籍不明）であり、被控訴人（1 審被告）は千代田区に営業所を有するコンサルティング会社である。控訴人は、被控訴人との間で、カナダでの家事使用人としての就労に関する契約を締結した。契約書の原文は中国語であり、契約の内容は、被控訴人が控訴人に対し、カナダにおける雇用の情報の提供、日本国内での教育訓練、出国手続の強力指導などを提供するというものであった。なお、契約書には、控訴人がカナダビザの取得ができない場合、被控訴人が基本サービス料及びカナダ教育機関の登録費用を含め、合計 10 万円を控除し、残りの費用を払い戻す旨の規定があり、また、控訴人がビザの申請を放棄し又はあきらめて「本契約を中止」したなどの場合、被控訴人は控訴人が支払った 50 万円を差し引く旨の規定があった。控訴人は、被控訴人に教育訓練費用及び仲介手数料を支払ったものの、カナダのビザを取得する前に被控訴人に契約の解約の意思表示をした。そのうえで解約・既払金の不当利得返還請求を求めて提訴したが、原審が請求棄却したため控訴した。</p> <p>争点：国際裁判管轄の存在、準拠法の確定、本件契約において約定解除権・約定解約権付与の合意があったか、消費者契約法 9 条 1 項により本件契約の一部は違約金条項として無効か。</p> <p>判決：控訴棄却。判決は、「本件契約書の原文は中国語であることからして本件は涉外事件である」と判示して契約書言語から涉外性を認め、書面による管轄合意の存在を認め日本の国際裁判管轄を認めた（民訴法 3 条の 7 第 1 項及び 2 項）。準拠法については、当事者間に準拠法選択の主張立証はないとする一方、本件契約が、控訴人が消費者にあたる消費者契約であり、控訴人の常居所地を日本国内であると認定して、本件契約の成立及び効力についての準拠法は日本法である（法適用通則法 11 条 2 項）と判示した。判決は、本件契約において約定解除権・約定解約権付与の合意があったか否かという点については、「『当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項』と解されるとしても」と仮定したうえで、消費者契約法 9 条 1 項により本件契約の一部は違約金条項として無効か否かという争点について、「本件条項の定める 50 万円が、同号でいう『当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの』であると認めるに足る主張立証はない」と判示した。判決は、証拠及び弁論の全趣旨から、被控訴人において控訴人に対し、およそ 5 か月間、毎週土曜日の 13 時から 18 時まで月 4 回（月間 20 時間計 100 時間）英語勉強会及びカナダの現況等に関する教育指導を実施したこと、カナダの訓練学校から配信される情報その他関係する情報を種々の方面から収集して取りまとめ、口頭又は書面で情報提供したこと、カナダ国エドモントン所在の訓練学校との間でカナダに渡航するための段取りを整えたこと、ソーシャルメディアを介して頻繁に連絡を取ったこと、対価総額は 150 万円であって 50 万円はその 3 分の 1 であること、本件契約から控訴人の「解約」通知まで 1 年以上が経過していることを認定し、本件条項の定める 50 万円は上記「平均的な損害の額」を超えないと判断して、控訴人の本件条項の一部が消費者契約法 9 条 1 項によって無効であるとの主張には理由がないものと判示している。</p>

<p>[20] 東京地判平成 28 年 7 月 11 日 平 25 (ワ) 29182 号、 文献番号 2016 WLJPCA 07118004。</p>	<p>○行政書士依頼主が行政書士作成の書類不備について行政書士会に苦情を申し立てたことが名誉棄損であるとする行政書士の損害賠償請求（本訴）並びに本訴被告による準委任契約解除による原状回復又は不当利得返還請求及び本訴提起を不法行為とする損害賠償請求（反訴）。</p> <p>事実概要：日本の行政書士本訴原告・反訴被告と韓国人依頼主本訴被告・反訴原告の争いで、本訴原告は、本訴被告から在留期間更新許可申請書類の作成等を依頼されたが、東京入国管理局長からこの申請は不許可とされた（なお、本訴被告はこの後他の行政書士に依頼して更新許可を得ている）。本訴被告は、この不許可は本訴原告作成の申請書類の不備によるものであるとして東京都行政書士会に苦情を申し立てた。本訴原告には、この苦情申立が名誉毀損である旨主張して損害賠償を求めた。これに対し本訴被告は本訴原告に対し、上記書類作成の準委任契約の解除による原状回復ないし不当利得として既払報酬の返還等を求めるとともに、本件本訴の提起が不当訴訟だとして不法行為に基づく慰謝料及び弁護士費用の支払等を求めて反訴を提起した。</p> <p>争点：準委任契約の不履行の有無。既払報酬返還請求拒絶文言の有効性。依頼主の苦情申立が名誉棄損となるか。名誉棄損訴訟提起は不法行為となるか。</p> <p>判決：書類不備による在留期間更新不許可は、本訴原告（反訴被告）による行政書士としての注意義務違反によるとして（反訴被告の）債務不履行を認め、また、準委任契約上の既払報酬の返還請求を遠慮されたいとの文言は消費者契約法 10 条に基づき無効と判示し、名誉棄損を認めずに本訴請求を棄却し、反訴請求を認容。ただし、名誉棄損訴訟提起を不法行為とは認めず。</p> <p>判決は、準委任契約上の債務不履行を検討して、以下の通り判示した。「……本件申請書類のうち被告の在留資格に適合する就労先としての現職場の事業実態に関する部分の信憑性の欠如が、専ら本件申請の不許可の理由となったものと認めるのが相当である。……したがって、原告が作成した本件申請書類のうち現職場の事業実態に関する部分は、被告の在留資格に適合する就労先の実態を有することの資料としては不十分であったというべきである……」「……被告は、本件申請より以前に在留期間更新が不許可になったことはなく、本件申請が不許可となった後に他の行政書士に書類作成を依頼してした再申請も許可となったのであり、原告に本件申請書類の作成を依頼した本件申請に限って不許可となったことが認められるし、これまでに多数の在留期間更新許可申請に長年携わってきた原告にとって、これら本件申請書類の不備は、行政書士として職務上要求される注意義務を履践すれば容易に判明するものであった……。そうすると、原告には本件契約上の善管注意義務違反の債務不履行が認められ……原告は、被告による本件契約の解除に当たって、履行の割合に応じた報酬を請求することができず、被告に対し、原状回復ないし不当利得として、既払報酬……を返還する義務を負う……」。</p> <p>既払報酬返還請求拒絶文言について判決は消費者契約法に従って無効であると判示した。すなわち、「本件依頼書に記載された既払報酬の返還請求を遠慮されたいとの文言は、その旨を原告が要求しているにすぎず、同文言の記載をもって、原告に債務不履行があった場合にも報酬返還を求めないことに被告が合意したとは認められないし、理由の如何を問わず報酬返還を認めないとすることは、事業者たる原告が消費者たる被告の権利を一方的に制限するものであって、信義則に反して被告の利益を一方的に害するものというべきであるから、消費者契約法 10 条により無効と解するのが相当」であるとしている。</p>
<p>[21] 東京地判平成 29 年 1 月 13 日 平 25 (ワ) 19090 号 文献番号 2017 WLJPCA 01136014。</p>	<p>○ケース [26] の原審判決。</p> <p>別稿、吉川英一郎「国際消費者契約をめぐる裁判例に関する考察－東京高判平成 29 年 6 月 29 日及びその原判決について－」『同志社商学』71 卷 1 号、2019 年、65-104 頁、参照。</p>
<p>[22] 東京地判平成 29 年 1 月 19 日</p>	<p>○金融商品出資契約をめぐる詐欺・不実告知による契約取消に基づく出資金不当利得返還請求。</p>

<p>平 28 (ワ) 29349 号, 文献番号 2017 WLJPCA 01198012。</p>	<p>事実概要：原告は日本居住の投資者 X1～X23 であり、被告は、米国ネヴァダ州ラスヴェガスに所在する会社（日本に営業所と代表者 B を有する）で、同社は、病院、診療所、調剤薬局の診療報酬請求債権を投資対象とする金融商品を販売するところ、原被告間でその出資契約を締結したが、原告は、契約が詐欺により締結されたから民法 96 条 1 項又は消費者契約法 4 条 1 項 1 号によりこれを取り消す意思表示した。原告は、不当利得に基づき、出資契約の一部金の支払いを求めた。尚、本件金融商品取引契約書は、契約から生じる一切の紛争について米国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする旨の裁判管轄条項と、本契約の準拠法はアメリカ合衆国法及びネヴァダ州法とする旨の準拠法条項を含んでいた。被告は、口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出していない。</p> <p>争点：専属的国際裁判管轄合意がある場合の付加的管轄合意の認定。ネヴァダ州法を準拠法とする準拠法条項の適用に基づく詐欺による取消し。</p> <p>判決：専属的管轄合意があるものの米国クラスアクション上の被告主張を根拠に付加的管轄合意が成立した（民事訴訟法 3 条の 7 第 1 項）とし、準拠法条項に基づいて準拠法をネヴァダ州法とし、同法上、詐欺に基づく取り消しを認めた。被告は出頭せず請求認容。</p> <p>国際裁判管轄に関して、判決は、専属的裁判管轄条項の存在を認めつつ、米国におけるクラスアクションが別に存在することに基づき、証拠及び弁論の全趣旨から次の認定をした。①本件各出資契約と同様の出資契約を締結した者らは被告に対し意図的詐欺に基づく懲罰的損害賠償及び不当利得返還請求等を求めるクラスアクション訴訟をアメリカ合衆国ネヴァダ地区連邦地方裁判所に提起したこと、②クラスアクションの原告らが代表するクラスは、被告の不法な「ポンジスキーム」の結果損害を受けた全ての投資家であり、「ポンジスキーム」とは、被告が医療口座からの受領や診療報酬債権を購入する合法的なビジネスを行うと顧客を偽り、又は断定したことを意味するものであること、③被告は、別件クラスアクションにおいて、書面で、「本件においては、被告は日本の裁判所の管轄に同意し、日本での訴訟に全面的に関与している。」と主張したこと、④原告らは、本件訴訟を提起して訴状等が被告に送達されたこと。判決は、これを踏まえて次の通り判示した。「……①②によれば、別件クラスアクションの原告らが代表するクラスには原告らが含まれるものといえ、原告らは、別件クラスアクションでクラス認証がされれば、脱退をしない限り、別件クラスアクションの効力が及ぶことになる。そうすると……③の日本の裁判所の管轄に同意している旨の被告の主張は、本件訴訟について、日本の裁判所を管轄裁判所とする付加的管轄合意の申入れであると評価することができる。そ……④の原告らによる本件訴訟の提起は、上記の被告による管轄合意の申入れに対する承諾であると評価することができるから、原告らと被告との間には、本件訴訟に係る訴状等が被告に送達された日に、本件訴訟について、日本の裁判所を管轄裁判所とする付加的管轄合意が成立したと認められる。……よって、原告らによる本件訴訟は、民事訴訟法 3 条の 7 第 1 項により、日本の裁判所に管轄を認めることができる。」</p> <p>準拠法について判決は、金融商品取引契約書には、「本契約の準拠法は、アメリカ合衆国法及びネヴァダ州法」とする旨との規定があると認定し、さらに、「ネヴァダ州法上、詐欺により契約を締結した場合、被欺罔者は、詐欺を理由として、当該契約を取り消すことができると解釈されている」と判示した。</p>
<p>[23] 東京地判平成 29 年 3 月 22 日 平 28 (ワ) 30219 号, 文献番号 2017 WLJPCA 03228010。</p>	<p>○金融商品出資契約をめぐる詐欺・不実告知による契約取消に基づく出資金不当利得返還請求。</p> <p>事実概要：原告は日本居住の投資者 X1～X20 であり、被告は、米国ネヴァダ州ラスヴェガスに所在する MRI インターナショナル社（日本に営業所と代表者 B を有する）で、同社は、病院、診療所、調剤薬局の診療報酬請求債権（MARS）を投資対象とする金融商品を販売する。原被告間で出資契約を締結したが、出資金は、MARS に対する投資のみに充てられるという被告の説明に反して、他の顧客への配当金に流用されていたことが判明し、被告の勧誘が詐欺及び重要事項に関する不実告知に該当するとして、原告は、出資契約を取り消したと主張して</p>

		<p>不当利得返還請求権に基づき、出資契約の一部金の支払いを求めた。尚、本件金融商品取引契約書は、契約から生じる一切の紛争について米国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする旨の裁判管轄条項が含んでいた。</p> <p>争点：専属的国際裁判管轄条項は有効か。                  判決：専属的国際裁判管轄条項を無効と判示。被告は出頭せず請求認容。                  専属的裁判管轄条項に関して、判決は、原告らは改正民訴法3条の4第1項の「消費者」に、被告は「事業者」該当し、他に障害事由がない限り、日本の裁判所に管轄があるとし、改正民訴法施行の平成24年4月1日以降に出資契約を締結している場合と以前に締結している場合に分け、前者については、本件国際裁判管轄条項は効力を有さない（民訴法3条の7第5項）とし、日本の裁判所に訴えを提起することができる（民訴法3条の4第1項）と判示した。後者に関しては、本件条項が公序法に反し無効か否かについて検討したが、まずチサダネ号事件最高裁判決（最判昭和50年11月28日、民集29巻10号1554頁）を引用して「特定の外国の裁判所を第1審の専属的管轄裁判所と指定する国際的専属的裁判管轄の合意は、同管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反する場合には、その効力が否定されると解すべきである」と述べたうえで、「①被告は、原告らに対して、エスクロー社が出資金を厳重に管理する旨の虚偽の事実を述べて勧誘し、②米国に本件に関する証拠が偏在しているとはいえず、③本件条項の有効性を認めると、原告に過大な負担が生じることに照らすと、本件条項に基づいて、原告らに日本の裁判所での審理の途を絶つことは、はなはだしく不合理であり、公序法に反するというべきで……したがって、本件条項はその効力を有さず……日本国内に裁判管轄がある（民訴法3条の4第1項）」と判示した。</p>
<p>[24] 東京地判平成29年3月30日                  平28(ワ)38168号、                  文献番号                  2017 WLJPCA                  03308004。</p>		<p>○金融商品出資契約をめぐる詐欺・不実告知による契約取消に基づく出資金不当利得返還請求。                  事実概要：原告は日本居住の投資者 X1～X19 であり、被告は、米国ネヴァダ州ラスヴェガスに所在する MRI インターナショナル社（日本に営業所と代表者 B を有する）で、同社は、病院、診療所、調剤薬局の診療報酬請求債権（MARS）を投資対象とする金融商品を販売する。原被告間で出資契約を締結したが、原告は、契約が詐欺により締結されたから民法96条1項によりこれを取り消す、又は重要事項に関する不実告知に該当するから消費者契約法4条1項1号によりこれを取り消すと主張して不当利得返還請求権に基づき、出資契約の一部金の支払いを求めた。尚、本件金融商品取引契約書は、契約から生じる一切の紛争について米国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする旨の裁判管轄条項を含んでいた。</p> <p>争点：専属的国際裁判管轄条項を公序に反し無効か。ネヴァダ州法を準拠法とする準拠法合意がある場合の法適用通則法11条1項の適用。                  判決：専属的国際裁判管轄条項を無効と判示。ネヴァダ州法を準拠法とする準拠法合意に対し法適用通則法11条1項を検討。被告は出頭せず請求認容。                  専属的裁判管轄条項に関して、判決は、原告らは改正民訴法3条の4第1項の「消費者」に、被告は「事業者」該当し、他に障害事由がない限り、日本の裁判所に管轄があるとし、改正民訴法施行の平成24年4月1日以降に出資契約を締結している場合と以前に締結している場合に分け、前者については、本件国際裁判管轄条項は効力を有さない（民訴法3条の7第5項）とした。後者に関しては、本件条項が公序法に反し無効か否かについて検討したが、まずチサダネ号事件最高裁判決（最判昭和50年11月28日、民集29巻10号1554頁）を引用して「本件管轄合意は、①本件訴訟が我が国の裁判権に専属的に服するものではなく、②指定された外国の裁判所であるアメリカの裁判所がアメリカ法上、本件訴訟につき管轄権を有するから、原則として有効であると解されるが、このように外国裁判所にのみ専属的裁判管轄を認める合意については、当該外国裁判所を専属的管轄裁判所とすることが消費者と事業者間の衡平を著しく害するなどの事情があるため公序法に違反すると認められるときは無効であるというべきである」と述べたうえで、「①被告は平成20年頃から本件金融商品の運用が行き詰まっていたに</p>

	<p>もかわならず、本件金融商品の勧誘を続ける一方、本件管轄合意の定めを設けたこと、②本件金融商品の勧誘及び販売に関する証拠は専ら日本に存在していること、③本件を日本の裁判所で審理することは被告にとって過大で不合理な負担を強いるものとは言えないことに対し、本件をアメリカで審理することは原告らにとって大きな負担であること、④被告は別件訴訟において日本の裁判所での審理を認める旨主張していることなどからすれば、本件管轄合意は消費者である原告らと事業者である被告間の衡平を著しく害するなどの事情があるため公序法に違反するといえるから、無効というべきで……」平成24年4月1日以前に締結した各出資契約に係る請求についても日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる」と判示した。</p> <p>準拠法については、「本件出資契約には、『本契約の準拠法は、アメリカ合衆国及びネヴァダ州法とし……』との規定があるので、準拠法はアメリカ合衆国及びネヴァダ州法ということになる。しかしながら、弁論の全趣旨によれば、本件各出資者はいずれも個人、被告は法人であることが認められるから、本件各出資契約は、法の適用に関する通則法11条1項にいう消費者契約に当たり、消費者である原告らが常居所地法中の特定の強行法規である民法96条1項を適用すべき旨の意思を事業者である被告に表示したことも明らかであるから、本件各出資契約の効力については、同条項の適用についても判断すべきことになる」と判示した。</p>
[25]	<p>東京地判平成29年5月25日 平28(ワ)38168号、 文献番号2017 WLJPCA 05258019。</p> <p>○金融商品出資契約をめぐる詐欺・不実告知による契約取消に基づく出資金不当利得返還請求。</p> <p>事実概要：原告は横浜居住の投資者Xであり、被告は、米国ネヴァダ州ラスヴェガスに所在するMRIインターナショナル社（日本に営業所と代表者Bを有する）で、同社は、病院、診療所、調剤薬局の診療報酬請求債権（MARS）を投資対象とする金融商品を販売する。原被告間で出資契約を締結したが、原告は、契約が詐欺により締結されたから民法96条1項によりこれを取り消す、又は重要事項に関する不実告知に該当するから消費者契約法4条1項1号によりこれを取り消すと主張して不当利得返還請求権に基づき、出資契約の一部金の支払いを求めた。尚、本件金融商品取引契約書は、契約から生じる一切の紛争について米国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする旨の裁判管轄条項を含んでいた。</p> <p>争点：専属的国際裁判管轄条項を公序に反し無効か。ネヴァダ州法を準拠法とする準拠法合意がある場合の法適用通則法11条1項の適用。</p> <p>判決：専属的国際裁判管轄条項を公序法に反し無効と判示。ネヴァダ州法を準拠法とする準拠法合意に対し法適用通則法11条1項を検討。被告は出頭せず請求認容。</p> <p>専属的国際裁判管轄条項に関して、判決は、「①被告は平成20年頃から本件金融商品の運用が行き詰まっていたにもかかわらず、本件金融商品の勧誘を続ける一方、本件管轄合意の定めを設けたこと、②本件金融商品の勧誘及び販売に関する証拠は専ら日本に存在していること、③本件を日本の裁判所で審理することは被告にとって過大で不合理な負担を強いるものとは言えないことに対し、本件をアメリカで審理することは原告にとって大きな負担であること、④被告は別件訴訟において日本の裁判所での審理を認める旨主張していることなどからすれば、本件管轄合意は消費者である原告と事業者である被告間の衡平を著しく害するなどの事情があるため公序法に違反するといえるから、無効というべきで……」原告による本件請求について日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる」と判示した。</p> <p>準拠法については、「本件出資契約には、『本契約の準拠法は、アメリカ合衆国及びネヴァダ州法とし……』との規定があるので、準拠法はアメリカ合衆国及びネヴァダ州法ということになる。しかしながら、弁論の全趣旨によれば、本件出資者はいずれも個人、被告は法人であることが認められるから、本件出資契約は、法の適用に関する通則法11条1項にいう消費者契約に当たり、消費者である原告が常居所地法中の特定の強行法規である民法96条1項を適用すべき旨の</p>

		意思を事業者である被告に表示したことも明らかであるから、本件出資契約の効力については、同条項の適用についても判断すべきことになる」と判示した。
[26]	東京高判平成 29 年 6 月 29 日 平 29（ネ）709 号、 文献番号 2017 WLJPCA 06296007。	○ケース [21] の控訴審判決。別稿、吉川英一郎「国際消費者契約をめぐる裁判例に関する考察－東京高判平成 29 年 6 月 29 日及びその原判決について－」『同誌社商学』71 巻 1 号、2019 年、65-104 頁参照。
[27]	東京地判平成 30 年 3 月 26 日 平 28（ワ）19581 号、 文献番号 2018 WLJPCA 03268007。  評釈：加藤紫帆・ジュリ 1540 号 111 頁。	○アルゼンチン共和国発行円建債券の債権者の任意的訴訟担当者たる銀行がア国を相手に債権の償還を求めた。 事実概要：原告は、日本の銀行 3 社（三菱東京 UFJ、みずほ、新生）で、被告は対アルゼンチン共和国である（以下、「ア国」）。被告ア国は日本において円建て債券を発行したが、この際原告を管理会社とする管理委託契約を締結した。同契約には、日本法を準拠法とする準拠法規定及び裁判権免除を取消不能の形で放棄する規定が含まれていた。ア国はその後、本債権を含めて公的債務の元利金について一時支払停止を宣言するに至り、公的債務の支払期限を順次繰り延べている。さらに、本債権と、新規に発行する債券との交換を申し出たところ、債権者の一部はこれに応じなかった。その債権者から訴訟追行権を授与された訴訟担当者として、原告 3 銀行はア国に対し、本債権の償還を求めて提訴した（なお、本件訴訟以前に、原告の任意的訴訟担当者としての原告適格を最高裁が肯定しており（最判平成 28 年 6 月 2 日民集 70 巻 5 号 1157 頁）、本件は差戻審である）。  争点：ア国の裁判権免除（「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」施行前）、外国の強行的適用法規の適用、準拠実質法下での外国法の事実的影響の考慮、本訴請求債権の消滅時効。 被告は、本件が私法的不いし業務管理的行為に当たらないこと、裁判権免除法規条項は予測不可能な国家の緊急事態下の立法措置等といった主権的行為に及ばないことなどを述べて裁判権免除を主張した。また、支払延期措置や国家緊急事態法や予算法は絶対的強行法規であり、明文が無くても、強行法規の特別連結理論に照らして適用されるため支払期限は未到来であると主張した。また、被告は、第三国の強行法規の直接適用がないとしても、契約準拠法上、第三国法が事案に与える影響を事実上考慮すべきであると主張した。時効について被告は、商事消滅時効の適用により 5 年経過で時効消滅したと主張した。 判決：請求認容。判決は裁判権免除について、「外国国家は、①主権的行為以外の私法的不いし業務管理的な行為については、我が国による民事裁判権の行使が当該外国国家の主権を侵害するおそれがあるなどの特段の事情がない限り、我が国の民事裁判権から免除されないと解するのが相当であり、そうでないとしても、②私人との間の書面による契約に含まれた明文の規定により当該契約から生じた紛争について我が国の民事裁判権に服することを約することによって、我が国の民事裁判権に服する旨の意思を明確に表明した場合には、原則として、当該紛争について我が国の民事裁判権から免除されないと解するのが相当である。そして、上記①の点については、外国国家の行為が、性質上、私人でも行うことが可能な商業取引である場合には、その行為は、目的のいかんにかかわらず、私法的不いし業務管理的な行為に当たるといふべきである」と最判平成 18 年 7 月 21 日（民集 60 巻 6 号 2542 頁）を踏まえうえて、本件債券発行につき「債券を発行して資金調達することは、今日の国際社会において金融取引として幅広く行われている経済活動であって、その性質上、私人でも行うことが可能な商業取引であるから、本件債券に関する取引行為は私法的不いし業務管理的な行為に当たるといふべきである」と判示し、裁判権免除放棄条項につき「被告は、本件債券の内容等を定めた本件要項において、本件債券に係る債務について裁判権免除を取消不能の形で放棄する旨書面により約しているところ（本件放棄条項）、この条項に不明瞭な点はなく、被告は、本件債券に関する紛争について我が国の民事裁判権に服する旨の意思を明確に表明していたと認められる。しかも、この表明については何らの留保や例外も付されていない。……被告は、本件支払延期措置が執られるような事態も十分に想定した上で、そのような場合について特段の留保

		<p>を定めることなく、本件放棄条項を定めたものとみるのが相当である。……明示的な裁判権免除の放棄の効力を覆すと、上記放棄を前提として国家と契約する私人の契約内容に対する合理的な期待が害され、ひいては法的安定性が阻害される。したがって、被告は本件放棄条項によって包括的にその裁判権免除の利益を放棄したというべきである」と判示し、さらに裁判権免除が認められるべき特段の事情があるかどうかとも検討するが、「本件支払延期措置……この行為自体は銀行等も行い得るのであって、国家特有の政治的判断等が介在しているとはいえない。実際上も、ある行為を行う手段として立法等を行わなければならないということのみをもって、当該行為を主権的行為と見なければならないというのでは、例外が認められるべき場面が広くなりすぎて、前述した判断基準が実質的に没却されることとなり、妥当ではない。以上によれば、裁判権免除を認めるべき特段の事情の存在を認めるに足りない」と判示して、裁判権免除を否定した。</p> <p>強行法規の特別連結理論により被告の法を適用することの可否については、法適用通則法7条、11条、12条に言及したうえで「それ以外の場合に、契約準拠法が明確に取り決められているにもかかわらず、第三国の法律を適用することがあり得ると解釈し得るような手がかりは見当たらない」と述べ、「立法経過からしても、第三国の強行法規の適用が予定されていたとは解し難い。そうすると、第三国の絶対的強行法規を解釈上適用すべき旨の被告の主張は、採用することができない」と判示した。</p> <p>日本法の解釈における事実上の考慮の可否については、「被告が自ら定めた本件支払延期措置によって支払が不能となった状態を考慮して被告の抗弁を認めることは、金銭債務については不可抗力をもって抗弁とすることができない趣旨を定めた民法419条3項の法意に、正面から抵触する」と述べ、「被告が主張する『事実上の考慮』の実質は……日本法の適用を排除して第三国法をそのまま妥当させることにほかならない。……準拠法である日本法の否定であるから……本件において当該法理によって抗弁が成り立つ余地はない」と被告主張を斥けた。</p> <p>消滅時効の主張については、旧商法316条の趣旨を汲んで「社債は、資金調達の一環で広く一般公衆に対して発行されることが多く、取引の目的物として転々流通する性質を有することから、時効期間を5年とすると短期にすぎ、社債権者の保護に欠ける」と述べ、本件債権は「社債の場合と特に異なるところはない」として「本件債券の償還等請求権の消滅時効期間は、旧商法316条の類推適用によって10年であるというべき」として、本件請求が時効消滅したとの主張を斥けた。</p>
[28]	<p>東京地判平成30年3月27日 平29(ワ)359号、 文献番号2018 WLJPCA 03278027。</p>	<p>○イスタンブールで発生したクレジットカード不正利用に関する不当利得返還請求。</p> <p>事実概要：原告は日本人旅行者で被告は三井住友カード社である。原告は、欧州旅行の帰途一時滞在したイスタンブールで知り合った外国人（巨体の自称キプロス人ら）に脅される等して、商品や役務の提供を受けていないにもかかわらず、クレジットカードを使用させられ（暗証番号も入力）（店名から KITA 取引と呼ぶ）、原告の銀行口座から利用金額として88万円余円が引き落とされたとして、主位的請求において、上記のクレジット決済（立替払い契約）は、詐欺ないし強迫により取消され、又は錯誤により無効であって、原告は引き落とし相当額の損失を被り、被告は同額の利得を得たとして、不当利得の返還を求め、また、予備的請求において、被告は、適切に決済を行い、会員に損害を被らせないようにする注意義務等があるにもかかわらず、これに反して、クレジットカードの決済を行い、原告に利用金額相当額の損害を被らせたとして、債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償を求めた。</p> <p>争点：被告の利得の有無並びに注意義務違反、救済義務違反の有無。 判決：請求棄却。判決は、原告の供述証拠の信用性を検討のうえ、概ね採用できるとはした。判決は、被告における利得の有無について、「個別の立替払契約である KITA 取引が無効であっても、被告がした立替払は、原告と被告間の基本契約であるクレジット契約に基づくものであり、この基本契約であるクレジット契約は、第三者を介しての給付に係る不当利得における補償関係となるから、利</p>

	<p>得は、被告ではなく、KITA 取引の加盟店に生じていることになる……」（最判平成10年5月26日，民集52巻4号985頁，最判平成28年6月16日，民集7巻6号629頁を参照）と述べ、「被告がKITA 取引の加盟店に支払いをした（弁論の趣旨）以上，被告には利得がないことになるから……原告の主位的請求は理由がない」と判示した。被告の注意義務違反については、「オフ加盟店について，発行者に何ら情報がなく，過失の評価の根拠となる事実がない場合においても，海外の仲介者と業務提携をしたことをもって，直ちに注意義務違反があるということではできない。本件では，KITA 取引の加盟店について，事前に被告が情報を持っていたとの事実を認めるに足りる証拠はないから，被告に与信時の注意義務違反があるとはいえない……ない」と判示した。また，救済義務違反についても，「暗証番号が入力された場合は，会員保障制度による損失のてん補ができない旨の規約がある以上，そのことに言及するのは当然であり，そのことに言及することが救済義務に反するともいえない。そもそも，被告においては，原告主張の事実が存するか否かについては……は，原告の主張以外に何らの証拠もなく……暗証番号が使用されていて会員保障制度の対象とならない可能性が相当程度あった事情の下では……海外の提携先の加盟店（オフ加盟店）について，具体的な調査を開始すべき義務が生じたというには疑問がある……。……被告は，不正利用された会員の救済については，規約14条により会員保障制度を設けている。規約14条は，13条のクレジットカードを紛失・盗難・詐取・横領等……により他人に不正使用された場合を受けて，会員の損失をてん補する規定であるところ，……不正使用されるまでの経緯において，会員側に相当程度の落ち度がある場合も，補償しなければならないとするのは相当ではなく，『横領等』の『等』には強迫が含まれると解すべきである」[……規約14条の適用があるか否かを検討する。規約14条3項（6）号は，暗証番号の入力を伴う取引についての損害については，会員に故意又は過失がないと被告が認めた場合以外は，損害の填補をしない旨を規定している（過失がなかったことの立証責任は原告にある。）。KITA 取引の経緯については，……説示したとおり，強迫的言辞がなかったにもかかわらず，暗証番号の入力を拒否しなかったこと，必ずしも治安が良いとはいえない外国で見知らぬ外国人と飲食を共にして，KITA 取引に至った経緯に照らせば，原告に過失がなかったと断ずることはできない。したがって，原告の損失をてん補しなかったことが救済義務に違反するものとはいえない」と判示した。</p>
<p>[29] 東京地判平成30年4月23日 平29（ワ）20807号 文献番号 2018 WLJPCA 04238002。</p>	<p>○専門学校途中退学の場合の納付済授業料の一部に関する不当利得返還請求。 事実概要：原告は，被告の設置する専門学校の元生徒であったベトナム人 X で，被告は専門学校を設置する学校法人 Y である。原告は専門学校を中途退学し，支払済みの授業料・施設設備費のうち在籍期間に対応する部分を控除した残余が被告の不当利得に当たるとして50万円余を返還請求した。専門学校が学生心得には，退学の場合，学費は返還されない旨の規定があり，また，原告は，個人的な理由により退学する場合は納入済みの学費についてその返還を一切求めないことを記載した誓約書を差し入れた（これらの合意を「不返還合意」とする）。原告は，本件専門学校においては，教員や施設は生徒個別に提供されているわけではなく複数の学科に共通であり生徒の退学によって「平均的な損害」は発生しないから，また，中途退学から生じる「逸失利益」は「平均的な損害」に含まれるべきものではないから，本件不返還合意は，消費者契約法9条1号に違反しており無効であると主張した。</p> <p>争点：授業料等の不返還合意は，消費者契約法9条1号の「平均的な損害の額」を超える損害賠償額の予定又は違約金として，無効となるか。 判決：不返還合意は有効であるとして請求を棄却。判決は次の通り述べる。「本件専門学校においては，生徒が納付する授業料等は，教職員の給料，施設の維持管理費等の専門学校における経費の財源となるものであり，年度が開始した時点では，当該年度に新たに生徒が入学することがなくなり，新たに授業料等の収入が得られなくなることを併せて考えると，被告において，当該年度において生徒が納付した授業料等が学校経営の経費に充てられることについて合理的な期待が生じている状況となっている。そうすると，被告としては，本件専門学校の生徒</p>

		<p>が年度途中で退学したときには、授業料等を返還すべきものとする、授業料等が経費に使用できないことになり、これにより、原則として、生徒が当該年度に納付すべき授業料等に相当する損害を被るものというべきであり、これが被告に生ずる平均的な損害といえることができる。……原告は、逸失利益を平均的な損害に含むことはできない旨主張するが……授業料等収入の逸失を平均的な損害の認定に当たって考慮することは相当である。……本件においては、年度途中で本件専門学校の生徒が退学したときには、これにより被告に生ずる平均的な損害は、生徒が当該年度に納付すべき授業料等に相当する額となるのであり、この額は原告が納付した授業料等を下回るものではない。そうすると、本件不返還合意は有効であり、被告は原告に対して、授業料等の返還義務を負わない。」</p>
[30]	<p>東京地判平成30年7月11日 平30(ワ)10465号、 文献番号 2018 WLJPCA 07118014。</p>	<p>○金融商品出資契約をめぐる詐欺・不実告知による契約取消に基づく出資金不当利得返還請求。</p> <p>事実概要：原告は日本居住の投資者 X1～X24 であり、被告は、米国ネヴァダ州ラスヴェガスに所在する Y 社（日本に営業所と代表者 A を有する）で、同社は、病院、診療所、調剤薬局の診療報酬請求債権（MARS: Medical Account Receivables）を投資対象とする金融商品を販売する。</p> <p>*原告の請求原因の陳述の中には、「被害者は、日本国内のみで約 8700 人、投資資産の合計額は約 1365 億円に達する極めて巨大な投資被害事件である。」との主張が見られる。</p> <p>争点：米国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする裁判管轄条項は、公序に反して無効か。</p> <p>判決：専属的国際裁判管轄条項を公序に反し無効と判示した。被告は口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しなかったので原告らの請求は認容された。</p> <p>国際裁判管轄に関して、以下の通り判示された。「本件金融商品の取引において、原告らは『消費者』であり、被告は『事業者』である。そして、本件訴え提起時において原告らの住所は日本国内にあることから、原告らと被告との間で締結された本件各出資契約に関する原告らからの被告に対する本件訴えについては、他に障害事由が存しない限り、日本の裁判所に管轄がある（民事訴訟法3条の4第1項）。裁判管轄に関し、平成20年作成の本件各出資契約に係る金融商品取引契約書11条には、『本契約から生じる一切の紛争については、アメリカ合衆国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。』との定めがある……。……被告は、原告らの本件各出資契約中、最も契約締結日が早い同年の時点で、本件金融商品の新たな出資金で他の投資家の元利息を支払うなど、本件金融商品の運用が行き詰まり、投資家との紛争が潜在的に生じていた状況において、あえて本件管轄合意の定めを置いたこと、被告は、日本で本件金融商品の勧誘及び販売をしていたものであり、原告らの請求を判断するのに必要な証拠がアメリカ合衆国に偏在しているとはいえず、日本の裁判所で審理することが、被告に不合理で過大な負担を強いるものではないのに対し、アメリカ合衆国の裁判所で審理することは、原告らにとって大きな負担となることの各事情が認められ、これらの事情を勘案すると、本件管轄合意は、はなはだしく不合理であり、公序法に違反するから無効というべきである。したがって、本件については、日本の裁判所に管轄があると認められる。」</p>
[31]	<p>東京地判平成30年8月22日 平30(ワ)5617号、 文献番号 2018 WLJPCA 08228001。</p>	<p>○金融商品出資をめぐる詐欺・不実告知による契約取消に基づく出資金不当利得返還請求。</p> <p>事実概要：原告は日本居住の投資者 X1～X19 であり、被告は、米国ネヴァダ州ラスヴェガスに所在する MRI インターナショナル社（日本に営業所と代表者 B を有する）で、同社は、病院、診療所、調剤薬局の診療報酬請求債権（MARS）を投資対象とする金融商品を販売する。原被告間で出資契約を締結したが、出資金は、MARS に対する投資のみに充てられるという被告の説明に反して、他の顧客への配当金に流用されていたことが判明し、被告の勧誘が詐欺及び重要事項に関する不実告知に該当するとして、原告は、出資契約を取り消したと主張して不当利得返還請求権に基づき、出資契約の一部金の支払いを求めた。尚、本件金</p>

	<p>融商品取引契約書は、契約から生じる一切の紛争について米国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする旨の裁判管轄条項が含まれていた。</p> <p>争点：米国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする旨の裁判管轄条項は、公序に反して無効か。</p> <p>判決：専属的国際裁判管轄条項を公序に反し無効と判示。被告は口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しなかったので原告らの請求は認容された。</p> <p>専属的裁判管轄条項に関して、判決は、原告らは改正民訴法3条の4第1項の「消費者」に、被告は「事業者」該当し、他に障害事由がない限り、日本の裁判所に管轄があるとし、X5、X12及びX14については、改正民訴法施行の平成24年4月1日以降に出資契約を締結しているため本件国際裁判管轄条項は効力を有さない（民訴法3条の7第5項）とした。その他の原告に関しては、本件条項が公序法に反し無効か否かについて検討したが、まずチサダネ号事件最高裁判決（最判昭和50年11月28日、民集29巻10号1554頁）を引用して「ある訴訟事件について我が国の裁判権を排除し、特定の外国の裁判所を第1審の専属的管轄裁判所と指定する国際的専属的裁判管轄の合意は、同管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反する場合には、その効力が否定されると解すべき」だと述べたうえ、①本件事実に関連して「顧客からの出資金は、エスクロー社が開設している本件口座で被告から委託を受けた同社が嚴重に管理しているため、被告は本件口座の資金をMARS事業以外に用いることができない旨を説明しており、顧客に対して安全に運用される措置が講じられている旨の虚偽の事実をもって、日本の顧客らに、出資に対する安心感を生じさせ、顧客を勧誘していながらも、同措置を講じていなかった。……顧客からの出資金を他の顧客への元利金の支払に充てるなど本来の用途・説明とは異なる用途に供している。……被告は上記虚偽の事実をもって顧客を勧誘し、本件条項を本件各出資契約中に盛り込んでいた……」と認定し、また、②「被告は、日本に支店を置いて、日本国内で本件商品の勧誘をしていたところ、原告らによる不当利得返還請求に係る詐欺及び重要事項の不実告知に関する勧誘や販売状況に関する証拠は、日本国内に存するといえ、米国に証拠が偏在するとはいえない」と述べ、さらに、③「いずれも日本国内に住所を有する個人である原告らにとって、遠方である米国ネヴァダ州裁判所における審理に対応することは過大な負担であるのに対し、米国内に一定の証拠があるとしても、被告の日本支店が存在することを考慮すれば、被告にとって、日本の裁判所で応訴することが不合理で過大な負担をもたらすとはいえない」と認定して、「本件条項に基づいて、原告らに日本の裁判所での審理の途を絶つことは、はなはだしく不合理であり、公序法に反するというべきである」と判示し、日本の国際裁判管轄を認めた。</p>
<p>[32] 東京地判平成30年11月27日 平29(ワ)19757号 文献番号 2018 WLJPCA 11278022。</p>	<p>○不動産売買契約の手付金返還請求。</p> <p>事実概要：原告は中国語を母国語とする中国系ニュージーランド人であり、被告は日本企業大手5社（鹿島建設、三菱地所レジデンス、住友商事、野村不動産、三井不動産レジデンシャル）である。原告は、日本の不動産の購入を希望し、三井不動産レジデンシャル社員から契約内容・重要事項の説明を受けたうえ（通訳役社員も居る）、売買代金10%の1280万円の手付金を支払った。この後、売買契約が締結されたが、契約中に融資利用の特例条項（19条）があり、提携プラットフォーム35融資等提携融資を利用する場合に融資額の一部が利用できないことが確定したときは売主・買主いずれも契約を解除できること（売主は受領済み金員全額を無利息で返還）が規定されていた。後日、原告は契約19条に基づき契約を解除するという意思表示をした。被告らは売買残代金の支払いを催告したが支払われなかったため、被告は原告に解除の意思表示をし、手付金を違約金として没収すると通知した。原告は、契約19条の解釈、錯誤無効、三井不動産レジデンシャルの債務不履行を主張して提訴した。</p> <p>争点：主たる点は、売買契約19条の解釈である。</p> <p>原告の主張としては、外国人は提携融資を利用できず19条の適用が全くなく、</p>

		<p>外国人であることを理由にローンが下りない場合に手付金を没収し売主に利得を生じさせるのは不合理で、19条は消費者の利益を一方的に害する条項で、消費者契約法10条に基づき無効であるから、提携融資を一般の融資に読み替えて適用すべきであると主張し、被告は19条についての説明が不十分で、原告母国語の中国語の重要事項説明書を交付していないと主張した。また、19条の適用があると信じて契約を締結しており、手付金が戻ってこないのであれば、契約は締結しておらず、19条適用について錯誤があり、契約は無効であるとも主張した。被告は、原告は提携融資を利用していないので19条は本件には適用されないと主張した。</p> <p>判決：請求棄却。判決は、19条は、代金不払いの場合に手付金相当額を違約金として支払うという原則上の義務を、特例として、提携融資を申し込んだがそれが実行されない場合の買主について免れさせる条項であり、「信義則に反して買主を害する」、「不合理・不当な差別」とは評価できないとし、消費者契約法や憲法14条違反と評価すべき事情は無いと判示した。特に判決は「原告は、提携融資を利用することができない日本に永住権を有しない外国人に融資利用の特例の適用の余地がないことを問題視するが、そのような者が日本において日本に所在する不動産を購入する際、特段の事情がない限り、売主が、法や商慣習が日本とは異なる可能性がある国に居住する当該買主の売買代金支払債務の履行の確実性等につき、不安を抱くのは当然であり、融資利用の特例を付さずに契約の原則どおりに契約の効力を確保することについて不合理であると断じることは困難である……」と述べている。判決は、その他、契約の錯誤無効や三井不動産レジデンシャルの債務不履行（原告の資金計画を知っていたわけだから金融機関を限定しないローン特約を付すべき義務がありその違反、並びに19条や手付金に関する説明義務違反及び中国語の重要事項説明書交付義務違反など）の主張も斥けた。</p>
[33]	<p>東京地判平成31年2月26日 平30(ワ)24524号、 文献番号 2019 WLJPCA 02268025。</p>	<p>○国際航空旅客運送契約不履行。</p> <p>事実概要：原告は搭乗予定者（消費者）の夫・父、被告は大韓航空。原告のクレジットカード（家族カード）を使用して、妻子を搭乗者とする航空券が購入され、原告預金口座から代金が引き落とされたことを理由に原告が提訴した。被告航空会社が運航スケジュールを変更しソウル・アムステルダム間の航空便を欠航としたため妻子が旅行に参加できなくなった。このため被告航空会社に対し民法415条及び消費者契約法8条を根拠に債務不履行に基づく損害賠償を請求した。被告は、原告の妻が契約者であるので、原告との間で国際航空旅客運送契約が締結された事実はないと主張。</p> <p>争点：原被告間の国際航空旅客運送契約の存在が争われた。</p> <p>判決：請求棄却。判決は、本件航空券は、原告の妻を契約者とするJTBとの間の手配旅行契約の方法で購入されたものであり、本件航空便についての国際航空旅客運送契約は、原告の妻子と被告との間で締結されたと認定した。また、判決は、原告がJTBとの手配旅行契約手続をし、原告のクレジットカードが用いられたとしても、被告としては、原告の存在を認識しえず原告からの申込みを受けたとしてこれに対する承諾をすることはないと認定した。原告・被告間に契約が存在しないから原告本訴請求に理由が無いとして請求棄却。なお、原告に当事者適格があるかどうか争われたが、判決は、当事者適格は認められた。</p>

\*本稿の対象から除外した75件の判決は次の通りである。

(1) 東京地判令和元年9月4日, 平26(ワ)19860号。文献番号2019 WLJPCA 09048001 (大規模米国企業対中規模日本企業の優越的地位濫用事件。), (2) 東京地判平成31年3月20日, 平25(ワ)31378。文献番号2019 WLJPCA 03206001 (野村HD対日本IBMの開発契約不履行事案。), (3) 東京地判平成30年12月6日, 平28(ワ)30998号。文献番号2018 WLJPCA 12068011 (消費者契約だが国内契約。ブランド品買取の際偽造品である場合の解除条項の有効性が争点。), (4) 東京高判平成30年4月18日, 平29(ネ)3234号。文献番号2018 WLJPCA 04186003 (消費者契約だが国内契約。無線データ通信サービス提供にかかる契約をめぐる詐欺・不実告知に基づく不当利得返還請求。), (5) 東京地判平成30年3月8日, 平29(ワ)30031号。文献番号2018 WLJPCA 03088020 (消費者契約だが国内契約。募集型企画旅行の参加者が旅行業を提訴。), (6) 東京地判平成29年5月17日, 平26(ワ)32425号。文献番号2017 WLJPCA 05178003 (国内契約。出資金を詐取された原告主婦Xの詐取者Y1及び委任業務履行の弁護士Y2に対する損害賠償請求。), (7) 東京地判平成29年2月20日, 平27(ワ)1625号。文献番号2017 WLJPCA 02208004 (消費者契約問題で, 消費者原告と訴外韓国会社との出資契約が関わるが, 実質的には国内不法行為事案。), (8) 東京地判平成28年10月6日, 平27(ワ)9337号。文献番号2016 WLJPCA 10066007 (日本企業対米国企業の優越的地位濫用事件。), (9) 東京地判平成28年5月17日, 平26(ワ)21728号。文献番号2016 WLJPCA 05178011 (日本人男性会員(被告)と中国人女性(原告)との婚約及び婚約破棄に伴う結婚仲介業者の仲介料支払請求に関わる事案。), (10) 東京地判平成28年2月15日, 平26(ワ)19860号。文献番号2016 WLJPCA 02156001 (ケース(1)の中間判決: 日本国裁判所に管轄がない旨の本案前の主張に対し理由がない旨の中間判決。), (11) 東京地判平成27年8月5日, 平26(ワ)7090号。文献番号2015 WLJPCA 08058008 (カード会社対カード利用者の国内事案。), (12) 東京地判平成27年5月27日, 平26(レ)622号。文献番号2015 WLJPCA 05278010 (クレジットカード利用者(控訴人)対カード盗難保険・保険会社(被控訴人)の国内事案控訴審。), (13) 東京地判平成26年4月24日, 平23(ワ)29471号。文献番号2014 WLJPCA 04248034 (投資信託受益証券を購入した原告医師対証券会社の国内事案。消費者契約法上の不実表示等をめぐる不当利得返還請求。), (14) 東京地判平成26年2月13日, 平24(ワ)28856号。文献番号2014 WLJPCA 02138015 (建物明渡等本訴請求/敷金返還等反訴請求事件。騒音行為等を理由とする契約不履行による賃貸借契約解除の国内事案。), (15) 東京地判平成25年12月13日, 平25(ワ)18517号。文献番号2013 WLJPCA 12138015 (原告に対し金銭を支払うことを被告に命じた大韓民国裁判所判決の執行を原告が求める国際事案。個人間取引で消費者契約でない。), (16) 東京地判平成25年8月27日, 平23(ワ)40187号。文献番号2013 WLJPCA 08278016 (国内事案。投資家対FX取引仲介業者。), (17) 東京地判平成25年2月7日, 平24(ワ)8966号。文献番号2013 WLJPCA 02078015 (個人投資家対会社。国内事案だがイラク紙幣に対する投資(売買)の代金の不当利得返還請求/損害賠償請求。), (18) 東京地判平成24年10月1日, 平23(ワ)23856号。文献番号2012 WLJPCA 10018005 (個人投資家対会社。ケース(17)類似。), (19) 大阪地判平成24年7月27日, 平20(ワ)73号。文献番号2012 WLJPCA 07276004, 裁判所ウェブサイト, 判タ1398号159頁(個人対リース会社他。電話機リース契約に関する勧誘行為をめぐる争い。), (20) 東京地判平成24年7月26日, 平22(ワ)37045号。文献番号2012 WLJPCA 07268001, 判時2162号86頁(個人買主対美術商。消費者契約だが国内事案。売買の錯誤無効又は被告の不法行為責任を争う。), (21) 大阪地判平成24年6月7日, 平20(ワ)13573号。文献番号2012 WLJPCA 06076001 (英会話学校受講生対学校経営会社役員。会社が債務超過の状態にあったことを秘匿した等の不法行為責任。), (22) 東京地判平成24年3月8日, 平22(ワ)38882号。文献番号2012 WLJPCA 03088007 (被告証券会社から購入したユーロ債について不実告知等消費者契約法4条1項に基づく契約取消又は錯誤無効を主張する国内事案。), (23) 旭川地判平成24年1月31日, 平23(レ)45号。文献番号2012 WLJPCA 01319016 (NHK対受信者。受信料支払いをめぐる争いの控訴審。), (24) 東京地判平成24年1月19日, 平20(ワ)10000号。文献番号2012 WLJPCA 01198001 (専業主婦(本訴原告・反訴被告)対商品先物取引受託業会社の国内事案。不実告知による不法行為又は消費者契約法上商品先物取引委託契約取消しを争う。), (25) 京都地判平成24年1月12日, 平22(ワ)3533号。文献番号2012 WLJPCA 01126001, 裁判所ウェブサイト, 判時2165号106頁, 消費者法ニュース91号252頁(個人対通信会社の国内事案。PC通信におけるパケット料金条項は消費者契約法10条及び公序良俗に違反と主張。), (26) 東京地判平成23年11月17日, 平23(レ)26号。文献番号2011 WLJPCA 11178006, 判タ1380号235頁, 判時2150号49頁, 消費者法ニュース91号186頁(大学ラグビークラブチーム対旅館の国内事案。宿泊予約を取り消した際に被控訴人に支払った取消料をめぐる争い。), (27) 東京地判平成23年11月9日, 平22(ワ)17681号。文献番号2011 WLJPCA 11098007。金法1961号117頁(不動産会社社長対金融商品販売会社の国内事案。投資信託受益権購入契約について適合性原則違反, 消費者契約法4条2項の不利益事実不告知による契約取消, 説明義務違反を主張。), (28) 福岡地判平成23年11月8日, 平21(ワ)5382号。文献番号2011 WLJPCA 11086005, 金法1951号137頁(個人対銀行・証券会社の国内事案。不利益事実不告知・不実告知があるため消費者契

約法4条に基づく取消し等を請求), (29) 東京地判平成23年9月30日, 平21(ワ)16684号。文献番号2011 WLJPCA 09308023 (25歳女性対会社を名乗る個人の国内事案。海外ロングステイされるお客様のコンサルティングという求人に関連する不法行為に基づく損害賠償・不当利得返還請求), (30) 東京地判平成23年8月10日, 平22(ワ)836号。文献番号2011 WLJPCA 08108004, 金法1950号115頁(個人対保険会社の国内事案。変額個人年金保険につき勧誘時に不実表示があったとして消費者契約法等により契約を取消し不当利得返還/不法行為損害賠償請求した事案。), (31) 旭川簡判平成23年6月21日, 平23(ハ)115号。文献番号2011 WLJPCA 06216005 (ケース(23)の原判決。), (32) 東京地判平成23年1月28日, 平21(ワ)15708号。文献番号2011 WLJPCA 01288007, 金法1925号105頁(個人対証券会社・銀行の国内事案。原告が仕組債を購入したところその発行者及び保証会社が経営破綻したため, 被告証券会社に対して錯誤無効及び消費者契約法違反による取消等を求めた事案。), (33) 東京地判平成23年1月28日, 平20(ワ)33502号。文献番号2011 WLJPCA 01288036 (個人対先物取引会社。商品先物取引委託契約に関し被告従業員が原告に不利益事実を告知しなかったとして消費者契約法に基づき取引の取消しを争った国内事案。), (34) 東京地判平成22年12月27日, 平21(ワ)9165号。文献番号2010 WLJPCA 12278031 (自動車学校運営会社とその代表取締役対証券会社の消費者契約国内事案。原告が外国債を購入し損失を被ったため被告証券会社従業員の説明義務違反, 詐欺, 不実告知などを主張), (35) 東京地判平成22年12月16日, 平20(ワ)27893号。文献番号2010 WLJPCA 12168015 (個人対証券会社。原告が購入した金融商品につき, 取引は違法な勧誘行為に基づくものとして損害賠償を求めた国内事案。), (36) 東京地判平成22年10月28日, 平21(ワ)32488号。文献番号2010 WLJPCA 10288021 (会社対個人。原告が訴外A社に対する貸付金につき連帯保証した被告に対し貸付残元金の支払を求め, 又, 担保の株式への質権設定につきその確認を求めた国内事案。), (37) さいたま地判平成22年10月12日, 平21(ワ)3720号。文献番号2010 WLJPCA 10126003, 証券取引被害判例セレクト39巻238頁(ケース17・18類似。個人対取引業者。国内事案だがイラク紙幣に対する投資(売買)代金の不当利得返還請求。), (38) 東京高判平成22年6月29日, 平21(ネ)4582号。文献番号2010 WLJPCA 06296001, 判時2104号40頁(NHK対受信者。受信料支払いをめぐる争いの控訴審。), (39) 東京地判平成22年6月10日, 平20(ワ)29886号。文献番号2010 WLJPCA 06108010 (不動産賃貸会社対飲食店店舗賃借人。原告が, 賃借人被告に対し賃貸借契約の解除を理由に建物明渡と未払賃料支払を求めた。国内事案。), (40) 名古屋地判平成22年1月28日, 平20(ワ)3188号。文献番号2010 WLJPCA 01289014, 判タ1341号153頁, 判時2075号62頁(プロ野球応援団員対プロ野球運営を統括する社団法人という国内事案。), (41) 東京地判平成22年1月25日, 平21(ワ)9056号。文献番号2010 WLJPCA 01258004 (個人対会社及びその役員・従業員の国内事案。原告が被告R社の勧誘に応じて投資事業有限責任組合に出資したが, 不法行為に基づく損害賠償等を請求。), (42) 東京地判平成21年8月27日, 平20(ワ)30819号。文献番号2009 WLJPCA 08278054 (個人対金融商品販売会社及びその代表取締役の国内事案。原告は被告会社との間でファンド匿名組合基本契約を締結し金員を出資したが不法行為等に基づき損害賠償請求), (43) 東京地判平成21年7月28日, 平19(ワ)2795号。文献番号2009 WLJPCA 07288002 (NHK対受信者。ケース38の原審判決。), (44) 大阪地判平成21年3月31日, 平19(行ウ)34号。文献番号2009 WLJPCA 03319007 (受信者対国及びNHK。原告が, 総務大臣が被告NHKに対してした放送法上の命令・要請等は憲法違反として国家賠償及び損害賠償を求めた事案。), (45) 東京地判平成20年10月20日, 平19(ワ)6936号。文献番号2008 WLJPCA 10208009 (商品先物取引受託業者対個人の国内事案。商品先物取引受託業者の原告が, 顧客の被告に対し商品先物取引売買差損金を立替払したと主張して, 立替金等を請求), (46) 東京地判平成20年7月29日, 平19(ワ)7637号。文献番号2008 WLJPCA 07298008, 判タ1291号273頁(個人(オペラ観客)対朝日新聞・朝日放送・野村証券他の国内事案。オペラ上演において, 指揮者が宣伝と異なるというクレーム事案), (47) 大阪地判平成20年5月30日, 平18(ワ)304号。文献番号2008 WLJPCA 05306006, 先物取引裁判例集54号44頁(商品先物取引受託業者(本訴原告・反訴被告)対個人の国内事案。業者たる原告が, 被告委託の商品先物取引の差損金残金支払を求めたところ, 被告が勧誘行為に消費者契約法4条所定の取消事由があると反訴請求した事案。), (48) 東京地判平成20年3月28日, 平17(ワ)13818号。文献番号2008 WLJPCA 03288029, 先物取引裁判例集51号510頁(個人対商品先物取引受託業者の国内事案。原告は従前から統合失調症を発症し保佐開始の審判もされている。), (49) 東京地判平成20年2月25日, 平18(ワ)1336号。文献番号2008 WLJPCA 02259004 (個人対先物取引会社の国内事案。商品先物取引委託契約に関し違法な勧誘につき不法行為に基づく損害賠償請求又は消費者契約法に基づく不当利得返還請求事案。), (50) 札幌高判平成20年1月25日, 平19(ネ)192号。文献番号2008 WLJPCA 01256001, 判時2017号85頁, 金商1285号44頁, 消費者法ニュース75号207頁, 先物取引裁判例集50号136頁(個人対先物取引会社。金先物取引につき被控訴人会社外交員が消費者である控訴人に行った違法な勧誘により損害を被ったとして損害賠償請求。), (51) 大阪高判平成18年11月28日, 平17(ネ)3134号。文献番号2006 WLJPCA 11289005, 判タ267号224頁, 判時1973号62頁, 労判930号26頁(退職者対会社の国内事案。退職者との間で独自の年金契約を締結し年金を支給する私企業が経済情勢等の大幅な変動を理由として利率を引下げ年金支給額を減

額した事案。), (52) 最判平成18年11月27日, 平16(受)2117号。文献番号2006 WLJPCA 11270001, 民集60巻9号3732頁, 裁時1424号2頁, 裁判所ウェブサイト, 判タ1232号97頁, 判時1958号12頁(受験生対医科大の国内事案。学生納付金の争い。), (53) 千葉地判平成18年10月10日, 平17(行ウ)44号。文献番号2006 WLJPCA 10109003(千葉県住民対千葉県機関の国内事案。県立高校をめぐる公文書非公開決定取消請求事件。), (54) 大阪地判平成18年9月29日, 平16(ワ)12777号。文献番号2006 WLJPCA 09299005(個人対販売者及び信販会社の国内事案。原告は被告会社から呉服, 寝具等を複数回にわたり購入したが, 未払分の売買代金債務・立替金債務の不存在確認等を求めた。), (55) 東京地判平成18年1月31日, 平16(ワ)14344号。文献番号2006 WLJPCA 01310003(受験生対学校法人の国内事案。学生納付金返還請求。), (56) 札幌高判平成17年9月14日, 平17(ネ)145号。文献番号2005 WLJPCA 09146005, 先物取引裁判例集40号560頁(個人対日本業者。外国為替証拠金取引類似の金融派生商品取引をめぐる国内事案。通貨売買取引について詐欺等不法行為に基づく損害賠償請求又は不当利得返還請求。), (57) 東京地判平成17年7月22日, 平16(ワ)14082号。文献番号2005 WLJPCA 07220008。証券取引被害判例セレクト26巻223頁(個人対証券会社の国内事案。日経オプション取引をした原告が被告証券会社に対し損害賠償請求。), (58) 横浜地判平成17年4月28日, 平15(ワ)3452号。文献番号2005 WLJPCA 04280005, 判時1903号111頁, 金商1225号41頁(受験生対学校法人の国内事案。大学の合格者が入学辞退した場合の納付済学納金の不当利得返還請求。), (59) 札幌地判平成17年2月24日, 平16(ワ)811号。文献番号2005 WLJPCA 02246001, 先物取引裁判例集39号471頁(ケース56の原審。), (60) 東京地判平成16年12月20日, 平14(ワ)28684号。文献番号2004 WLJPCA 12200005, 判タ1194号184頁(受験生対学校法人の国内事案。入学金, 授業料等の学納金不当利得返還請求事案。), (61) 大阪高判平成16年9月10日, 平16(ネ)21号。文献番号2004 WLJPCA 09100008, 判時1882号44頁(受験生対学校法人の国内事案。入学辞退者の納入した入学金及び学納金の返還を求めた事案。), (62) 東京地判平成16年4月30日, 平14(ワ)20659号。文献番号2004 WLJPCA 04300003(受験生対学校法人の国内事案。大学入学を辞退した場合の入学時納入金の返還請求。), (63) 東京地判平成16年3月30日, 平14(ワ)26066号。文献番号2004 WLJPCA 03300021(受験生対学校法人の国内事案。大学入学を辞退した場合の入学時納入金の返還請求。), (64) 東京地判平成16年3月22日, 平14(ワ)20623号。文献番号2004 WLJPCA 03220009(受験生対学校法人の国内事案。合格者の入学辞退の場合の入学金の返還請求。), (65) 大阪地判平成16年3月5日, 平14(ワ)6380号。文献番号2004 WLJPCA 03056003, 民集60巻9号3651頁(受験生対学校法人の国内事案。学納金をめぐる不当利得返還請求。), (66) 東京地判平成16年2月4日, 平14(ワ)17613号。文献番号2004 WLJPCA 02040006(歯科医対機械リース業者の国内事案。未払リース料及び規定損害金債務の不存在確認を求める訴え並びに未払リース料に関する反訴。), (67) 大阪地判平成16年1月21日, 平14(ワ)6372号。文献番号2004 WLJPCA 01210003(受験生対学校法人の国内事案。退学学生の納付した授業料について不返還特約が争われた。), (68) 東京地判平成16年1月14日, 平14(ワ)20127号。文献番号2004 WLJPCA 01140010(個人対リース業者。本訴原告らが被告に対しリース契約の無効等を理由としてリース料等債務不存在確認を求めた。), (69) 大阪地判平成15年12月26日, 平14(ワ)6375号。文献番号2003 WLJPCA 12269011(受験生対学校法人の国内事案。入学辞退者の学納金の返還請求事案。), (70) 東京地判平成15年11月26日, 平14(ワ)27108号。文献番号2003 WLJPCA 11260012(個人対国際結婚仲介会社。原告会社が, 被告と国際結婚仲介に関する契約を締結したとして契約金の支払を求めた。), (71) 東京地判平成15年10月23日, 平14(ワ)20642号。文献番号2003 WLJPCA 10230004, 判時1846号29頁(受験生対学校法人の国内事案。入学時納入金の返還請求事案。), (72) 大阪地判平成15年10月9日, 平14(ワ)9609号。文献番号2003 WLJPCA 10099007(受験生対学校法人の国内事案。学納金返還請求事案。), (73) 札幌地判平成15年6月27日, 平14(ワ)2054号。文献番号2003 WLJPCA 06276002, 先物取引裁判例集34号409頁(外国為替関連国内事案。被告を介して外国為替証拠金取引を行った原告が損害賠償請求。), (74) 神戸地判平成14年3月26日, 平9(ワ)10号。文献番号2002 WLJPCA 03269015(個人対保険会社。兵庫県南部地震の際に所有・占有する建物・家財が火災によって焼失したという保険金請求。), (75) 函館地判平成12年3月30日, 平6(ワ)248号。文献番号2000 WLJPCA 03300004, 判タ1083号164頁, 判時1720号33頁(個人対保険会社。地震後の火災によって家屋を失った原告が火災保険金の支払いを求めた。)